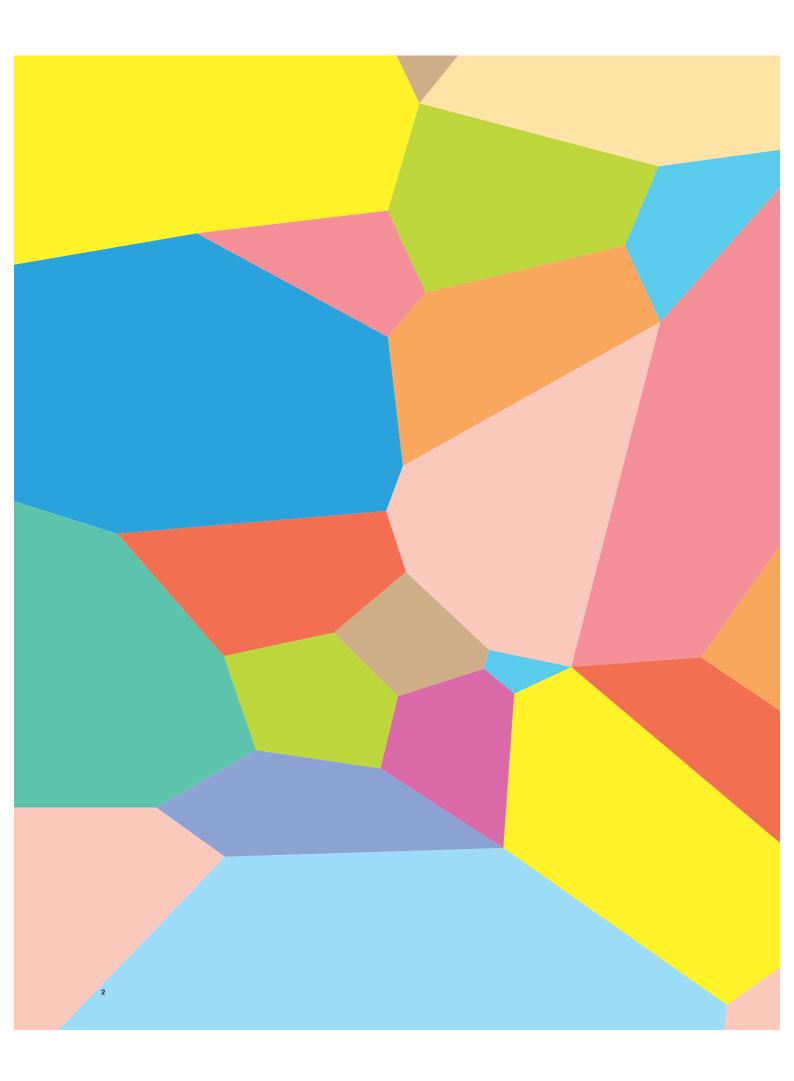


OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO 2025

登録申請書(日本語仮訳) (2020年10月改訂版)



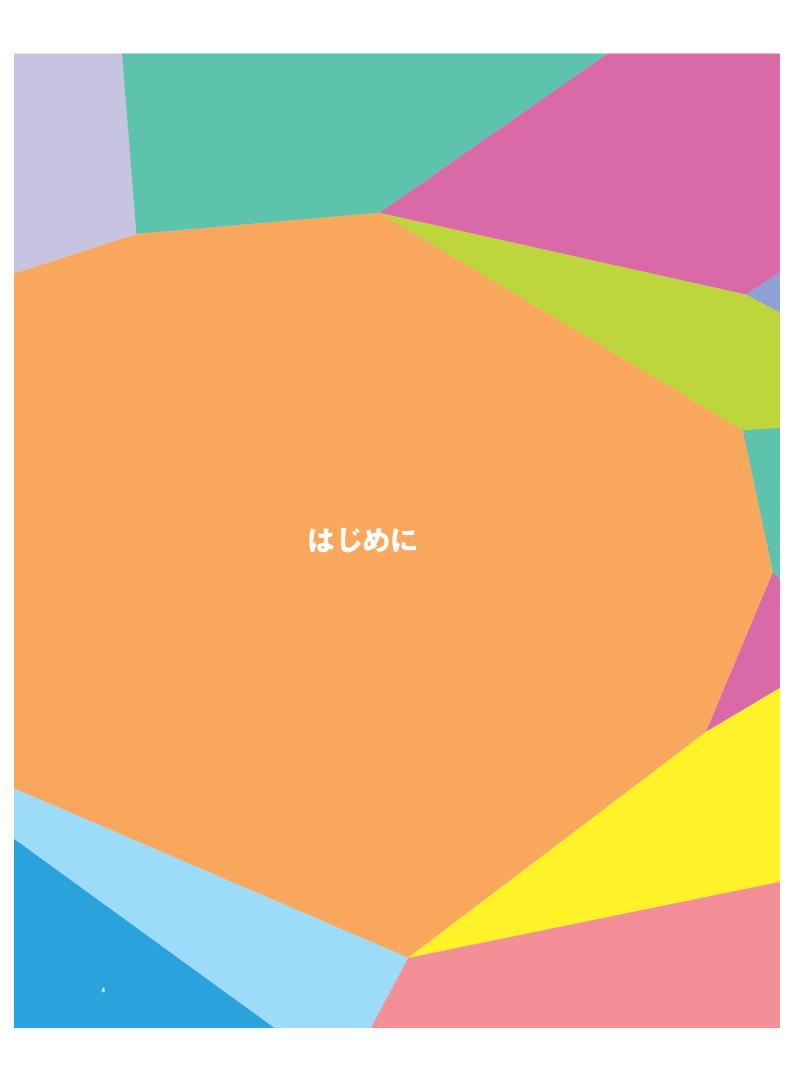


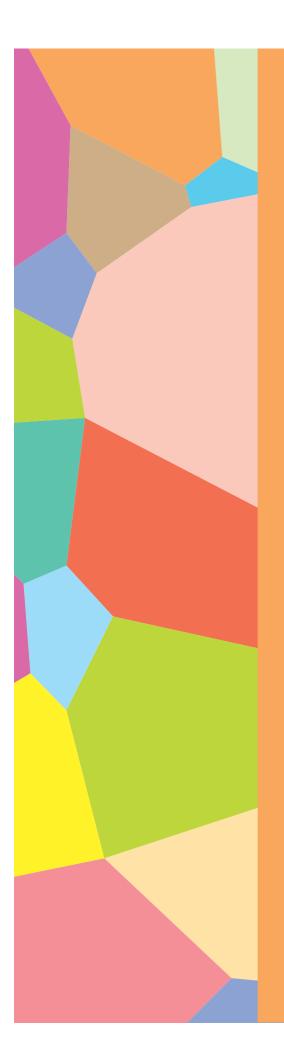
はじめに		4
第1章	法令上及び財政上の措置並びに開催者の法的地位	18
第2章	テーマ、サブテーマ及びコンセプト	76
第3章:	会場及びその運営	122
第4章:	コミュニケーション	170
第5章	商業活動	190
第6章 う	資金計画	202
第7章	レガシー	236
第8章	法的文書	246

本登録申請書の記載内容は特別な記載がない限り、2020年7月15日時点の ものである。

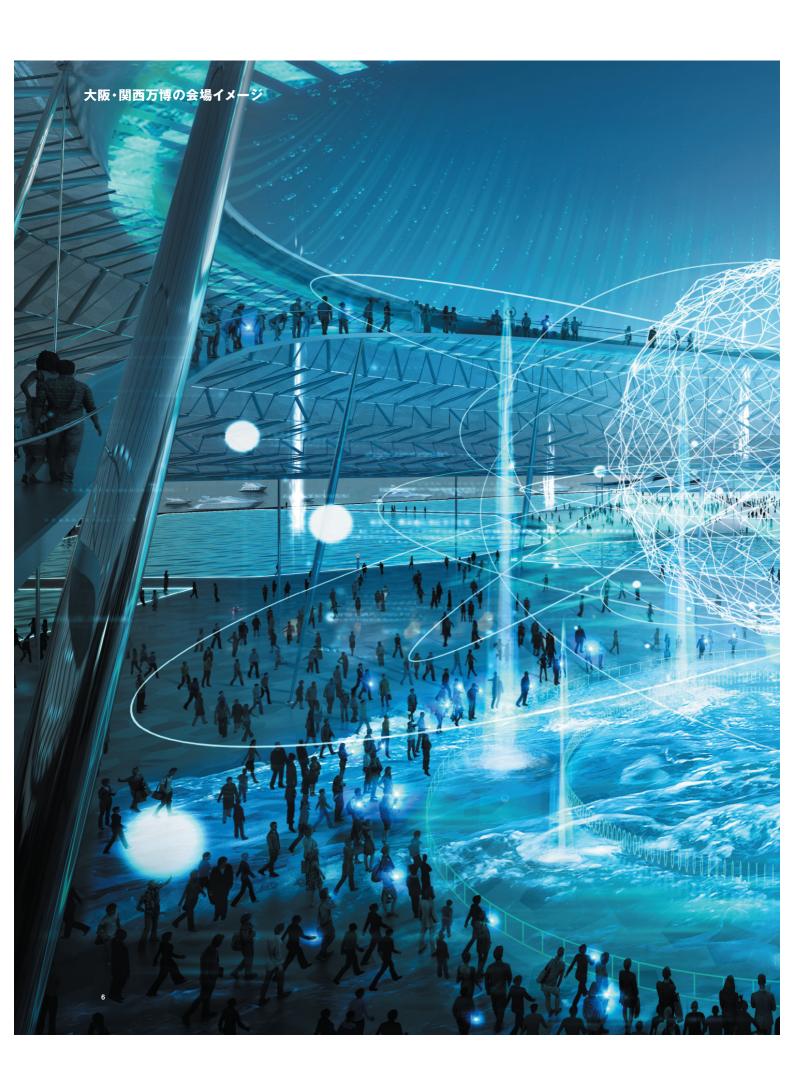
ドル/円レートについて:

本登録申請書における US ドル (米ドル) の金額は、2018 年の年間平均 TTS と年間平均 TTB の中間値 (仲値) である 110 円 /US ドルで換算したものである。





概要	8
国際博覧会運動における日本の使命	10
テーマ:いのち輝く未来社会のデザイン	11
「SDGs+beyond」達成への飛躍の機会	12
サブテーマ:Saving Lives(いのちを救う)、 Empowering Lives(いのちに力を与える)、	
Connecting Lives (いのちをつなぐ)	13
コンセプト: People's Living Lab (未来社会の実験場)	13
エリア:東アジア、日本、そして大阪・関西	14
会場:夢洲	15
レガシー	15
COVID-19を受けて	16





名称

2025年日本国際博覧会 (略称「大阪·関西万博」)

テーマ

いのち輝く未来社会のデザイン

サブテーマ

Saving Lives (いのちを救う)
Empowering Lives (いのちに力を与える)
Connecting Lives (いのちをつなぐ)

8

コンセプト

People's Living Lab (未来社会の実験場)

会場

夢洲(大阪市臨海部)

開催期間

2025年4月13日(日曜日)~10月13日(月曜日)

来場者数 (想定)

約2,820万人

■国際博覧会運動における日本の使命

日本は、2025年の国際博覧会の開催国として、日本の使命を問い直す。

日本は1867年のパリ万博から国際博覧会に参加するとともに、1970年大阪万博、1975年沖縄海洋博、1985年つくば科学技術万博、1990年大阪花博、2005年愛知万博と、過去5回もの国際博覧会を開催するなど、世界で国際博覧会の経験が最も豊富な国の一つである。しかし、このことは、日本が2025年国際博覧会を容易に成功に導けることを意味しない。むしろ、逆である。

過去に成功体験がある国は、往々にして、その成功体験に模範解答を求め、成功体験に影響をうける傾向があるが、それが次の成功を生むことが稀であることは歴史が物語っている。

もちろん、過去から変わりさえすれば成功が約束されるほど国際博覧会は単純ではない。しかし、国際博覧会に変革を求め、新機軸を打ち立てようと試みることが、2018年11月に2025年国際博覧会を経験豊富な日本に負託した世界各国の期待に応え、国際博覧会に付加価値を与える道であると日本は信じる。

「日本は万博に関して長い歴史と伝統を有している。今回、万博の概念にイノベーションを起こすことは日本の責務である。」ロセルタレス博覧会国際事務局(以下、「BIE」)前事務局長から日本への助言である。この言葉は日本が目指す全てを物語っており、大阪・関西万博の一連の準備を通じて日本にとっての羅針盤となっている。

テーマ: いのち輝く未来社会のデザイン

日本国政府は、誘致段階においてBIE加盟国に対し『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして提示し、多くの国々の支持を得ることができた。

21世紀に入り、人類は国際合意や国際協力、そしてそれぞれの国の努力によって、かつてないほど課題の解決を成し遂げてきた。

例えば、2015年を目標年として設定した開発分野における国際社会共通の目標、ミレニアム開発目標(以下、「MDGs」)は、「これまでの歴史で最も成功した貧困撲滅の取り組み」と言われる。MDGsの取組が成功したことにより、我々人類は望ましい未来を協力して描き、その達成に向けて共に努力を重ねることで、現実のものにできることが示された。また、未来の姿を世界が共にデザインしていくアプローチが有効であること、も示している。

MDGsによって築かれた土台を基礎とし、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、2030年までの国際目標となる、持続可能な開発目標(以下、「SDGs」)が掲げられた。このことは、国際社会が一連の議論を通して、望ましい未来の姿を表現するということを象徴する出来事であった。SDGsは持続可能な未来に向けたあらゆる国々の社会・経済システムの変革を促すものになると期待されている。

2030年に向けて、我々の生活に劇的な変化をもたらす革新的な技術も進歩するだろう。人工多能性幹細胞(以下、「iPS細胞」)のようなライフサイエンステクノロジー、人工知能(以下、「AI」)、ロボティクスを含む、これらの革新的な科学技術は新たな時代を作るブレークスルーとなるだろう。こうした技術により私たちは不治の病の発見や治療、これまでとは異なる働き方や学び方を手にすることができると期待される。

一方で、世界の状況を見ると先進国と途上国との生活環境の格差は今なお大きく、「誰一人取り残さない」というSDGsの誓いを実現する道筋はいまだ途上である。資本主義は経済成長への道筋を整え、絶対的貧困の撲滅に貢献してきた一方で、経済格差(所得格差や資産格差)を拡大させる結果をもたらしてきたかもしれない。また、持続可能な未来社会に向けた解決策となり、本来は人々を幸せにするようなバイオテクノロジーやロボティクスも、人間社会とのつながりが置き去りにされると、不安を生み出す技術となるおそれもある。

かつてないスピードで私たちを取り巻く環境が変化する中で、我々は「幸福とは何か」、「自らのポテンシャルを最大限に発揮するためにはどうするべきか」、「それを支える社会はどうあるべきか」という深遠な問いを投げかけられている。

『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマは、人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、国際社会が 共創していくことを推し進めるものである。

言い換えれば、大阪・関西万博は、格差や対立の拡大といった新たな社会課題や、AIやバイオテクノロジー等の科学技術の発展、その結果としての長寿命化といった変化に直面する中で、一人一人に対し、自らにとって「幸福な生き方とは何か」を正面から問う、初めての万博になる。

近年、人々の価値観や生き方がますます多様化するとともに、技術革新によって誰もがこれまで想像しえなかった量の情報にアクセスし、やりとりを行うことが可能となった。このような進展は、大阪・関西万博が世界の叡智とベストプラクティスを大阪・関西地域に集約するのに役立ち、多様な価値観が複雑に絡み合った諸課題への解決策をもたらすはずである。

■「SDGs+beyond」達成への飛躍の機会

日本は、大阪・関西万博を「SDGs+beyond」達成への飛躍の機会に位置付ける。

『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマの下で行われる一連の活動は、「誰一人取り残さない」という誓いに裏打ちされた持続可能な方法で、多様性と包摂性のある社会を実現することを究極の目的とする、国連のSDGsと合致するものである。

大阪・関西万博が開催される2025年は、SDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けたこれまでの取組の進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となる。

同時に、大阪・関西万博においては、中長期的な視野を持って未来社会を考える際、2030年のSDGS 達成にとどまらず、+beyond(2030年より先)に向けた目標が示されることも期待される。開催者(第1章 1.1.1参照)は、パビリオン展示にとどまらず、SDGs+beyondに向けた取組について世界各国の有識者や来場者などが議論を行う場を設け、その成果を、例えば「Expo2025 Osaka Kansai Agenda」(仮称)として取りまとめた上で、世界に発信していく。

サブテーマ: Saving Lives (いのちを救う)、 Empowering Lives (いのちに力を与える)、 Connecting Lives (いのちをつなぐ)

大阪・関西万博のテーマである「いのち」について考える軸として、我々は、「Saving Lives (いのちを救う)」、「Empowering Lives (いのちに力を与える)」、「Connecting Lives (いのちをつなぐ)」という3つのサブテーマを設定する。

「いのちを救う」は、一人一人の「いのち」を守る、救うことに焦点を当てるものである。「いのちを救う」から想定される具体的な展示としては、例えば、公衆衛生の改善による感染症対策、防災・減災の取組による安全の確保、自然との共生等が挙げられる。

「いのちに力を与える」は、一人一人の「生活」を豊かにする、可能性を広げることに焦点を当てるものである。「いのちに力を与える」から想定される具体的な展示としては、例えば、情報通信技術(以下、「ICT」)を活用した質の高い遠隔教育の提供、スポーツや食を通じた健康寿命の延伸、AIやロボティクスの活用による人間の可能性の拡張等が挙げられる。

「いのちをつなぐ」は、一人一人がつながり、コミュニティを形成する、社会を豊かにすることに焦点を当てるものである。「いのちをつなぐ」から想定される具体的な展示としては、例えば、パートナーシップ・共創の力、ICTによるコミュニケーションの進化、データ社会の在り方等が挙げられる。

コンセプト: People's Living Lab (未来社会の実験場)

大阪・関西万博におけるコンセプトは、「People's Living Lab (未来社会の実験場)」である。このコンセプトは以下の一連の活動を通じて実現される。

大阪・関西万博では、会場を新たな技術やシステムを実証する、「未来社会の実験場」と位置づけ、多様なプレーヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための、Society 5.0 実現型会場を目指す。例えば、人の流れをAI等の技術でコントロールすることによる、会場内での快適な過ごし方の実現や、キャッシュレス、生体認証システム、世界中の人と会話できる多言語システムの実装等が想定される。

また、このコンセプトを実現するために重要になるのが、Co-Creation (共創)である。ここでの共創とは、多様な参加者と共に大阪・関西万博を創りあげることを意味する。大阪・関西万博では、会期前から大阪・関西万博に関わるネットワークを広げていくことを通じて、会場内外からこの壮大な実験に参加して未来社会のデザインを共創することを目指す。

■エリア: 東アジア、日本、そして大阪・関西

日本は、約1億2,700万人の人口(世界第10位)と約5兆米ドルのGDP(世界第3位)を有しており、加えて、約14億人の人口(世界第1位)と約14兆米ドルのGDP(世界第2位)を誇る中国、さらに総人口約7億人とGDP総額約3兆米ドルのASEAN諸国を含む巨大なアジア市場の玄関口でもある(出典:世界銀行)。近年、日本を訪れる外国人観光客が増えており、その中でもアジア各国からの観光客が多く、インバウンド消費も拡大している。

大阪・関西地域は、約1600年前から日本の政治・経済・文化の中心であった地域であり、複数の古都を 擁し、神社仏閣、歴史的建造物、伝統芸能、和食などの幅広い文化遺産を有しており、日本の歴史観光資源の約半数が大阪・関西地域に集積している。また同時に、大阪・関西地域は、大阪・関西万博のテーマ『いのち輝く未来社会のデザイン』と完全に同期する分野である、ライフサイエンス、食、スポーツ、エンターテイメント等の先進地域である。例えば、大阪・関西地域には、京都大学iPS細胞研究所を含む、数多くの研究機関及び企業で構成される世界有数のバイオメディカルクラスターや様々な先端技術開発の拠点が存在している。

会場:夢洲

大阪・関西万博の会場は、夢洲である。夢洲は、大阪市内の臨海部に位置する人工島であり、来場者は瀬戸内海の美しい景観に接することができる。

会場は「非中心」「離散」をキーコンセプトとして未来社会を反映している。ランダムに配置されたパビリオンが世界中に広がる個々の人々を表し、会場を世界中の80億人皆で共創していく未来社会と見立てている。開催者は、未来社会をデザインする万博として、バーチャル技術を会場内外で展開する。具体的には、①夢洲の会場内で行う最新のバーチャル技術を活用した様々な展示や催事(会場内)、②ウェブサイトやその他の技術を活用し、様々な理由で実際に来場することができない世界中の人々が大阪・関西万博に参加できる仕組み(会場外・オンライン)といった二つの軸で、未来社会を想起させる展示やアイデア展開の手法を検討する。

レガシー

国際社会は所得格差、社会不安の拡大、生活環境や働き方の変化、大規模な災害、高齢化社会など新たな課題にさらされている。

開催者は、大阪・関西万博を通じ、個人の行動変容を促し、SDGsなどの人類共通の課題解決に向けた大きなムーブメントを起こす。

同時に、大阪・関西万博では、会場を「未来社会の実験場」として、様々な技術やシステムの実証が行われる。こうした実証のプロセスや結果もまた、大きなレガシーとなる。

また、開催者は今後、具体的に準備を進めていくに当たり、多様なバックグラウンドを持つ人から広く知恵を集めつつ、準備段階から多様な主体による共創を実現していく。様々なアイデアを取り入れることができるよう、年齢、性別、国籍など様々な観点から多様性のある推進体制を構築していく。こうした未来社会を担う次世代の才能の飛躍の機会となることも、大阪・関西万博のレガシーの1つである。

【COVID-19を受けて

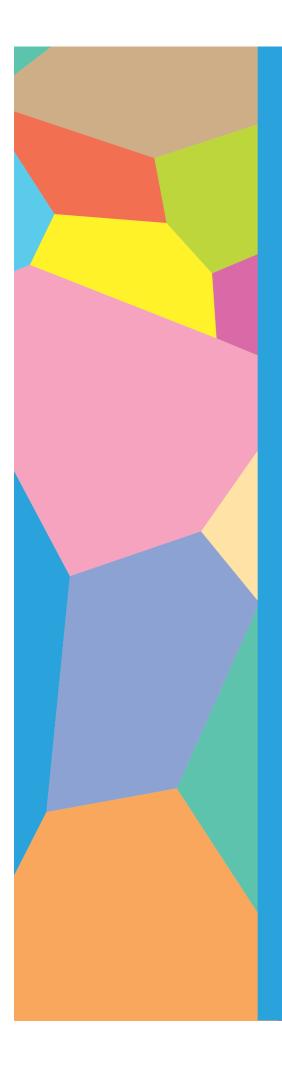
世界の隅々までを変化させ、地球上のすべての人が「いのち」について考えることとなったCOVID-19をきっかけに、大阪・関西万博の在り方も「ニュー・ノーマル」への対応を考えていくこととなるだろう。

世界的な感染症のような未曽有の事態が起こった時でも、万博としてのメッセージを伝え、世界中の人々に参加を促すために、我々が準備しておくべきことは何か。

例えば、オンラインを活用した、時間的、空間的制約を乗り越えたコミュニケーションの在り方はこれを考えるヒントとなる。 開催者は今後、このような新たな万博の在り方についても検討を進めていく。

第 1 章

法令上及び財政上の措置 並びに開催者の法的地位



1.1 1.1.1	法令上及び財政上の措置 登録申請及び日本国政府の義務	20			
1.1.2	政府代表	21			
1.1.3	資金計画及び保証				
1.2 1.2.1	開催者の組織構造及び法的地位 経過	21 21			
1.2.2	2025年日本国際博覧会協会				
1.3 1.3.1	法令上の特別措置 査証及び出入国	25			
1.3.2	課税	26			
1.3.3	通関	26			
1.3.4	特権	27			
1.3.5	See Agreement				
1.4 1.4.1	適用法令 法令一般				
1.4.2	知的財産				
1.4.3	通関				
1.4.4	課税	31			
附属資料	1-1. 閣議決定文書 (2025年日本国際博覧会の 博覧会国際事務局に対する登録申請について)	34			
	1-2. 閣議了解文書 (大阪府における2025年国際博覧会の 立候補及び開催申請について)	35			
	1-3. 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び 運営のための必要な特別措置に関する法律	36			
	1-4. 国際博覧会推進本部員名簿	50			
	1-5. 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 定款	52			
	1-6. 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 幹部略歴(会長、事務総長、副事務総長)	66			
	1-7. シニアアドバイザー・プロデューサー一覧	71			
	1-8. 地方自治体の確認書	72			
	1-9. 経済界の確認書	73			

第1章 法令上及び財政上の措置 並びに開催者の法的地位

法令上及び財政上の措置

1.1.1 登録申請及び日本国政府の義務

日本国政府は、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」(以下、「国際博覧会条約」)第10条第2項の規定に基づき、国際博覧会を開催する法人を公式に認めるとともに、当該法人による開催国の義務の履行を保証する。

このため、日本国政府は「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」(平成31年法律第18号)(以下、「万博特措法」)を制定、2019年5月23日に施行した。万博特措法に基づき、

2019年5月31日、経済産業大臣が、2025年の国際博覧会を実施する法人として、「一般社団法人2025年日本国際博覧会協会(2019年10月21日以降は、「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」)」(以下、「開催者」)を指定した。

万博特措法に基づき、日本国政府は、開催者に対して経費の補助や国の職員の派遣等の必要な支援を行うとともに、経済産業大臣が開催者を監督する。

また、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「国際博覧会推進本部」(副本部長: 内閣官房長官、国際博覧会担当大臣(関係省庁間の調整等を職務とする)、本部員: 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣(附属資料1-4参照))を万博特措法に基づき、設置する。国際博覧会推進本部は、参加国に対する特別措置等、省庁間調整が必要となる各種の施策について、政府の総

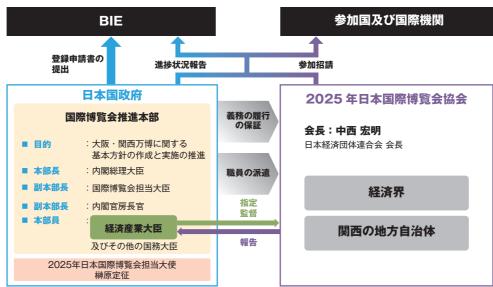


図 1-1:大阪·関西万博関連組織

合的な調整機能を担う。

1.1.2 政府代表

日本国政府は、国際博覧会条約第12条に基づき、今後、大阪・関西万博の日本国政府代表を任命する。日本国政府代表は、国際博覧会条約に関する全ての目的及び大阪・関西万博に関する全ての事項について、政府を代表する権限を与えられる。

1.1.3 資金計画及び保証

開催者は資金計画を作成し、大阪・関西万博 開催のために適正に財務管理を行う。

運営費は、財源を入場料収入等の開催者の自己財源により賄う。

会場建設費は、大阪・関西万博の開催申請に 係る日本国政府の閣議了解において、国と関係 地元自治体がその3分の1ずつを負担し、残余は 民間資金等により対応することが決定されている。

国、自治体及び経済団体がそれぞれ、開催国 の義務の履行のために、必要な資金確保を行うこ とを約束している。

1.2

開催者の組織構造及び法的地位

1.2.1 経過

2019年1月30日に、「一般社団及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)に基づく一般社団法人として、経済界、大阪府、大阪市により2025年日本国際博覧会協会が設立された。2025年日本国際博覧会協会の会長には、中西宏明氏(日本経済団体連合会会長)が就任した。

2025年日本国際博覧会協会は万博特措法に基づき、2019年5月31日に経済産業大臣から、2025年の国際博覧会の準備及び運営に係る業務を実施する法人として指定された。

2019年10月21日に、2025年日本国際博覧会協会は公益社団法人として認定された。

2019年11月29日には、ドバイ万博の開催者と協力に関するMoUを締結し、ドバイ万博の経験に学び、それを大阪・関西万博に引き継ぐ体制を整えた。

1.2.2 2025年日本国際博覧会協会

2025年日本国際博覧会協会は、社員総会、 理事会、評議員、専門委員会、監事、事務局で構 成されている。

社員総会は、最高意思決定機関として、理事や監事の選任及び財務状況の承認等を決議する。 理事会は業務執行の決定機関であり、評議員及び専門委員会は、重要な政策事項の方向性及び 実施事業の在り方について、代表理事の諮問に 答え、又は意見具申する。監事は、理事の職務 の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査 報告を作成する。

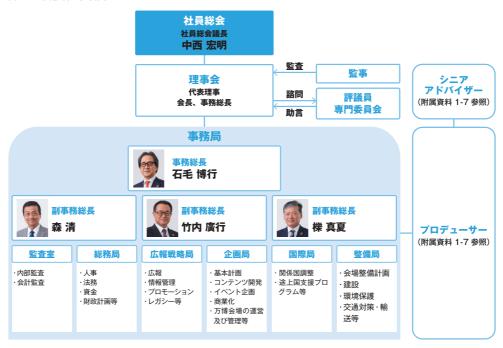
社員総会は全ての社員(法人)をもって構成さ

れる。社員総会の議決権は、当該法人及び団体 の代表者がこれを行使する。

社員総会の構成員は以下のとおりである。

- 〇一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)
- ○大阪府
- 〇大阪市
- ○公益社団法人関西経済連合会
- 〇大阪商工会議所
- 〇一般社団法人関西経済同友会
- ○京都商工会議所
- ○神戸商工会議所
- 〇日本商工会議所
- 〇公益社団法人経済同友会
- ○関西広域連合

図1-2:開催者の組織図



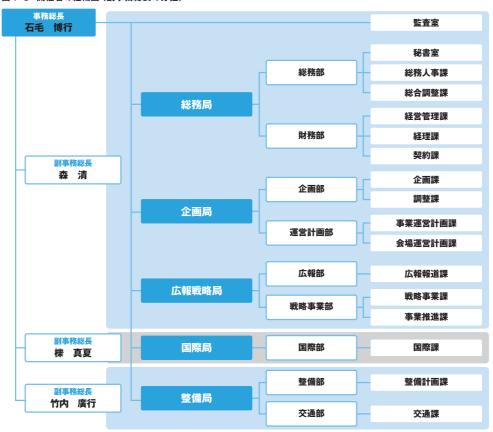
理事会の構成員は以下のとおりである。(2020年6月 〇理事 30日時点)

〇代表理事

- 中西 宏明(2025年日本国際博覧会協会会長) 一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)会長
- 石毛 博行 (2025年日本国際博覧会協会事務総長) 前独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) 理事長

- •松本 正義 公益社団法人関西経済連合会 会長
- 尾崎 裕 関西商工会議所連合会 会長・大阪商工会議所 会頭
- •深野 弘行 一般社団法人関西経済同友会 代表幹事
- •塚本 能交 京都商工会議所 会頭





- 家次 恒 神戸商工会議所 会頭
- 三村 明夫 日本商工会議所 会頭
- 櫻田 謙悟 公益社団法人経済同友会 代表幹事
- 吉村 洋文 大阪府知事
- 松井 一郎 大阪市長
- 井戸 敏三 関西広域連合長
- ・寺田 千代乃アートコーポレーション株式会社 代表取締役社長
- ・髙橋 政代株式会社ビジョンケア 代表取締役社長・池坊 専好
- 華道家元池坊 次期家元・ 一般財団法人池坊華道会 副理事長

- 森 清(2025年日本国際博覧会協会 副事務総長)
 - 前近畿経済産業局長
- 竹内 廣行(2025年日本国際博覧会協 会副事務総長)
 - 前大阪府副知事
- 櫟 真夏(2025年日本国際博覧会協会副事務総長)

前公益社団法人関西経済連合会常務理事事務局職員は日本国政府・自治体・民間団体・企業からの出向職員と専門性を有する者で構成されている。

事務局の組織構造は、監査室、総務局、企画局、広報戦略局、整備局、国際局で構成され、開催時期までの計画に合わせて順次、組織を拡充していく。2020年4月1日時点で、約170名が事務局職員として在籍している。

表 1-1: 開催者の各部局における職務内容

局	部	業務内容
監査室		内部監査、会計監査
総務局	総務部	人事、労務、法務、諸規定、国内機運醸成、儀典関連
	財務部	会計、入札契約、資金、財政計画
企画局	企画部	登録申請、基本計画、政府との調整、コンテンツ開発、イベント企画、持続可能性
	運営計画部	商業化(チケッティング等)、万博会場の運営及び管理、物流
広報戦略局	広報報道部	広報、情報管理
	戦略事業部	協賛制度、オンラインブラットフォーム、プロモーション、レガシー
国際局	国際部	BIE対応、関係国調整、海外賓客対応、途上国支援プログラム
整備局	整備部	会場整備計画、宿泊計画、警備、消防・応急救護、防災計画、建設、環境保護
	交通部	交通対策·輸送、会場外駐車場

[%]登録申請承認後は、国際部の中で各地域ごとの専門チームを立ち上げ、参加招請やBIE加盟国への対応を行うことを予定している。

1.3

法令上の特別措置

日本国政府及び開催者は、国際博覧会条約 及び附属規則等に基づき、下記の事項を実現す るために必要な場合、立法措置を講じる予定であ る。

下記事項に関する措置の詳細については、特別規則及び関連するガイドラインにおいて規定する。各国は、出入国、課税、通関、パビリオン建築を始めとする大阪・関西万博参加に係る様々な手続を一元化して行うワンストップショップからの支援を受ける。ワンストップショップは、参加者の各手続を支援する物理的なサービスセンターだけでなく、WEB上のプラットフォームを通じて手続を一元化して行えるオンラインシステムの形態も想定する。

1.3.1 査証及び出入国

大阪・関西万博の開催に携わる職員は、労働 許可及び在留許可に関して優遇措置を受ける。

日本国政府は、大阪・関西万博の全ての参加 国に対して、本万博への登録及び認可を経た後、 円滑な入国手続が行われるよう措置する。

大阪・関西万博の開催に携わる職員の在留資格について特例的な措置を行うことにより、在留資格認定証明書交付手続を迅速化する。

大阪・関西万博の開催に携わる職員の入国の時期に鑑み、本万博開催の24か月前から在留資格認定証明書交付申請に係る手続を開始し、閉幕の6か月後まで継続する。なお、この手続は、必要に応じて前倒しで実施する。

原則として、長期滞在又は就労のための査証は、 日本の出入国在留管理当局が交付した在留資格 認定証明書に基づいて発行される。

短期滞在の査証は、日本大使館又は総領事館 (領事事務所含む)にて発給される。査証は、申 請内容に特に問題がない限り、原則として申請の 受理日から5業務日後に発給される。

1.3.2 課税

日本国政府は、外国参加者に対して税制措置 を適用する。本措置については、登録申請承認 後にBIEと締結するSee Agreementの中で詳 述する。

1.3.3 通関

国際博覧会条約上の義務を履行するために、本条約税関附属書に規定する一定の条件を満たす展示品等について、一時輸入手続の下で関税を留保したまま保税品として展示場に搬入できるよう措置する。



1.3.4 特権

陳列区域政府代表、陳列区域政府副代表、パビリオンディレクターや他のオフィススタッフに対して大阪・関西万博での役割と責任の履行を促進するために付与される特典は、特別規則第12号において定める。

1.3.5 See Agreement

前述の立法措置を実施するために、日本国政府とBIEは、大阪・関西万博の参加者及び開催に携わる職員に対して、利益と優遇措置の提供を規定するSee Agreementと呼ばれる契約を締結する予定である。

See Agreement は、過去の博覧会で成功裏に利用されている手段である。この合意書の中の省庁間の調整は、国際博覧会推進本部が責任を持つ。

See Agreementのモデル規則には、以下の分野に関する規定が含まれている。

- 1 入国及び滞在
- 2 陳列区域政府代表事務所に対する税の免除
- 3 陳列区域政府代表及び陳列区域スタッフに 対する税の免除
- 4 運転免許証の認定
- 5 社会保障及び社会福祉サービス
- 6 健康保険
- 7 国家教育機関及び大学の授業への出席
- 8 無線周波数の使用
- 9 ワンストップショップ (参加国のための専門の サービスセンターの設立)
- 10 商品と素材の輸入

適用法令

日本国政府及び開催者は、大阪・関西万博の 円滑な開催を実現するため、国際博覧会条約及 びその他のBIE規則を遵守するとともに、第8章 に含まれる一般規則に定められたスケジュールに 従って特別規則を提出し、これらを遵守する。

開催者と参加者の間の権利と義務は、参加契約で定める(第8章参照)。

また、大阪・関西万博の参加に当たっては、日本国内の様々な法令、規制及び国際条約が適用される。

1.4.1 法令一般

以下、国内法のうち、主要なものを列挙する。 参加者に対して適用される法令はこれらに限られない。

日本国憲法:日本国憲法は、以下の内容を含む。

・天皇、戦争の放棄、国民の権利及び義務、 国会、内閣、司法、財政、地方自治、改正、 最高法規

基本的な法令:基本的な法令は、以下の内容 を含む。

- ・民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法 輸出入に関係する法令:輸出入に関係する法 令は、以下の内容を含む。
 - 関税法、通関業法、輸出入取引法、外国 為替及び外国貿易法、毒物及び劇物取 締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取 締法、覚せい剤取締法、あへん法、医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律

労働に関係する法令:労働に関係する法令は、 以下の内容を含む。

• 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法

税に関係する法令:税に関係する法令は、以下の内容を含む。

- ・所得税法、法人税法、消費税法、酒税法 出入国に関係する法令:出入国に関係する法 令は、以下の内容を含む。
- ・出入国管理及び難民認定法 福祉・厚生に関係する法令:福祉・厚生に関係 する法令は、以下の内容を含む。
 - 健康保険法、労働契約法、雇用保険法、 厚生年金保険法、精神保健福祉法、医療 法、医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律

知的財産に関係する法令:知的財産に関係する法令は、以下の内容を含む。

• 商標法、著作権法

建築に関係する法令:建築に関係する法令は、 以下の内容を含む。

• 建築基準法、都市計画法

保険に関係する法令:保険に関係する法令は、 以下の内容を含む。

• 保険業法

消費者保護に関係する法令:消費者保護に関係する法令は、以下の内容を含む。

• 特定商取引法

環境に関係する法令:環境に関係する法令は、 以下の内容を含む。

- ・環境基本法、自然環境保全法、鳥獣保護法 警察・防衛に関係する法令: 警察・防衛に関係 する法令は、以下の内容を含む。
- ・道路交通法、銃砲刀剣類所持等取締法 参加者等には、その他、日本国内の一般的な 法令の遵守が求められる。(参照: http://www. japaneselawtranslation.go.jp)

1.4.2 知的財産

日本国政府は、国際的な知的財産権の仕組み により、特許権、著作権、商標権、意匠権等の知 的財産を保護する。

知的財産を保護することによって、日本国政府は、 産業財産権、著作権等の観点から、大阪・関西 万博からいかなる模倣品も排除することを希望して いる。

知的財産法には、特許法、実用新案法、意匠法、 商標法、著作権法、不正競争防止法が含まれて いる。

日本国政府は、次の条約や協定に同意している。

- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・工業所有権の保護に関するパリ条約
- TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)
- •特許協力条約
- 世界知的所有権機関を設立する条約
- 著作権に関する世界知的所有権機関条約
- ・実演家、レコード製作者及び放送機関の保 護に関する国際条約
- ・実演及びレコードに関する世界知的所有権 機関条約

日本の知的財産権は、特許権や著作権等の創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号等の使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別される。

- ・知的創造物についての権利等には以下が含まれる。
 - · 特許権
 - . 実用新案権
 - 意匠権
 - ·著作権
 - ·回路配置利用権
 - . 育成者権
 - ·営業秘密

- ・営業上の標識についての権利等には以下が 含まれる。
- ·商標権
- . 商号
- . 商品等表示
- ·地理的表示

1.4.3 通関

日本に物品を輸入する場合は、税関長に申告し、 必要な物品の検査、関税及び消費税の支払いの 後に輸入許可を取得する必要がある。

現在、輸入申告の90%以上がコンピューター化されている。

日本への輸入が禁止されている物品には、次の 12の分野のものがある。

- 1 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけし がら並びに覚醒剤(覚せい剤原料を含む。) 並びにあへん吸煙具
- 2 指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。)
- 3 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの 銃砲弾並びに拳銃部品
- 4 爆発物
- 5 火薬類
- 6 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に 関する法律第2条第3項に規定する特定 物質
- 7 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第6条第20項に規定す る一種病原体等及び同条第21項に規定 する二種病原体等
- 8 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手(郵便切手以外の郵便料金を表す証票を含む。)又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに偽造カード(生カードを含む。)
- 9 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻 物その他の物品
- 10 児童ポルノ
- 11 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、 著作権、著作隣接権、回路配置利用権又 は育成者権を侵害する物品
- 12 不正競争防止法第2条第1項第1号から 第3号まで、第10号、第17号又は第18 号に掲げる行為(これらの号に掲げる不正

競争の区分に応じて同法第19条第1項 第1号から第5号まで、第7号又は第9号 に定める行為を除く。)を組成する物品

日本に入国するときは、個人用の薬を持っている場合でも、持参する薬に応じて手続を行う必要がある。また、許可又は承認を得て、医療目的で規制薬物を輸入できる場合がある。

このほか、関税法以外の法令、例えば、植物 防疫法や家畜伝染病予防法においても輸入が 禁止されている物品がある。

大阪・関西万博における物品の輸入に際し、 日本が締結している二国間及び多数国間の経 済連携協定が適用される。(参照: https://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/index.html)

1.4.4 課税

所得に対する租税に関しては、非居住者及び 外国法人は、国内源泉所得のみに課税される。

国内源泉所得は以下のものを含む。

- ・国内にある恒久的施設に帰属する所得、 国内にある資産の運用又は保有により生 ずる所得、国内にある資産の譲渡により 生ずる所得
- ・国内にある土地、土地の上に存する権利、 建物及びその附属設備又は構築物の譲 渡による対価
- ・国内にある不動産及び不動産の上に存す る権利の貸付けによる対価
- ・内国法人から受ける配当等

日本国政府は、国際的な二重課税を除去するため、 75か国・地域と租税条約を締結している。(参照: https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/ international/tax_convention/index.htm)

日本国政府は、これらの条約を実施するために必要な国内法を整備している。



附属資料

- 1-1. 閣議決定文書 (2025年日本国際博覧会の博覧会国 際事務局に対する登録申請について)
- 1-2. 閣議了解文書 (大阪府における2025年国際博覧会の 立候補及び開催申請について)
- 1-3. 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のための必要な特別措置に関する法律
- 1-4. 国際博覧会推進本部員名簿
- 1-5. 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 定款
- 1-6. 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会幹部略歴(会長、事務総長、副事務総長)
- 1-7. シニアアドバイザー・プロデューサー一覧
- 1-8. 地方自治体の確認書
- 1-9. 経済界の確認書

2025年日本国際博覧会の博覧会国際事務局に対する登録申請について

令和元年12月20日 閣 議 決 定

- 1. 平成30年11月に開催された博覧会国際事務局総会において、2025年日本国際博覧会の令和7年の開催期日が承認されたことに鑑み、政府は、博覧会国際事務局に対し、国際博覧会に関する条約第6条の規定に基づき、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、新たな技術やシステムを実証する「未来社会の実験場」としての国際博覧会を実現すべく、2025年日本国際博覧会の登録申請を行うものとする。
- 2. 2025年日本国際博覧会の会期は、令和7年4月13日(日曜日)から同年10月13日(月曜日)までとする。
- 3. 政府は、国際博覧会に関する条約の規定に基づき、登録がされた国際博覧会の開催国の義務を果たすために必要な措置を講ずるものとする。

大阪府における2025年国際博覧会の立候補及び 開催申請について

> 平成 29 年 4 月 11 日 閣 議 了 解

大阪府における国際博覧会については、2025年(平成37年)に開催することを目指し、国際博覧会に関する条約上の立候補及び開催申請手続を進めることとする。

本国際博覧会は、人類が諸課題に直面する中、多様な価値観を交流させながら、人類の幸福な生き方を問い直すことで、一人一人が自分のポテンシャルを発揮しながら心身ともに豊かさを感じられる、いのち輝く生き方や、そうした多様な生き方を支え、かつ調和させる持続可能な未来の社会・経済システムを皆でデザインすることを目的とする。

このため、国際博覧会の立候補及び開催申請を行うにあたり、国・関係地方公共団体・民間が協力して、その準備を進めるものとし、現下の厳しい財政事情を踏まえ、以下の方針を確認する。

- 1. 今後具体的な計画の策定にあたっては、国際博覧会として適正な規模・質としつつ、費用の観点から効率性を追求すること。
- 2. 会場建設事業については、長期的地域整備との整合性を十分図ることとし、長期的地域整備により行われるべき土地造成、施設整備等は会場建設事業から除外すること。
- 3. 会場建設費については、建設費総額に占める補助対象事業 の割合を3分の2程度とし、残余の部分は民間資金等により対 応するものとすること。

補助対象事業の部分については、国と関係地方公共団体が同率の割合で負担するものとすること。

- 4. 会場運営費は適正な入場料の設定等により賄うものとし、 国庫による負担や助成は行わないこと。
- 5. 国際博覧会の開催に関連する公共事業については、その必要性等について十分な検討を行い、通常の公共事業費の中での適切な配分により対処することとし、新たに国及び地方公共団体による特別の財政措置は講じないこと。
- 6. 国の所要経費は将来にわたり既定経費の合理化により賄うものとし、特別の措置は講じないこと。
- 7. 開催国として選ばれた場合、政府は国際博覧会に関する条約の規定に基づき、国際博覧会の開催国の義務を果たすために必要な措置を講ずるものとすること。

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び 運営のための必要な特別措置に関する法律

平成31年4月26日金曜日 官報(号外第87号)

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月二十六日 内閣総理大臣臨時代理 **国務大臣 菅 義偉**

法律第十八号

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律 Bix

第一章 総則(第一条)

第二章 国際博覧会推進本部(第二条—第十二条)

第三章 基本方針(第十三条)

第四章 博覧会協会(第十四条—第二十一条)

第五章 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

第一節 国の補助(第二十二条)

第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第二十三条)

第三節 博覧会協会への国の職員の派遣等(第二十四条—第三十六条)

第六章 罰則(第三十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、平成三十七年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便業書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。

第二章 国際博覧会推進本部

(設置)

第二条 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国際博覧会推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十三条第一項に規定する基本方針 (次号において単に「基本方針」という。) の案の作成に関する こと。
- 二 基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第四条 本部は、国際博覧会推進本部長、国際博覧会推進副本部長及び国際博覧会推進本部員をもって組織する。

(国際博覧会推進本部長)

第五条 本部の長は、国際博覧会推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国際博覧会推進副本部長)

第六条 本部に、国際博覧会推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、 内閣官房長官及び国際博覧会担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、博覧会の円滑な準備及び運営に関 する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。) をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国際博覧会推進本部員)

第七条 本部に、国際博覧会推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)及び第十四条第一項に規定する博覧会協会の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(設置期限)

第十条 本部は、平成三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第十一条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 基本方針

第十三条 内閣総理大臣は、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 博覧会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項
- 二 博覧会の円滑な準備及び運営の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 博覧会の円滑な準備及び運営の推進に関し政府が講ずべき措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、博覧会の円滑な準備及び運営の推進に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表するものとする。
- 4 第一項及び前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第四章 博覧会協会

(指定等)

第十四条 経済産業大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、第十六条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、博覧会協会として指定することができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、博覧会協会の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。
- 3 博覧会協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を 経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(指定の有効期間)

第十五条 前条第一項の規定による指定 (第二十一条において単に「指定」という。) は、平成四十年三月 三十一日までの間に限り、その効力を有する。

(業務)

第十六条 博覧会協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ー 博覧会の準備及び運営を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(事業計画等)

第十七条 博覧会協会は、毎事業年度、前条各号に掲げる業務(以下「博覧会業務」という。)に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 博覧会協会は、毎事業年度、博覧会業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度 経過後三月以内に、経済産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十八条 博覧会協会は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第十九条 経済産業大臣は、博覧会業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、 博覧会協会に対し、博覧会業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、博覧会 協会の事務所、博覧会の会場その他の必要な場所に立ち入り、博覧会業務の状況若しくは帳簿書類その 他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十条 経済産業大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、博覧会協会に対し、博 覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、博覧会協会が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- ー 博覧会業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。
- 3 第一項の規定により指定を取り消された場合における博覧会業務の引継ぎその他の必要な事項は、 経済産業省令で定める。

第五章

博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

第一節 国の補助

第二十二条 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第二十三条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

第三節 博覧会協会への国の職員の派遣等

(博覧会協会による派遣の要請)

第二十四条 博覧会協会は、博覧会業務のうち、国際博覧会に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、博覧会の会場その他の施設の警備に関する計画及び博覧会への参加者その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの(以下「特定業務」という。)を円滑かつ効果的に行うため、国の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用され

る職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。)をいう。以下同じ。)を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

(国の職員の派遣)

第二十五条 任命権者は、前条第一項の規定による要請があった場合において、経済及び産業の発展、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、博覧会協会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら博覧会協会における特定業務を行うものとして当該国の職員を博覧会協会に派遣することができる。

- 2 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該国の職員に同項の取決めの内容及び 当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。
- 3 第一項の取決めにおいては、博覧会協会における勤務時間、特定業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、 俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。 第二十七条第一項及び第二項ただし書において同じ。)その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の 期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきも のとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。
- 4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。
- 5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、博覧会協会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
- 6 第一項の規定により博覧会協会において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従って、博覧会協会において特定業務を行うものとする。
- 7 第一項の規定により派遣された国の職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 8 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第百四条の規定は、適

用しない。

(職務への復帰)

第二十六条 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 任命権者は、派遣職員が博覧会協会における職員の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であって、その派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

(派遣期間中の給与等)

第二十七条 任命権者は、博覧会協会との間で第二十五条第一項の取決めをするに当たっては、同項の 規定により派遣される国の職員が博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員 がその派遣前に従事していた職務及び博覧会協会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確 保されるよう努めなければならない。

- 2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。
- 3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

43

(国家公務員共済組合法の特例)

第二十八条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条において「国共済法」という。) 第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定 (国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。) は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員 (国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。) が派遣職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職 (国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。) をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

- 2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、博覧会協会における特定業務を公務とみなす。
- 3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。
- 4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「と し、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規 則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、 「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「、平成三十七年に開催される国際博覧 会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第十四条第一項 に規定する博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の 負担金」とあるのは「博覧会協会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の 長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあ るのは「博覧会協会及び国」と、「第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替え て適用する場合を含む。) 及び第五項 (同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含 む。)」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」 とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「及び同条第五項」と、「(同条第 五項」とあるのは「(同項」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「博覧会協会及び国」とする。 5 前項の場合において博覧会協会及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二 項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項の規定により負担すべき金額 その他必要な事項は、政令で定める。

(子ども・子育て支援法の特例)

第二十九条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) の規定の適用については、博覧会協会を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第三十一条 第二十五条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、博覧会協会における特定業務(当該特定業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(国家公務員退職手当法の特例)

第三十二条 第二十五条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定の適用については、博覧会協会における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

- 2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第二十五条第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。
- 3 前項の規定は、派遣職員が博覧会協会から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手 当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、 次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第三十三条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、博覧会協会において国の職員が特定業務を行うための派遣 に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛省の職員への準用等)

第三十五条 第二十四条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。)の派遣について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、同条第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第三十三条第一項及び前条(見出しを含む。)中「人事院規則」とあり、並びに第二十七条第三項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「政令」と、第二十五条第八項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第二十七条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、第三十一条中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第三十三条第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第二十五条第一項の規定により派遣された自衛官(次項において「派遣自衛官」という。)に関する自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、博覧会協会における特定業務を公務とみなす。
- 3 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条の規定は、派 遣自衛官には、適用しない。

(博覧会協会の役員及び職員の地位)

第三十六条 博覧会協会の役員及び職員は、刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第六章 罰則

第三十七条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした博覧会協会の役員又は職員は、 三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章及び第三章並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(博覧会協会の事業報告等に関する経過措置)

- 2 博覧会協会の平成三十九年度の事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。 (内閣法の一部改正)
- 3 内閣法の一部を次のように改正する。

附則第二項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。

附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技 大会推進本部が置かれている」に改める。附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を 加える。

4 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第二項中「十四人」とあるのは「十七人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「二十人」とする。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅義偉

総務大臣 石田真敏

財務大臣臨時代理 国務大臣 石田真敏

経済産業大臣 世耕弘成

防衛大臣 岩屋毅

国際博覧会推進本部員名簿

- · 財務大臣
- · 内閣府特命担当大臣(金融)*
- ・国務大臣(デフレ脱却担当)*
- ・総務大臣
- ・内閣府特命担当大臣(マイナンバー担当)*
- · 法務大臣
- 外務大臣
- ・文部科学大臣
- · 国務大臣(教育再生担当)*
- ・厚生労働大臣
- ・国務大臣(働き方改革担当)*
- ・農林水産大臣
- · 経済産業大臣
- · 国務大臣(産業競争力担当)*
- ・国務大臣(ロシア経済分野協力担当)*
- · 国務大臣(原子力経済被害担当)*
- · 内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償·廃炉等支援機構)*
- ・国土交通大臣
- · 国務大臣(水循環政策担当)*
- ・環境大臣
- · 内閣府特命担当大臣(原子力防災)*
- · 防衛大臣
- 国務大臣(沖縄基地負担軽減担当)*
- · 国務大臣(拉致問題担当)*
- ・復興大臣
- 国務大臣(福島原発事故再生総括担当)*
- · 国家公安委員会委員長
- 国務大臣(行政改革担当)*

- · 国務大臣(国家公務員制度担当)*
- · 国務大臣(国土強靭化担当)*
- · 内閣府特命担当大臣(防災)*
- · 国務大臣(一億総活躍担当)
- · 国務大臣(領土問題担当)*
- ・内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)*
- ・内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)*
- · 内閣府特命担当大臣(少子化対策)*
- · 内閣府特命担当大臣(海洋政策)*
- · 国務大臣(情報通信技術(IT)政策担当)
- ・内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略)*
- · 内閣府特命担当大臣(知的財産戦略)*
- · 内閣府特命担当大臣(科学技術政策)*
- · 内閣府特命担当大臣(宇宙政策)*
- · 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
- · 国務大臣(経済再生担当)*
- · 国務大臣(全世代型社会保障改革担当)*
- ·国務大臣(TPP担当)*
- · 内閣府特命担当大臣(地方創生)
- · 内閣府特命担当大臣(規制改革)*
- ・内閣府特命担当大臣(まち・ひと・しごと創生担当)*
- · 国務大臣(公文書管理担当)*
- ・国務大臣(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当)
- · 国務大臣(女性活躍担当)*
- · 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)*

^{*}本ポストについては他の閣僚が兼任している。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)と称し、仏語では、L'Association Japonaise pour l'Exposition Internationale de 2025、英語では、Japan Association for the 2025 World Expositionと表示する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、国際博覧会条約に基づく大阪・関西における2025年日本国際博覧会(以下「博覧会」という。)の準備及び開催運営等を行い、博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、わが国の産業及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 博覧会の準備及び開催運営
- (2) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 協会は、博覧会の準備及び開催運営等に寄与する、地方公共団体又は正味財産が5億円以上の 経済団体であって、次条の規定により協会の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 協会の社員になろうとする者は、所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により社員を除名する場合は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該社員総会において、決議の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名の決議がなされたときは、当該社員に対し、その旨を通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- (1)法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (2)総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3)社員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第20条第3項に規定する代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により各理事がこれにあたる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である 事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の1週間(社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間)前までに、社員に対して、当該社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、第20条第2項に規定する会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 法人である社員及び団体である社員の議決権は、当該法人及び団体の代表者がこれを行使するものとする。
- 3 法人である社員及び団体である社員は、前項の代表者1名を届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。
- 4 社員総会に出席できない社員は、書面若しくは電磁的方法により議決権を行使し、又は他の社員を代理人としてその議決権行使を委任することができる。ただし、社員である法人又は団体の代表者の場合にあっては、当該代表者の属する法人若しくは団体の役職員又は使用人をもって代理人とすることを妨げないものとする。
- 5 前項の規定により議決権を行使する社員は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議 決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
- (2)社員の除名
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第18条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を 社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表 示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内
- (2)監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から事務総長を1名、副会長及び副事務総長を複数 名置くことができる。
- 3 前項の会長及び事務総長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の代表理事とする。また、副事務総長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、社員総会の決議によって、社員たる法人又は団体の代表者から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 会長、副会長、事務総長及び副事務総長は、理事会の決議によって選定する。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、協会の理事 (親族その他特殊の関係がある者を含む。) 及び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体 (公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び事務総長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副事務総長は事務総長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、事務総長及び副事務総長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じて意見を述べることができる。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前各項のほか法令に定められた権限を行使することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会 の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、任期の途中においても辞任することができる。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に 定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会において別に定める役員の報酬等に関する規程による。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第27条 協会は、理事会の決議によって理事及び監事の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 協会は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)又は監事(以下「非業務執行理事等」という。)との間で一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、事務総長及び副事務総長の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するものとする。

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事が理事会を招集する。

- 2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、第23条第4項の規定において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 第2項又は前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事あるいは監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集しようとするときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 代表理事は、理事会の決議事項(法定事項を除く。)であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ずに、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会にその内容を付議し、承認を得なければならない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員及び専門委員会

(評議員)

第36条 当協会に評議員を若干名置くことができる。

- 2 評議員は、当協会の重要な政策事項の方向性及び実施事業のあり方について、代表理事の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 定款に定めるもののほか評議員に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。
- 4 評議員は、有識者のうちから、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
- 5 評議員の任期については、第24条第1項の規程を準用する。

(専門委員会)

第37条 協会は、任意の機関として、専門委員で組織される各種専門委員会を置くことができる。

- 2 各種専門委員会は、当法人の運営に関し、専門的な識見に基づく助言をすることができる。ただし、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。
- 3 専門委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 専門委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第38条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には必要な職員を置き、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、 毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを 変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、直近に開催される社員総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、 社員名簿を主たる事務所に、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1)監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 基金

(基金の募集)

第43条 協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第44条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第45条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第46条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替金の積立)

第47条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、 その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。協会の目的、事業についても、同様とする。

(解散)

第49条 協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由のほか、博覧会終了後の残務の結了により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 協会は剰余金の分配を行わない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合(その権利 義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残 額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条 第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(株主等としての権利行使)

第53条 協会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権

利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認 を要する。

- (1)配当の受領
- (2)無償新株式の受領
- (3)株主配当増資への応募
- (4)株主宛配当書類の受領

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会において定める。

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、一般法人法及び認定法その他の法令に従う。 付則

- 1 この定款は、認定法第4条に定める公益認定を受けること及び社員総会の決議を得ることを停止条件として施行する。
- 2 協会の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

一般社団法人 日本経済団体連合会

大阪府大阪市中央区大手前二丁目

大阪府

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号

大阪市

大阪市北区中之島六丁目2番27号

公益社団法人 関西経済連合会

大阪府大阪市中央区本町橋2番8号

大阪商工会議所

大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号

一般社団法人 関西経済同友会

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 幹部略歴(会長、事務総長、副事務総長)



会長 なかにし ひっぁe **中西 宏明** 1946年3月14日生

子	企

1970年 東京大学工学部電気工学科 卒業 1979年 米国Stanford大学院修了 (コンピュータエンジニアリング学修士課程)

職歴

1970年 株式会社日立製作所 入社 大みか工場 計算制御設計部 配属

1978年 米国Stanford大学 入学

1979年 MS in Computer Engineering取得

1990年 株式会社日立製作所 大みか工場 計算制御システム開発部長

1993年 同 大みか工場 副工場長

1998年 日立ヨーロッパ社 社長

2000年 株式会社日立製作所 情報・通信グループ統括本部 副本部長

2001年 同 国際情報通信営業本部長

2002年 同 情報・通信グループCMO

同 2003年 国際事業部門長 兼 欧州総代表 2003年 同

執行役常務/国際事業部門長 兼 欧州総代表 2004年

同 執行役専務/グループ戦略本部 G-グローバル事業部門長

兼 北米総代表 兼 欧州総代表

2005年 同 執行役専務/北米総代表

兼日立グローバルストレージテクノロジーズ社 取締役会長 兼CEO

2006年 同 執行役副社長/北米総代表

兼日立グローバルストレージテクノロジーズ社 取締役会長 兼CEO

同 代表執行役 執行役社長 2010年

2010年 同 取締役 代表執行役 執行役社長

同 取締役 代表執行役 執行役会長兼CEO 2014年

2016年 同 取締役会長 代表執行役

2018年 同 取締役会長 執行役

計 外

2018年 一般社団法人日本経済団体連合会 会長

2019年 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 代表理事、会長



事務総長 **石毛 博行** 1950年12月8日生

1974年 東京大学経済学部 卒業

職歴

1974年 通商産業省入省

1988年 通商政策局国際経済部国際経済課GATT室長 1989年 外務省ジュネーヴ日本政府代表部一等書記官

1991年 外務省ジュネーヴ日本政府代表部参事官 1992年 通商政策局国際経済部通商関税課長 1993年 通商政策局国際経済部通商協定管理課長

1994年 生活産業局原料紡績課長

1996年 通商政策局国際経済部国際経済課長

1998年 機械情報産業局総務課長 1999年 産業政策局総務課長 2000年 大臣官房秘書課長 2002年 大臣官房秘書課長

2002年大臣官房総括審議官2003年資源エネルギー庁次長2004年製造産業局長2006年中小企業庁長官2007年通商政策局長

2008年 経済産業審議官 2010年 経済産業省顧問

2010年 株式会社損害保険ジャパン 顧問

2011年 独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 2019年 独立行政法人日本貿易振興機構 退職

2019年 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 代表理事、事務総長



副事務総長 もり きよし 森 清 1963年4月10日生

1986年 東京大学法学部 卒業

職歴

1986年 通商産業省入省(産業政策局総務課)

1992年 米国留学

(ハーバード大学ケネディスクール/ブルッキングス研究所)

2001年 大臣官房企画課(政策企画委員)

2002年 大臣官房企画官

2003年 日本貿易振興会ロンドン・センター産業調査員

2006年 資源エネルギー庁国際課国際エネルギー戦略室長

2007年 資源エネルギー庁国際課長

2008年 通商政策局中東アフリカ課長

2011年 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長

2012年 貿易経済協力局通商金融·経済協力課長(政策調整官)

2013年 大臣官房審議官(貿易経済協力局·海外戦略担当)

2014年 総務省情報通信国際戦略局次長

2016年 大臣官房政策評価審議官

(併)サイバー国際経済政策統括調整官

2017年 近畿経済産業局長

2019年 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 理事、副事務総長



副事務総長 たけうち ひろゆき **竹内 廣行** 1955年12月21日生

1980年 京都大学大学院工学研究科修士課程 終了

職歴

1980年 大阪府採用

1989年 大阪府土木部都市整備局交通政策課主査

(大阪高速鉄道株式会社主幹)

1994年 大阪府土木部都市整備局都市整備課地域整備係長

1996年 大阪府企画調整部空港対策室主幹

2001年 大阪府土木部交通道路室参事

2002年 大阪府企画調整部企画調整室参事

2004年 大阪府土木部交通道路室道路環境課長

2006年 大阪府都市整備部交通道路室道路整備課長

2007年 大阪府茨木土木事務所長

2009年 大阪府都市整備部交通道路室長

2011年 大阪府住宅まちづくり部理事

2014年 大阪府都市整備部長

2015年 大阪府副知事

2019年 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 理事、副事務総長



1983年 大阪大学大学院基礎工学研究科 電気工学専攻前期課程 修了

職歴		
1983年	関西電力株式会社	入社
1999年	同 企画室	調査グループ課長
2004年	同 企画室	設備グループチーフマネジャー
2007年	同 企画部	長
2009年	同 関西電	力能力開発センター所長
2011年	同 地域共	生·広報室長
2013年	同 執行役	員 滋賀支店長
2015年	同 執行役	員 滋賀支社長、地域エネルギー本部副本部長
2017年	三 公益社団法人関西経済連合会 常務理事	
2017年	2025日本万国博覧会誘致委員会事務局 事務総長	
2019年	公益社団法人202	5年日本国際博覧会協会 理事、副事務総長

シニアアドバイザー・プロデューサー一覧 (2020年7月13日時点)

1.シニアアドバイザー*

• 安藤 忠雄 建築家

• 池坊 専好 華道家元池坊 次期家元

・大﨑 洋 吉本興業ホールディングス株式会社代表取締役会長

桂 文枝 落語家· 河瀨 直美 映画監督

・ロバートキャンベル 国文学研究資料館長

コシノジュンコ デザイナー
 五神 真 東京大学総長
 ウスビ・サコ 京都精華大学学長
 千宗室 茶道裏千家 家元
 西尾 章治郎 大阪大学総長
 宮田 亮平 文化庁長官
 山極 壽一 京都大学総長

山崎 直子 宇宙飛行士吉田 憲司 国立民族学博物館長

2.プロデューサー

2-1.会場デザインプロデューサー

• 藤本 壮介 建築家

2-2.会場運営プロデューサー

・石川 勝 プランナー、プロデューサー

2-3.テーマ事業プロデューサー

• 福岡 伸一 生物学者、青山学院大学教授

・河森 正治 アニメーション監督、メカニックデザイナー

· 河瀨 直美 映画監督· 小山 薫堂 放送作家

• 石黒 浩 大阪大学栄誉教授、ATR石黒浩特別研究所客員所長

・中島 さち子 音楽家、数学研究者、STEAM教育家

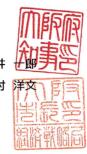
・落合 陽一 メディアアーティスト・宮田 裕章 慶応義塾大学教授

*シニアアドバイザーとは、プロデューサー及び博覧会協会に対して助言や指示をするために博覧会協会によって任命された、様々な分野の専門家である。

平成29年4月7日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

大阪府知事 松井 大阪市長 吉村



2025 年国際博覧会誘致に向けた確認事項について

2025 年国際博覧会開催国への立候補及び開催申請に係る閣議了解に先立ち、 大阪府及び大阪市は、下記のとおり確認します。

記

先般公表された「2025 年国際博覧会検討会報告書(案)」における国際博覧会の構想内容については、ライフサイエンス分野など大阪・関西の強みを活かしたものであり、国際社会における我が国への理解と信頼を向上させることにつながるものである。

また、国際博覧会の大阪誘致については、昨年 11 月、大阪府議会及び大阪市会においても、適正な開催経費の下に実施すること、及び、その実現に向け全力で取り組むことなどが決議されたところ。

以上を踏まえ、大阪府及び大阪市は、2025年国際博覧会開催国への立候補及 び開催申請に係る閣議了解について、その了解事項に基づき、今後、適切に遂行していくことを確約する。

また、同報告書に示されている国際博覧会の構想内容及び長期的地域整備・まちづくりの推進については、今後とも、議会を含め、地元におけるより一層幅広い理解を得られるよう努め、地元として積極的にこれを推進していく。

さらには、会場建設費の財源に係わる地元地方公共団体の負担分(総額の1/3)の予算措置について、大阪府及び大阪市として万全を期す。

(ビッド・ドシエ (2017年9月25日に日本国政府がBIEに提出) P.82より引用)

平成 29 年 4 月 7 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

2 0 2 5 日本万国博覧会誘致委員会 会 長 榊原定征

会長代行 森 詳介 副 会 長 尾崎 裕 副 会 長 蔭山秀一 副 会 長 鈴木博之

21世紀に入り急速な技術革新は経済社会のあり方を変え、人々の暮らしの利便性を高める一方で、様々なレベルでの格差、疎外感、対立等の歪みや、社会重圧やストレス等を超えた健康でよりよい暮らしへの希求など世界共通の課題を生じさせております。さらに環境や資源問題など、一国だけでなく、人類が運命共同体としてこれまで以上に真剣に向き合っていくべき課題も多くあります。

こうした中で、今般、2025年国際博覧会の誘致について、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとするコンセプトを掲げられたことは、国際社会における日本への理解・信頼の向上、世界の多様な文化や価値観の交流による技術や社会システムのイノベーション喚起など、我が国が世界の新たな発展に貢献していく上で、極めて大きな意義をもつものと存じます。

同時に地元の大阪・関西においては、世界的な強みを有するライフサイエンス分野におけるイノベーション創出、多様な文化や価値観が共生する住みやすい地域づくり等につなげていく絶好の機会になるものと認識しております。

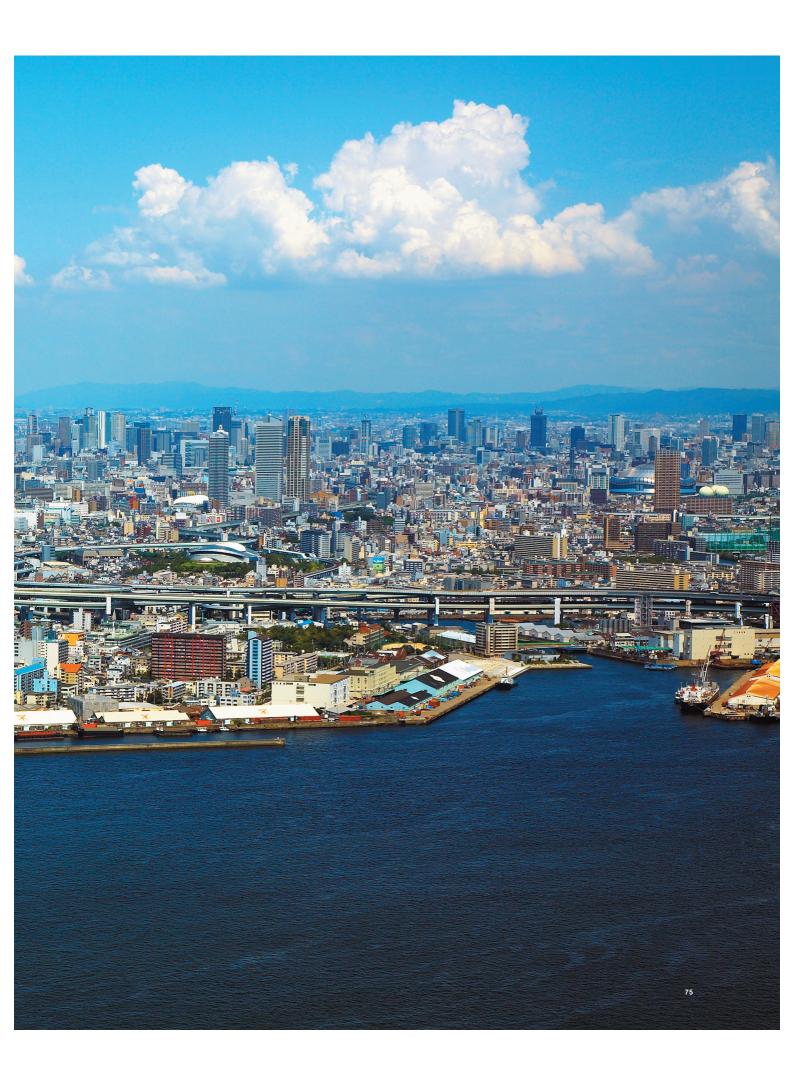
経済界としても今般の検討会報告書を踏まえ、構想の具体化に協力し、2025年国際 博覧会の誘致を実現すべく、全力をあげて取り組んでいく所存であります。

この国際博覧会に関わる会場建設費につきましては、その総額の3分の1程度は民間資金等を考えております。

ただし、民間資金等については、従来のような寄付だけでの拠出は難しくなっておりますので、①投資など様々な資金拠出方策、②民間資金等の拠出を促すための環境整備(国の成長戦略への位置づけ等)、③公営競技等からの拠出の活用について、今後の検討へのご協力をお願い申し上げます。また、誘致決定の後、国際博覧会の具体的な施設や実施計画が策定される段階において、民間資金等について協議をさせていただきますようお願い申し上げます。

以上





第 2 章 テーマ、サブテーマ 及びコンセプト



	開催決定後の検討	78
2.2 2.2.1	テーマ テーマ設定の背景	78
2.3 2.3.1	Expo for SDGs+beyond SDGsに貢献する万博	81
	SDGSに貝献するかは 「+beyond」へのチャレンジ	
2.4 2.4.1	サブテーマ 3つのLives	84
	テーマ展開事例	
2.5 2.5.1	コンセプト People's Living Lab(未来社会の実験場)	91
	未来社会の実験場を実現するための手法、 Co-Creation(共創)	
2.6 2.6.1	会場におけるテーマの実装 未来社会の実験場にふさわしい会場	93
	会場外における取組 ブラットフォーム	97
附属資料	2-1. 大阪・関西万博具体化検討会委員	102
	2-2. 万博計画具体化検討ワーキンググループ委員	
	2.2 叔生書「新」八時代の下埔 の目はルに向けて	106

第 2 章 テーマ、サブテーマ及びコンセプト

<mark>2.1</mark> 開催決定後の検討

2018年11月に開催されたBIE総会において2025年大阪・関西万博の開催が決定した後、経済産業省は、『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマの下、ビッド・ドシエの内容を具体化すべく検討を開始した。

検討方法については次のとおり実施することとした。検討会を設置し、テーマの具体化に向けた論点を洗い出す。その下にワーキンググループを設置し、ワーキンググループはそれらの論点にまつわる議論を進めるため、有識者へのヒアリング等を実施する。ワーキンググループは検討結果を検討会委員に報告する。

具体的には、2019年1月に有識者で構成される「大阪・関西万博具体化検討会」を開催。テーマや会場・輸送計画等各分野について検討を深める観点から、本検討会の下に、国際博覧会、SDGs、建築、展示等の有識者から構成される「万博計画具体化検討ワーキンググループ」を立ち上げ、全8回にわたり議論した。計131名の様々な分野における有識者、専門家と討議し、7月にその提言を踏まえた報告書が取りまとめられた(検討会委員、ワーキンググループ委員、報告書については附属資料を参照)。

報告書のポイントは以下の4点である。1つ目は『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマの下、SDGs達成+beyondに向けた様々な取組を加速させることで国際社会に貢献する万博とすべきこと。2つ目は「未来社会の実験場」にふさわしい会場計画を作成すること。3つ目は万博を日本の飛躍の契機にすること。4つ目は多様な参加者による共創プロセスを重視すること。

今後、開催者は同報告書の趣旨を活かしつつ、 更なる具体化の検討を早急に進めていく。 本章では、こうした2018年11月以降の検討 状況を踏まえた、テーマ、サブテーマ、コンセプトの 考え方について記述する。

2.2 テーマ

2.2.1 テーマ設定の背景

21世紀に入り、人類は国際合意や国際協力、 そしてそれぞれの国の努力によって、かつてないほ ど課題の解決を成し遂げてきた。

例えば、2015年を目標年として設定した開発分野における国際社会共通の目標、MDGsは、「これまでの歴史で最も成功した貧困撲滅の取り組み」と言われる。MDGsの取組が成功したことにより、我々人類は望ましい未来を協力して描き、その達成に向けて共に努力を重ねることで、現実のものにできることが示された。また、未来の姿を世界が共にデザインしていくアプローチが有効であることも示している。

MDGsによって築かれた土台を基礎とし、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、2030年までの国際目標となる、SDGsが掲げられた。このことは、国際社会が一連の議論を通して、望ましい未来の姿を表現するということを象徴する出来事であった。SDGsは持続可能な未来に向けたあらゆる国々の社会・経済システムの変革を促すものになると期待されている。

2030年に向けて、我々の生活に劇的な変化をもたらす革新的な技術も進歩するだろう。iPS 細胞(人工多能性幹細胞)のようなライフサイエンステクノロジー、AI、ロボティクスを含む、これら

の革新的な科学技術は、新たな時代を作るブレークスルーとなるだろう。こうした技術により私たちは、例えば不治の病の発見や治療、これまでとは異なる働き方や学び方を手にすることができると期待される。

しかし、すべての革新的な技術は、社会に受容されてはじめてその恩恵を享受することができる。これらの技術は世界を急激に変え、将来に対する不透明さから社会不安を引き起こす場合がある。また新しい技術は、人間のいのちや生き方の価値と質に関して、人々に不安を与える恐れがある。

一方で、世界の状況を見ると先進国と途上国との生活環境の格差は今なお大きく、「誰一人取り残さない」というSDGsの誓いを実現する道筋はいまだ途上である。資本主義は経済成長への道筋を整え、絶対的貧困の撲滅に貢献してきた一方で、経済格差(所得格差や資産格差)を拡大させる結果をもたらしてきたかもしれない。

また、持続可能な未来社会に向けた解決策となり、本来は人々を幸せにするようなバイオテクノロジーやロボティクスも、人間社会とのつながりが置き去りにされると、不安を生み出す技術となるおそれもある。例えばロボット技術の進化により、これまで人間が担ってきた仕事の一部をロボットが代替することによって、失業することを恐れる労働者が出るかもしれない。技術革新の別の側面は、ライフサイエンスにおける転換的イノベーションがもたらす、これまでにない、倫理的な問いである。

かつてないスピードで私たちを取り巻く環境が変化する中で、「幸福とは何か」、「自らのポテンシャルを最大限に発揮するためにはどうするべきか」、「それを支える社会はどうあるべきか」という深遠な問いを投げかけられている。

2.2.2 いのち輝く未来社会のデザイン

こうした中で、未来社会はどうあるべきか、世界中の人々と共に考え、共にデザインしていくことを期待し、大阪・関西万博のテーマとして『いのち輝く未来社会のデザイン』を掲げたい。

COVID-19が世界の隅々まで変化をさせた 2020年。地球上のすべての人が今回の出来事をきっかけに「いのち」について考えたはずである。

私たちはいのちに焦点を当てている。今日、世界は驚くべきスピードで変化している。技術は人と人との関わりを恒久的に変え、科学の進歩は人間の可能性を押し広げた。しかし一方で経済格差や社会不安は広がり続けている。この新しい現実は私たちにいのち、生き方についての根源的な問いを投げかけてきている。「幸せとはなにか」「充実した人生とはどのようなものか」「健康な生き方とはなにか」。そしてその答えはこの地球上に生きる人の数だけ存在する。社会とは本来、そうした人々の幸せを支えるためにデザインされるものである。

今私たちが求めるものは、現代社会が直面している、これまで人類が経験したことのないチャンスとチャレンジに、より適切に対応することができる新しい社会や経済のシステムをボトムアップで作り上げるアプローチである。大阪・関西万博は出展者と来場者が価値観やモチベーションを共有し、それぞれが人間としての可能性を最大限発揮できるような社会的ソリューションを共に作ることを目指す。

『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマは、人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、国際社会が共創していくことを推し進めるものである。

言い換えれば、大阪・関西万博は、格差や対立の拡大といった新たな社会課題や、AIやバイオテクノロジー等の科学技術の発展、その結果としての長寿命化といった変化に直面する中で、一人

一人に対し、自らにとって「幸福な生き方とは何か」 を正面から問う、初めての万博になる。

近年、人々の価値観や生き方がますます多様化するとともに、技術革新によって誰もがこれまで想像しえなかった量の情報にアクセスし、やりとりを行うことが可能となった。このような進展は、大阪・関西万博が世界の叡智とベストプラクティスを大阪・関西地域に集約するのに役立ち、多様な価値観が複雑に絡み合った諸課題への解決策をもたらすはずである。

<mark>2.3</mark> Expo for SDGs+beyond

2.3.1 SDGs に貢献する万博

我々は、大阪・関西万博の場で、『いのち輝く 未来社会のデザイン』というテーマの下、一人一 人が心身共に健康で可能性を最大限発揮できる 生き方をどう実現するか、そうした多様な生き方を 支える持続可能な社会・経済システムをどう構築 するか、世界の人々と共に考え、ソリューションを 共創していくことを目指す。

これは、「誰一人取り残さない」という誓いに裏打ちされた持続可能な方法で多様性と包摂性のある社会を実現することを究極の目的とする、国連のSDGsと合致するものである。

大阪・関西万博が開催される2025年は、SDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けたこれまでの取組の進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となる。

大阪・関西万博をSDGs達成に貢献する万博とするため、会期前から市民や企業を含む多様なプレーヤーを巻き込み、会期後も自律的に発展していくうねりを起こしていくことが重要である。

2.3.2 「+beyond」へのチャレンジ

2025年時点において、5年後に迫る2030年におけるSDGsの達成が喫緊の課題となる。上述のとおり、大阪・関西万博において、我々は2025年時点における進捗状況を点検するとともに、世界中から叡智を募り、ベストプラクティスを共有することで、2030年のSDGs達成に向けた各国の取組を加速させる。

同時に、大阪・関西万博においては、中長期的な視野を持って「未来社会」を考える際、2030年のSDGs達成にとどまらず、+beyond(2030年より先)に向けた目標が示されることも期待される。ワーキンググループにおいても、「SDGs達成+beyondに向けた様々な取組を加速化することで国際社会に貢献する万博とすべき」との指摘がなされた。

このため、日本館は、国連とも連携した「SDGs +beyond館」とすることを検討していく。また、パビリオン展示にとどまらず、開催者はSDGs+beyondに向けた取組について世界各国の有識者や来場者等が議論を行う場を設け、その成果を、例えば「Expo 2025 Osaka Kansai Agenda」(仮称)として取りまとめた上で、世界に発信していく。

2.3.3 Society 5.0

大阪・関西万博が掲げるSDGs+beyondに向けて、鍵となるのはSociety 5.0の実現である。Society 5.0とは、人間社会の発展の次のステージに関する日本のビジョンであり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)というこれまでの人類の発展における4つの主要なステージに続く5番目の変革である。日本の強みとリソースを最大活用して、誰もが活躍でき、人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約等様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな社会経済システムをいう。

人類が誕生して間もない頃は狩猟により食料を調達していた時代であったと考えられ、日本では1万年以上前に稲作が開始され、そのあたりから日本人は定住して生活するようになったと推定されている。前者がSociety1.0、後者がSociety2.0である。その後産業革命により工業化社会が到来するが、これがSociety3.0である。

20世紀後半にはコンピュータが開発されるようになり、様々な情報が蓄積されるようになり、それらに人がアクセスして解析することで価値が生まれてきた。これがSociety4.0である。Society5.0は膨大なビッグデータをAIが解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでには出来なかった新たな価値がもたらされる社会の姿である。

経済発展が進む中、人々の生活は便利で豊かになり、エネルギーや食料の需要が増加し、寿命の延伸が達成され、高齢化が進んだ。また、経済のグローバル化が進み、国際的な競争も激化し、富の集中や地域間の不平等といった面も生じてきている。これら経済発展に相反(トレードオフ)して解決すべき社会的課題は複雑化してきており、温室効果ガス(GHG)排出の削減、食料の増産やロスの削減、高齢化などに伴う社会コストの抑制、

持続可能な産業化の推進、富の再配分や地域間の格差是正といった対策が必要になってきている。

このように世界が大きく変化する一方で、IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、我が国は、課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety 5.0の実現を目指している。

これまでの社会では、個々の能力などに応じて個人が受けるモノやサービスに格差が生じている面があった。Society5.0では、ビッグデータを踏まえたAIやロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになる。

これは一人一人の人間が中心となる社会であり、 我が国のみならず世界の様々な課題の解決にも通 じるもので、SDGsの達成にも通じるものである。

具体的には、IoT (モノのインターネット)、AI、ロボティクス、ビッグデータ等の先端技術を活用して様々な世界的な課題を解決する超スマート社会の実現を目指す日本の国家的な取組である。

日本国政府はSociety5.0を国の成長戦略として位置づけており、官民を挙げて、その実現に向けて取り組んでいる。

開催者は、Society 5.0 が実現された社会が、 今後様々なレベルで起こりうる未曾有の事態に対 応できると考える。

このため、大阪・関西万博は、会場全体をSociety 5.0を体現した超スマート会場とするとともに、未来社会の実験場と位置づけ、新たな技術、サービス、システムの実証、社会実装に向けてチャレンジを行い、これからの社会基盤のモデルとなることを目指す。



<mark>2.4</mark> サブテーマ

2.4.1 3つのLives

人類を含め様々な「いのち」がこれからも持続していくためには、我々はそれらを守り、力を与え、次の世代へとつないでいかなければならない。

大阪・関西万博のテーマである「いのち」について考える軸として、我々は、「Saving Lives (いのちを救う)」、「Empowering Lives (いのちにカを与える)」、「Connecting Lives (いのちをつなぐ)」という3つのサブテーマを設定する。

「いのち(命)」の捉え方は、国、地域、宗教・宗派、個人の倫理観等により多様である。しかし、人間を取り巻く社会(国、地域、コミュニティー、家族など)の中で、「いのち(命)」は尊いものであり、否定される「いのち(命)」はないことは真理と考える。

テーマを展開するにあたり、自分自身のいのちを守り・救うこと、自分が誰かを守り・救うこと、コミュニティや社会が誰かを守り・救うことが出発点となると捉え、Saving Livesというサブテーマを設定した。

その上で、生きている喜び、充実感、生きがい、楽しさに対する欲求や願望を叶えるために、自分自身に力を与えること、自分が誰かに力を与えること、コミュニティや社会が力を与えることが必要であると考え、Empowering Livesというサブテーマを設定した。

さらに、一人一人の可能性を発揮するため、自分を誰かとつなげること、自分が誰かをつなげてあげること、あらたな技術等が人々や技術等のつながりを支援すること・役立つことが必要と考えConnecting Livesというサブテーマを設定した。現在は、通信技術の飛躍的発展により、これまでよりも容易に様々な情報が取得できたり、個人が

情報発信者になったり、個人と個人が結びつくことができる状況になっている。コミュニケーションの手段と容易さがこの10年で格段に変化し、Connectingは未来を考える上で重要なキーワードになるとも認識しているため、サブテーマとした。

サブテーマにおける "Lives" は「生活 (daily life)」や「人生 (life as a whole)」の意味だけではなく、「いのち・命 (life)」に着目する。

なお、日本では「生きとし生けるもの」のみならず「路傍の石」でさえも「いのち」が宿ると捉える文化が古くから存在する。

こうした背景からテーマである「いのち」の対象を人間だけではなく、我々を取り巻く多様な生物や自然、さらにはより広く捉えることも歓迎する。

「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」という3つの視点は、全てのSDGsに貢献できる可能性を持っている。このため、参加者は自分たちの取組がどの視点から、どのSDGsに関係するものか、自由に選択することができる。

SDGsの目標は、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」という理念に基づいて設定されている。サブテーマのSaving Livesは、まさに「leave no one behind」の理念に直結するものである。Empowering LivesとConnecting Livesは「leave no one behind」の達成のため、より積極的に行動することを期待している。このことから、この3つのサブテーマから展開される大阪・関西万博の展示等は直接/間接的にSDGsの目標達成に資するものとなる。

2.4.2 Saving Lives (いのちを 救う)

1つ目のサブテーマは「いのちを救う」である。これは、一人一人の「いのち」を守る、救うことに 焦点を当てるものである。

「いのちを救う」から想定される具体的な展示としては、例えば、公衆衛生の改善による感染症対策、防災・減災の取組による安全の確保、自然との共生等が挙げられる。

2.4.3 Empowering Lives (いの ちに力を与える)

2つ目のサブテーマは「いのちに力を与える」である。これは、一人一人の「生活」を豊かにする、可能性を広げることに焦点を当てるものである。

「いのちに力を与える」から想定される具体的な展示としては、例えば、ICTを活用した質の高い遠隔教育の提供、スポーツや食を通じた健康寿命の延伸、AIやロボティクスの活用による人間の可能性の拡張等が挙げられる。

2.4.4 Connecting Lives (いのちをつなぐ)

3つ目のサブテーマは「いのちをつなぐ」である。 これは、一人一人がつながり、コミュニティを形成 する、社会を豊かにすることに焦点を当てるもので ある。

「いのちをつなぐ」から想定される具体的な展示としては、例えば、パートナーシップ・共創の力、ICTによるコミュニケーションの進化、データ社会の在り方等が挙げられる。

2.4.5 テーマ展開

参加者は、「いのち」について展示するトピックスを設定する際の視座として、これらの3つのLivesから1つ以上を選択することとする。

また、SDGs+beyondという大阪・関西万博の 狙いに照らして、参加者は、SDGsの掲げる17の 目標のいずれか1つ以上に取り組むこととする。

なお、これらは必ずしも特定のサブテーマ、目標に絞り込むことを求めるものではなく、参加者が3つのサブテーマにまたがる、あるいはSDGsの17の目標全てに貢献する展示を行うことも歓迎される。

参加者には、これらの要素と、世界各国・地域が育んできた独自性ある価値観(文化的要素を含む)等を総合的に勘案して、サブテーマ、SDGsの目標、具体的な展示と内容を検討していくことが期待される。

テーマ展開の理解促進のため、サブテーマの2つの切り口について説明する。

1つ目の切り口は、「私(I)」という一人一人の個人を起点(主語)にした切り口である。「私」がどうするのか、何をするのか、何をすべきかを問う切り口である。

2つ目の切り口は、「私(I)」という個人以外の全てを起点(主語)にした切り口である。「グループ、コミュニティ、企業、政府、国、経済・社会・環境システム等」がどうするのか、何をするのか、何をすべきかを問う切り口である。

この2つの主語の目的語となる「何を」「何に」の対象は、必ずしも人間のみではなく、万物(動物、植物などの自然環境、地球環境や、社会・経済のしくみや技術等も含む)が対象となる。

サブテーマ及び2つの切り口に対応した潜在的なトピックを以下に示す。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





































表2-1

			潜在的なトピック	
サブテーマ	目的	個人の取組、自分自身の意識 改革、習慣、啓発による気づ き	グループ、コミュニティ、企業、政府、国、経済・社会・ 環境システムなどによる取組	SDGs
Saving Lives (いのちを 救う)	「いのち」を守る、 救う	生活の中の健康、健康寿命の延伸、心 (精神) の健康、季節と衣食住、食と生活	ライフサイエンス(最先端医療技術等の医療の発達)、労働環境の改善、貧困問題の解決、児童死亡率の低減、 人権問題の解決(人身売買、児童婚)、健康と福祉、防災・減災、自然との共生・環境の保護、農業と食料生産、公衆衛生の改善、水源確保・水を届ける、再生エネルギー・新エネルギー、マイクロファイナンス、動物愛護	
Empower- ing Lives (いのちに 力を与える)	「生活」を豊か にする、可能性 を広げる	自己実現、自己表現、季節を感じ る生活、ファッション、道徳・マナー、 笑い、観光・探検・旅行、文化・文 学・芸術・哲学・音楽、スポーツ、 学び・遊び、瞑想・禅・マインドフル ネス・祈り、AI・ロボット	遠隔教育の提供、人間の可能性の拡張、ボランティア活動、 市民参加、寄付・募金、多様なライフ・ワークスタイル、産 素高度化(AI活用等)、エンジェル投資、起業家精神、フ ロンティアへの挑戦(海洋・宇宙・深海・地底等)、食の 未来(新たな食材、昆虫食等)	1 2 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1
Connecting Lives (いのちをつなぐ)	一人一人がつながり、コミュニティを形成する、社会を豊かにする	デジタル活用、地球環境を意識した行動、気候変動への適応、信仰、 出会い、多様さや異文化理解の促進	ネット・コミュニティ、オンライン・ブラットフォーム、パートナーシップ・共創の力、新たなファイナンス (クラウド・ファンディング等)、未来の産業、サーキュラーエコノミー、ソーシャルインクルージョン、伝統技術、ビッグデータの活用、スーパーシティ、スマートシティ、産官学のパートナーシップ	3 1 4 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

参加者は、以下のステップによりサブテーマとSDGsの関連性を検討し展示創作を行う。 表2-2:フロー図

表2-2:フロー						
	サブテーマを 選ぶ (1つ以上)	●展示のコンセプトや内容はマトリクスのキーワードを参考に検討する				
		サブテーマ	目的	個人	社会(コミュニティ、企業、政府等)	
		Saving Lives (いのち を救う)	「いのち」 を守る、 救う	生活の中の健康、健康寿命 の延伸、心 (精神) の健康、 季節と衣食住、食と生活	ライフサイエンス(最先端医療技術等の医療の発達)、労働環境の改善、貧困問題の解決、児童死亡率の低減、人権問題の解決(人身売買、児童婚)、健康と福祉、防災・減災、自然との共生・環境の保護、農業と食料生産、公衆衛生の改善、水源確保・水を届ける、再生エネルギー、マイクロファイナンス、動物愛護	
Step1		Empower- ing Lives (いのち に力を与 える)	「生活」 を豊かに する、可 能性を広 げる	自己実現、自己表現、季節を感じる生活、ファッショ シ、道徳・マナー、笑い、観光・探検・旅行、文化・ 文学・芸術・哲学・音楽、 スポーツ、学び・遊び、瞑想・ 禅・マインドフルネス・祈 り、AI・ロボット	遠隔教育の提供、人間の可能性の拡張、ボランティア活動、市民参加、寄付・募金、多様なライフ・ワークスタイル、産業高度化(AI活用等)、エンジェル投資、起業家精神、フロンティアへの挑戦(海洋・宇宙・深海・地底等)、食の未来(新たな食材、昆虫食等)	
		Connect- ing Lives (いのちを つなぐ)	一人一人 がり、コミュ ニティを 形成する、 社会を かにする	デジタル活用、地球環境を 意識した行動、気候変動へ の適応、信仰、出会い、多 様さや異文化理解の促進	ネット・コミュニティ、オンライン・ブラット フォーム、パートナーシップ・共創の力、 新たなファイナンス(クラウド・ファンディ ング等)、未来の産業、サーキュラーエコノ ミー、ソーシャルインクルージョン、伝統技 術、ビッグデータの活用、スーパーシティ、 スマートシティ、産官学のパートナーシップ	
	達成したい SDGs の選択 (1つ以上)	●展示で	問いたい	/ 達成したい将来像(SI	OGs)を 1 つ以上選択する。	
		SUSTAINABLE G ALS				
Step2		1 see	2 file file state and stat	3 in the 1 of the 1	選択例 4 和	
		13 SARBI:	14 angues 955	15 #898946 16 #RESER 17 detail.	English Control of the Control of th	
Step3	展示テーマの創作				か(工夫や特徴、伝えたいメッセージ、 れを体験や展示として表現する。	

2.4.6 テーマ展開事例

公式参加者はサブテーマの中から1つ以上を選択し、SDGsの17の目標から1つ以上について、SDGs+beyondを目指す姿を提案する。

「いのちを救う」+「いのちに力を与える」 × 目標1・目標4・目標6

A国(又は国際機関A。以下同じ。)は、この10年で経済成長を続けている。しかし、依然、都市と地方の経済格差が課題となっている。A国のパビリオンでは国連やNGOと連携した国民の生活向上に向けた取組(飲料水普及率向上、初等教育の拡充等)などを通じて2030年に向けた在り方を提案する。また、来場者はA国の豊かな自然と文化について、仮想旅行を通じて体験することができる。

「いのちを救う」+「いのちをつなぐ」 × 目標3 B国は、豊かで、多様な生き方を推奨している。 しかし、医療技術の進歩と共に高齢化社会となり、 財政や労働力の問題を抱えており、病気を未然に 防ぐ(救う)予防医療で社会問題への取組を進めている。遺伝子治療、創薬による予防、精神的・ 肉体的なサポート(AI、ロボティクス)等の様々な 予防医療における将来を見据えた取組を提案する。 また、予防医療の先にある在宅医療、遠隔医療 等の技術とあるべき社会の姿についても提案する。

「いのちを救う」 × 目標3

C国は、経済成長、技術革新を続けている。取り分け、医療分野は目覚ましい成長を続けている。 しかしながら、高度医療が地方の隅々まで行き渡っておらず、専門人材の不足も懸念されてきている。

C国のパビリオンでは、医師不足の解消、僻地 医療の高度化、医療機会の多様な選択に向けた 先進的な医療技術革新について、2030年に向 けた在り方(5 Gの遠隔手術、AIによる看護技術、 理学療法技術等)や社会の姿を提案する。また、 一人一人の命に寄り添った在宅医療、遠隔医療 等の医療技術を活用した社会システムのありよう を提案する。

「いのちに力を与える」 × 目標2・目標8 D国は、作物 X の輸出が経済の中心を担っている。 更なる生産性の向上と農業従事者の負担軽減の ため、現在、先進技術を活用した取組(衛星を使った発育監視、ドローンを活用した自動化施肥・農 薬散布等)の実施・拡大化に挑戦している。来 場者はパビリオンでこの取組を通じた未来型の農 業の在り方を知ることができるとともに、作物 X を 利用した様々なレシピを知り、作物 X で作った D 国 の代表的なお菓子を味わうことにより、D 国につい て新たな魅力を発見することにつながる。

「いのちに力を与える」+「いのちをつなぐ」 × 目標3

E国は、健康寿命の延伸により活発な高齢者が増えている。国内では、発達したロボティクスを応用し、身体機能を補完することで、若い世代に交じりながらスポーツを楽しむ様子も見られるようになっている。パビリオンでは、来場者がこの機能補完の技術を活用し、身体能力を高めた体験をしながら、やりたかったことができる未来を思い描くようなプログラムを展開する。もちろん高齢者だけではなく、若い世代もこうした機械を活用して生活する体験を楽しむことができる。

「いのちをつなぐ」+「いのちに力を与える」 × 目標3・目標4

F国は、高度な教育と福祉、自然環境に配慮した持続可能な技術の開発と普及、旅行者を魅了する大自然に代表される国として知られている。F国のパビリオンでは、F国民の各ライフステージにおける教育、福祉、レジャー等の生活模様と、人間・自然・技術のつながりを紹介するとともに、最新技術を取り入れた先端の取組と未来社会の構想を紹介する。その他、パビリオンへの来場者は、専

用のアプリをインストールすることにより、F国の各観光地の現在の様子等を見ながら、仮想旅行体験を楽しむことができる。

「いのちをつなぐ」+「いのちに力を与える」 \times 目標 4・目標 10

G国は、豊かな自然に恵まれた国だが、公共交通機関に乏しく、アクセスの困難な遠隔地では、教育施設及び教員の質・量が不足している。

G国のパビリオンでは、美しい大自然の中でたくましく生きる子供たちが、ICTを活用した遠隔教育を通じ、見識を広め、また世界中の人々とつながることによって、豊かに成長するプロセスを知ることができる。また同じ技術により、来場者は現地の子供たちと双方向のコミュニケーションをとる体験を通じ、お互いが身近なものとなり、更なる相互理解を育む。子供たちとの交流を通じて、世の中がよりグローバルにつながる社会の姿を提案していく。

「いのちを救う」+「いのちをつなぐ」×目標15 H国では、近年昔ながらの伝統的な農耕法による栽培が見直されている。農薬を極力少なくした 栽培方法である。H国特産の多くの穀物もこの 農法により、従来より人の身体に優しいものが作られている。それだけでなく、この農法を採用する ことで農薬散布量も少なくなり、周囲の自然保護 にも寄与している。こういった手法を活用した、持 続可能な循環社会の在り方について提案する。

「いのちを救う」+「いのちに力を与える」+「い のちをつなぐ」× 目標 1~目標 17

I国では、人類のいのち、万物のいのちに向き合い、未来社会を描くことにより、参加国ならではのSDGs+beyondのビジョンを提案する。

2.5 コンセプト

2.5.1 People's Living Lab (未来社会の実験場)

「People's Living Lab」とは、大阪・関西万博に関わる全ての人が、多様なアイデアを出し合い、共創することでSDGsの達成に資するイノベーションを興すというフレームワーク (手段)である。

開催者は以下のような取組を「People's Living Lab」と定義する。

例えば、参加国や国際機関との共創では、本 万博がテーマの展開として投げかける問いに対す る回答を、参加国が解いていくというプロセスも 「People's Living Lab」である。また、この取 組が結集した万博という会場自体が、「People's Living Lab」そのものでもある。

また、非公式参加者が本万博のテーマに関連して、その課題解決に貢献し、かつ世界の他の場所でも転用可能なイノベーティブな取組を持ち寄り、披露する、ベストプラクティスエリアを会場にもうける。これも、「People's Living Lab」の一つである。

更には、こうしたイノベーションが促進されるような会場づくりに向けて、企業や大学機関などの知恵を結集し、Society5.0会場の実現に向けて取り組んでいる。これも、「People's Living Lab」の一つである。

大阪・関西万博は、その会場を未来社会の実験場として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけることで、多様なプレーヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための巨大な装置としていく。

このため、企画段階から民間企業等のアイデアを募るとともに、国内外を問わず、多様なプレーヤーの積極的な参加を求めていくとともに、その実証プロセスを外部にも示していく。

特に、会場においては、AIやビッグデータを活用し、待ち時間、言語の壁といった様々なストレスや制約から解放された、Society 5.0を体現した、超スマート会場を実現する。

また、空港や主要駅から会場までのストレスフリーかつシームレスな移動等、会場外でも一体性のある万博体験を提供することを目指していく。

2.5.2 未来社会の実験場を実現するための手法、Co-Creation(共創)

大阪・関西万博におけるco-creationとは、大阪・関西万博が提示するテーマ展開を題材として、会期前から公式参加者や非公式参加者、来場者を含むあらゆるステークホルダーが万博を通じて世界各地の課題を解決していこうというチャレンジである。

公式参加者や非公式参加者が展示や催事を 企画するにおいても、様々なステークホルダー(国 内外問わず)との議論を経て、問いへの解答を展 示という形で表現するだろうし、万博会場では多く の展示や催事が混ざり合い、また来場者個人という媒介役を介して、その解答はSNSや人づてに世 界へ広がっていく。これもco-creationである。

また、本万博が掲げるリビングラボとは、「ユーザーのニーズを汲み取って、モノやサービス、システムを生産する」という従来のそれとは異なり、「地球規模の課題解決(SDGs)に資する取組に対して、万博の参加者という多様なステークホルダーの知識、経験を重ねて、解決策をより高度、より汎用性の高いものへと昇華させていく取組」を指す。

これは様々なパビリオンや催事への参加体験を 通じて生まれるものであり、来場者同士や来場者 から世界への発信に加えて、来場者と出展者との インタラクティブな取組が、これを促進する。

大阪・関西万博では、会期前から万博に関わるネットワークを広げていくことを通じて、会場内外からこの壮大な実験に参加して未来社会のデザインを共創することを目指す。

大阪・関西万博では、ICTを活用し、会場には来場できない人々であっても擬似的に参加をできるようにすること、参加者が一方的にソリューションを提示するのではなく、来場者も発信するような双方向のコミュニケーションを可能とすること等を通じて、全ての人々と共に創り上げる万博としていく。

2.6 会場におけるテーマの実装

さらに、未来社会の実験場として、新たな革新的な技術、サービス及び社会システムの実証を含めた社会実装に向けたチャレンジを行う会場とする。

2.6.1 未来社会の実験場にふさわし い会場

万博会場は、Society 5.0を体現した超スマート会場とする。AI、ビッグデータ等を活用し、待ち時間、言語の壁といった様々なストレスや制約から解放された超スマート会場とする。

2.6.2 サブテーマに基づく会場のゾーニング

サブテーマ(「いのちを救う」「いのちに力を与える」 「いのちをつなぐ」)に対応する形で会場全体に3 つのゾーンを設定する。

参加者については、各々の参加者が選択したサブテーマに対応するゾーンにパビリオンを配置することを原則とする。 ただし、複数のサブテーマを選択する場合を始め、事情に応じて柔軟なパビリオン配置をするものとする。

また、5つの「空」を中心とするエリアにおいては、より具体的な展示分野(2.6.4参照)に応じて、テーマ館、企業館等を配置することとする。「空」とはメインストリートの結節点に設けられる大型の広場である。「空」は日本の禅の文化の一部を表現している。

2.6.3 日本館

日本国政府は日本館を、国連と連携した「SDGs+beyond館」とすべく、既に国連と対話を始めている。

各国パビリオンは、自国パビリオンにおいて独自の方法によりSDGsの成果を示し、日本はこれらを尊重する。日本館が提供するのは、各国や組織が集まり、お互いから学ぶためのフォーラムである。各パビリオンは独立して管理されるため、縦割りのパビリオングループにならないように、そのようなフォーラムを日本が意図的に企画し、準備すべきであると考える。日本館は議論を促す触媒としての役割を果たす。

また、SDGs達成に向けて国連や各国が取り組んできた内容を日本館に持ち寄り、互いに成果を祝い合い、学び合い、対話し合う場とする。

この対話の成果から、SDGs達成のための新たなアイデアが世界に提示されることが期待され、SDGs達成に向けた取組が加速され、SDGs +beyondに向けた議論も促される。

2.6.4 テーマ館

開催者は『いのち輝く未来社会のデザイン』及び「3つのLives」への理解を深めるため、テーマ館において、以下のような視点から展示を検討する。

- 「いのちを知る」
- 「いのちを育む」
- 「いのちを守る」
- 「いのちをつむぐ」
- 「いのちを拡げる」
- 「いのちを高める」
- 「いのちを磨く」
- 「いのちを響き合わせる」

「いのち輝く未来社会のデザイン」は、一人一人が幸せで充実した人生を送るための持続可能な社会の形を提示するものであり、その形は一つではない。相手を思い敬い、調和や共存を重んじる日本の「和」の精神は、多様な文化や考えを重ね合わせることで、新たな価値観を生み出してきた。受容の寛容性と進取の気性を併せ持つ日本だからこそ、次の時代の風景とも言うべき未来を提示することができる。

一人一人がお互いの多様性を認め、「いのちとは何か」、「生きる喜びとは何か」、「いのち輝く社会の姿とは何か」を考え、対話し、共創し、世界に向け未来を提案するために、博覧会協会は、いのちを考える8つの展示分野を設けた。

これらは開催者が設置するテーマ館としても展開する。展示分野として以上8つを挙げているが、テーマ館の数は切り分けて展示する可能性を考慮すると最大で11となることも想定している。

開催者は具体的な共創の場としてテーマ館を「空」に隣接する形で配置し、テーマ館の周辺には、同じ分野にフォーカスする民間企業等の非公式参加者によるパビリオン出展やイベントの開催を募っていく。



2.6.5 ベストプラクティスエリア

2030年におけるSDGsの達成に向けて、2025年はソリューションを普及させる好機である。開催者は会期前よりSDGsの達成に向けたソリューションを世界中から募り、その実現に向けて支援する「共創事業」を展開していく。共創事業とは、会期前から世界中の優れた社会起業家や様々なセクターが一堂に会し、互いのノウハウやネットワークを共有し、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の探求とSDGsの達成に向けた解決策を共創を促進する様々なセッションを開催する。大阪・関西万博の準備期間中に事業実証を繰り返し、大阪・関西万博ではベストプラクティスエリアにおいてその成果が披露される。

ベストプラクティスとは、実践的で世界各地で再生可能な、将来のために活用できる取組を指す。 例えば、低コストでシステムを作り、水を都市に供給したり、持続可能な輸送システムを開発し、それが他都市で応用できるなどの取組を募っていく。

都市やまち、企業、起業家、中小企業、NGO・NPO、個人事業主、市民といった多くのステークホルダーの参加を期待し、大きな資本を持たない対象者でも挑戦が可能となるよう工夫する。

展示分野に応じて共創の分野を定め、それぞれのSDGsの達成に資する分野ごとに「共創事業」を募集し、開催者が設置した選定委員会により、「ベストプラクティス」を選定する。

開催者は事業実証の成果を、恒常的な専有の 敷地においてではなく、事業内容に基づき、柔軟 な発想で展示を行う。例えばテーマ館の一部を活 用し、展示・発表・体験の場として提供するほか、 「空」を活用したイベントの開催等、出展者と来場 者との共創を促し続ける仕組みを構築していく。

2.6.6 新たな万博のありかた

世界の隅々までを変化させ、地球上のすべての人が「いのち」について考えることとなったCOVID-19をきっかけに、大阪・関西万博の在り方も「ニュー・ノーマル」への対応を考えていくこととなるだろう。

世界的な感染症のような未曽有の事態が起こった時でも、万博としてのメッセージを伝え、世界中の人々に参加を促すために、我々が準備しておくべきことは何か。

例えば、オンラインを活用した、時間的、空間的制約を乗り越えたコミュニケーションの在り方はこれを考えるヒントとなる。 開催者は今後、このような新たな万博の在り方についても検討を進めていく。

会場外における取組

大阪・関西万博は共創を促していくことを目的とし、 そのためには2025年の会期中だけでなく、会期 前から共創を生み出すための事業を実施する。

2.7.1 プラットフォーム

共創を生み出すための仕組みとして、大阪・関西万博ではオンライン及びオフライン (リアル) のプラットフォームを設ける。

オンラインのプラットフォームは共創を高める場、リアルのプラットフォームは共創を実践する場として、それぞれを連動させ、推進していく。プラットフォームに様々な人や、それらの人に紐づく知、経験、文化、感覚、そこから生み出されるアイデアを集め、蓄積することを通じて、テーマを体現する新たな共創が生み出されることを期待している。

既に社会課題に取り組んでいる、又は取り組む意欲のある人たちに向けて、万博という機会と場を利用して彼らの活動を推進する機能を構築する。具体的には、プラットフォームへの参画者の持つリソース(技術・施設・ネットワーク・情報・サービス等)を共有し、様々なアイデアの実践に向けて、そのアイデアの確実性、展開性、効率性、社会的インパクトを高めていく。

2019年後半には、スモールスタートでこの取組を日本国内の個人・団体等を対象に開始し、次第にプラットフォームへの参画者を拡大していくことを目指している。大阪・関西万博開催前までに、世界中から叡智を集め、仲間を集えるようにするための仕組みを構築していく。

これは、本万博開催時のみならず、閉会後においても存続するプラットフォームとなるよう目指している。

2.7.1.1 オフライン・プラットフォーム

社会課題を解決するために、国、自治体、企業、社会起業家等様々なステークホルダーが参画し、共創事業を実践していくためのプロジェクトを推進する。まずは、SDGsや社会課題への関心が高い層(イノベーター層)を巻き込み、2025年に向けたシンボルプロジェクトを立ち上げる。

リアルにおける共創の仕掛けとして、共創事業を生み出すための機能を有するオリジナルの場を構築予定である。

2.7.1.2 オンライン・プラットフォーム

オンラインには、「共創を高める場」を設け、プラットフォーム内のマッチングや交流を促す原動力にする。

リアルの場における共創を高めるために、「課題の共有」「課題とソリューションのマッチング」「アイデア実践の様子の発信」「フィードバック」といった機能を兼ね備えたコミュニティサイトを創設する。例えば開催者はSDGsの各目標ごとのアイデアを投稿し、それにフィードバックを受けることができる仕組みを作る。オンラインのプラットフォームの中で新たに生まれた交流がリアルでの新しい共創を生み出すといった、リアルとオンラインが循環する構造を設けることで、会期前、会期中、会期後に向けて、規模と活動範囲を拡大していく。

2019年5月に開催者は、オンライン上でアイデアを募るためのプロトタイプページをリリースした。そのプロトタイプについては2020年4月より "TEAM EXPOサイト"としてリニューアルし、オフラインにおける共創も促していく。

2.7.2 テーマフォーラムの実施

大阪・関西万博が掲げるテーマに関連する分野の企業・大学・研究機関・行政機関・アーティスト・フリーランスが集うシンポジウムや学会、TICAD(アフリカ開発会議)等国際的な課題について議論する国際会議の場、ドバイやブエノスアイレス等の国際博覧会の場、IPM(参加国会合)等を活用し、大阪・関西万博の掲げるテーマに関する世界的な認知、関心を高め、議論を巻き起こしていく。

2019年8月開催のTICAD7では、「2025年大阪・関西万博を通じたアフリカへの貢献」としてトークセッションを行い、課題提起を行った。トークセッションでは、アフリカでの活動が豊富な分野の異なる専門家や日本で活躍するアフリカ出身者が登壇した。トークセッションのタイトルにある「アフリカへの貢献」の考え方について、むしろアフリカが大阪・関西万博を通じて、どのように世界に貢献すべきか、また、アフリカの豊かな文化・潜在力を世界に向けてアフリカ自らが主体的に発信し、各国間の互恵関係が更に強化されることに期待する意見が上がった。

2.7.3 ワークショップ

大阪・関西万博の「共創」の理念に基づき、多様な主体がそれぞれ個別に意見を表出するのではなく、他者の意見に触発されながら集合知を作り上げることを目指してワークショップを開催していく。

経済産業省は2019年9月から11月に、神戸市(兵庫県)、奈良市(奈良県)、京都市(京都府)、大津市(滋賀県)でワークショップを開催した。これらのワークショップは「大喜利」と呼ばれる日本古来のアイデア創発方法を用いて行われた。それは専門知識がなくても、年齢や職業に関係なく集まった参加者たちが、大阪・関西万博に向けたアイデアを出しあえる、共創の手法の一つである。

2.7.4 アイデアソン

関心の領域が近い者同士でグループを形成し、 議論を重ねてアイデアを深める、アイデアソンを国 内外で実施していく。アイデアソンについては若 者や学生等、多様な主体によるアイデアの創発を 目指している。

2019年11月、経済産業省はSDGsに沿って持続的なグローバルネットワークを構築する、グローバルなイノベーションラボであるUNLEASHにおいて、大阪・関西万博と連携したセッションを開催した。

また、経済産業省は国内で2019年11月に大学生を中心にアイデアソンを開催した。

附属資料

- 2-1. 大阪·関西万博具体化検討会委員
- 2-2. 万博計画具体化検討ワーキンググループ委員
- 2-3. 報告書「新しい時代の万博」の具体化に向けて

大阪・関西万博具体化検討会委員

2019年1月25日現在

- 委員 -

一般社団法人日本経済団体連合会審議員会議長 古賀 信行(座長) 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授 秋山 弘子 独立行政法人日本貿易振興機構理事長 石毛 博行 井戸 敏三 関西広域連合長 吉本興業株式会社共同代表取締役社長CEO 大崎 洋 大阪商工会議所会頭 尾崎 裕 株式会社アシックス代表取締役会長CEO 尾山 基 一般社団法人和歌山経済同友会特別幹事 樫畑 直尚 株式会社カトープレジャーグループ代表取締役兼CEO 加藤 友康 株式会社日本経済新聞社代表取締役会長 喜多 恒雄 一般社団法人関西経済同友会代表幹事 黒田 章裕 東京農業大学名誉教授(発酵学) 小泉 武夫 UG WORK 合同会社代表 澤田 裕二 東京大学大学院医学系研究科教授 渋谷 健司

阪急電鉄株式会社代表取締役会長	角和	和夫
作家	瀬名	秀明
田辺三菱製薬株式会社相談役	土屋	裕弘
サントリーホールディングス株式会社代表取締役副会長	鳥井	信吾
大阪府立大学研究推進機構特別教授	橋爪	紳也
関西テレビ放送株式会社代表取締役社長	福井	澄郎
スポーツジャーナリスト・大阪芸術大学教授	増田	明美
大阪府知事	松井	一郎
パナソニック株式会社取締役副会長	松下	正幸
公益社団法人関西経済連合会会長	松本	正義
大阪大学大学院医学系研究科教授	森下	竜一
ロート製薬株式会社代表取締役会長	山田	邦雄
大阪市長	吉村	洋文

万博計画具体化検討ワーキンググループ委員

2019年1月25日現在

株式会社ハビテック研究所長 石川 善樹

株式会社ライゾマティクス 代表取締役 齋藤 精一

京都大学大学院教育学研究科 教授 佐野 真由子

UG WORK 合同会社 代表 澤田 裕二

noiz パートナー 豊田 啓介

一般社団法人 Japan Innovation Network 専務理事 西口 尚宏

大阪府立大学 研究推進機構特別教授 橋爪 紳也



INTRODUCTION

はじめに

我が国は、万博の誘致段階において、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下、ビッド・ドシエ(立候補申請文書)をBIE(博覧会国際事務局)加盟国に提示し、多くの国々の支持を得て、昨年11月に2025年万博の開催権を得ることができた。

本年 I 月、経済産業省は、ビッド・ドシエの内容を具体化すべく「大阪・関西万博具体化検討会」を開催し、同検討会は、有識者にヒアリングを実施しつつ主な論点について検討を行うことを目的に、本ワーキンググループ(以下「WG」という)を設置した。

本WGは、本年2月以来、8回にわたって開催され、その間、どのような万博を目指すべきか、幅広い分野の有識者と討議を重ねてきた。WGの会合に御参加いただいた55名、別途インタビューに応じていただいた76名の有識者の皆さまには改めて御礼申し上げる。

頂いた御意見は極めて多岐多様にわたっており、全ての論点について一致点を見いだすことは困難であるが、WGの議論を通じて、おおよその方向性について一致が見られた点について、『「新しい時代の万博」の具体化に向けて』という形でとりまとめを行った。私たちは、生き方や社会のあり方が急速に変化していく中で、すべての人々が、それぞれの価値観において「いのち輝く未来社会」を展望することのできる、深く心に記憶される万博を目指したいと考えている。

また、I3I名の御提言そのものが、大阪・関西万博の貴重な資産の一つとなるものであり、本報告書にそのまま掲載することとした。

今後、大阪・関西万博の開催準備の中で、本報告書の趣旨が十二分に活かされ、テーマ、コンセプト等のさらなる具体化が早急に進められていくことを強く期待する。

CONTENTS

第 部

「新しい時代の万博」の具体化に向けて

第 2 部

ワーキンググループ委員名簿及び委員の補足意見 ~WGでの議論を経て~

第 3 部

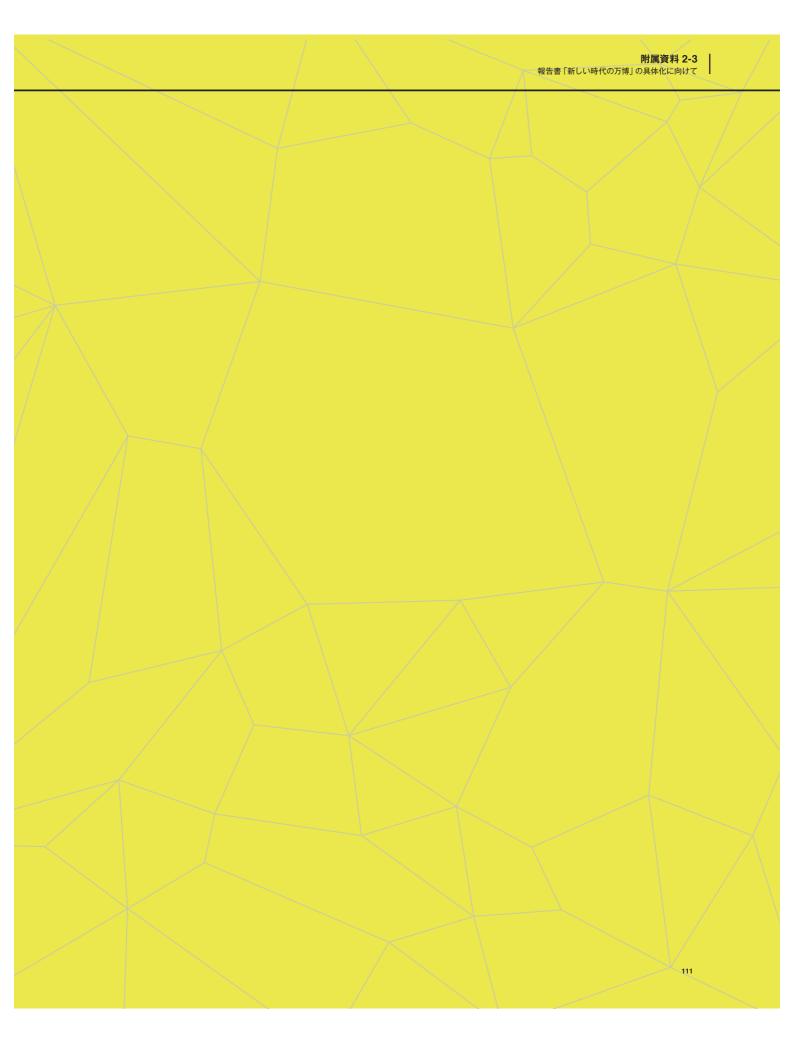
有識者の意見

第 4 部

パブリックコメントに寄せられた意見

第1部

「新しい時代の万博」の 具体化に向けて



SDGs達成+beyondに 向けて

SUMMARY

「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下、SDGs達成+beyondに向けた様々な取組を加速化することで国際社会に貢献する万博とすべき。

未来へ向かうエネルギーを生む万博とすべく、会期前から市民や企業を含む内外の多様なプレーヤーを巻き込み、会期後も自律的に発展していくうねりを起こしていくべき。

「いのち輝く」ために (SDGs+beyond)

SDGsと連動した コンテンツ

ライブな未来社会の 「デザイン」と体験の場

LIFE



Point

▶SDGs (目標:2030年) に続く目標として、誰もがその人らしく生きられる「いのち輝く」社会のあり方のデザイン

を追求すべき。

▶万物に命が宿るという日本的な「いのち」の考え方のもとに、科学技術と共存し、様々な価値観を包摂する、日本らしい「いのち輝く」社会の姿を世界に発信すべき。

Example

- ▶様々な価値観に基づく「いのち輝く」のあり方を示すとともに、それを実現、促進するための方法論(評価、測定のあり方など)を提示する。
- ▶大阪・関西の強みである、 ライフサイエンス分野の最先端の研究・技術 (iPS、遠隔医療、遺伝子分析、医療ビッグデータ解析、予防医学等) が、どのように生活・まち・社会を変えるのか体験できる場を実現する。

SDGs



Point

- ▶SDGs (『誰一人取り残さない』という考え方)の17の目標に連動したテーマ設定を行い、万博をSDGs達成に向けた様々な取組やソリューションを発信する場とすべき。
- ▶新しい時代をつくるコンテンツを集め、驚きや楽しさに 満ちた体験の場とすべき。

Example

- ▶日本館を、国連と連携した「SDGs + beyond館」とし、 Society5.0のショーケースに する。
- ▶テーマ館については、SDGs の各個別目標と連動したテーマを設定。企画段階から民間の参画を募ることで、現実の課題解決に向けた取組との相乗効果を図る。

Live Discussion



Point

- ▶多様な参加者の知恵、ノウハウ、技術が出会い、新しい価値やイノベーションが「デザイン」され、体験できる場とするべき。
- ▶パビリオン展示にとどまらず、SDGs達成 + beyond に向けた取組について世界各国の有識者や来場者などが議論を行う場を設け、その成果を発信すべき。

Example

- ▶テーマに即した国際会議や 大小の議論の場を会期中に設 ける。
- ▶世界中から参加できる議論 の場である Online Platformを 通じて、多様な参加者の意見 を継続的に吸い上げる。
- ▶議論の成果を2030年SDGs 達成 + beyondに向けた宣 言「Expo2025 Osaka、Kansai Agenda (仮称)」として取り まとめ、世界に発信する。

「未来社会の実験場」にふさわしい会場計画

SUMMARY

万博会場をSociety 5.0を体現した超スマート会場とするとともに、「未来社会の実験場」として、新たな技術、サービス及びシステムの実証、社会実装に向けたチャレンジを行っていくべき。 企画段階から民間企業などのアイディアを募るとともに、積極的な参画を求めていくべき。

Society 5.0 実現型会場の実現

最先端のデジタル環境の 整備と持続可能性の 徹底的な実践

会場外との一体性

Super Smart Venue

Digital × Sustainability

Unique Experience Outside the Venue







Point

Point

▶Society 5.0 実現型会場実現

のための基盤となるデジタル

環境整備の検討を進めるべき。

Point

- ▶AI、ビッグデータなどを活 用し、待ち時間、言語の壁と いった様々なストレスや制約 から解放された、Society 5.0 実現型会場(超スマート会場) とすべき。
- ▶SDGs達成を掲げる万博に ふさわしいよう、会場建設や 運営など、あらゆる面で環 境、持続可能性への配慮を徹

底的に追求、実践すべき。

▶空港や主要駅から会場まで ストレスフリーかつシームレ スな移動など、会場外でも万 博体験を演出すべき。

▶「未来社会の実験場」とし て、革新的な技術、サービス 及び社会システムが実証され るプロセスが示される会場と するべき。

Example

- ▶AIなどの活用により、人の流 れを制御することで、入場、会 場内の待ち時間ゼロを実現す る。キャッシュレス、生体認証シ ステム、世界中の人と会話でき る多言語システムを実装する。
- ▶地震、台風を意識し、防災・ 減災技術を駆使したレジリエ ントな会場を整備するととも に、そのノウハウを世界に発信
- ▶ロボットと人間が心を通わせ 共存する社会を示す。
- ▶最先端技術を活用しながら、 そこでしか体験できないリアル な楽しさ・価値を提供する。

Example

- ▶会場内における再エネ 100%、水素利用、CO2ゼロエ ミッションを実現する。
- ▶パビリオン自体、またその解 体で発生する廃材の利活用を 予め織り込んだ設計を行う。
- ▶会場が瀬戸内海を臨む立地 であることを意識し、自然環 境との調和に留意する。

Example

- ▶主要駅ー会場間の自動走 行、空飛ぶクルマなどの次世 代モビリティを実装する。
- ▶水都・大阪にふさわしい、 会場⇔空港、会場⇔大阪・関 西の水上輸送を活用する。
- ▶会場と連動したイベントや 街の装飾など、会場外も含め た一貫性のある体験をデザイ ンする。

EXTENT

日本の飛躍の契機に

SUMMARY

新たな文化創造、文化交流の場を実現すべく、万博を契機として、世界の多様な文化、価値観が 交流しあい、新たなつながり、創造が促進されるべき。

経済、社会、文化などあらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとってさらなる 飛躍の契機にすべく、万博の機会を最大限に生かすべき。

Society 5.0の実現へ

インバウンド観光をさらなる高みへ

会場外の 様々なイベント・取組との 積極的なつながり

Society 5.0



Point

▶万博を通じたSDGs達成に向けた様々な取組を通じて、「課題解決先進国」としての日本の姿(=Society 5.0)をデザインし、その実現に向けた成長戦略を一層加速させるべき。

Example

- ▶SDGs達成のための解決策を提示できる、スタートアップをはじめとする民間企業、研究機関などによる最先端技術のショーケースにする。
- ▶医療産業都市である関西 地域の大学など学術機関や けいはんな学研都市と連携 し、その強みを生かした解 決策を提示する。
- ▶民間企業や大学からの提 案の公募やコンソーシアム の立ち上げ。
- ▶中小企業やベンチャー企業など多様な主体が新たなチャンスをつかみ、世界に飛躍するよう、参加、発信の機会を確保。

Inbound



Point

▶万博を、文化、歴史なども 含め、日本の魅力を再発見す る機会と捉え、「観光大国」を 目指して、より付加価値の高 い観光の実現を推進していく べき。

Example

- ▶関西をゲートウェイとして 日本全国の観光地や食などの 魅力を外国人に発信し訪問 を促す機会(夢洲を起点と訪問 た、日本の文化・歴史の周が など)とするとともに、様々 な交通事業者の運行情報を 立的に提供する MaaS を構築 する。
- ▶大阪・関西地域の強みを生かした新たな魅力を創出、発信する(健康、ウェルネスを軸としたツーリズム、VRと伝統文化の融合による新たなコンテンツ創出など)。
- ▶多言語対応、ボランティア、民泊の活用及び宿泊施設の整備など、外国訪問客受入れ環境を整備する。

Associated Events



Point

▶「参加型」の万博として、関 西そして日本全国の自治体や 民間企業など、様々な主体に よる自主的取組を促すべき。

Example

- ▶意欲ある自治体や団体など の万博に向けた自主的取組 を、関連プロジェクトとして 「認定」する。
- ▶関西地域の強みとなっているライフサンエンス分野などの大学及び研究機関と万博とをネットワーク化する。
- ▶1970年日本万国博覧会の 会場跡地でのイベントと連携 し、1970年と2025年の比較 展示を行う。

多様な参加者による 共創プロセス

SUMMARY

今後、具体的に準備を進めていくに当たっては、多様なバックグラウンドを持つ人から広く知恵を集めつつ、準備段階から多様な主体による共創(Co-creation)を実現していくべき。

参加国及び来場者と 共に創る万博に

多様性のある推進体制の構築

Co-creation

Diversity





Point

Point

- ▶出展者、来場者といった既成概念にとらわれず、世界中80億人がアイデアを交換し、参加国と来場者が「共に創る」(Co-create)万博とすべき。
- ▶開催地域となる大阪・関西 地域が一体感をもって創り上 げる万博とすべき。

▶様々なアイデアを取り入れることができるよう、年齢、 性別、国籍など様々な観点からダイバーシティのある推進 体制を構築すべき。

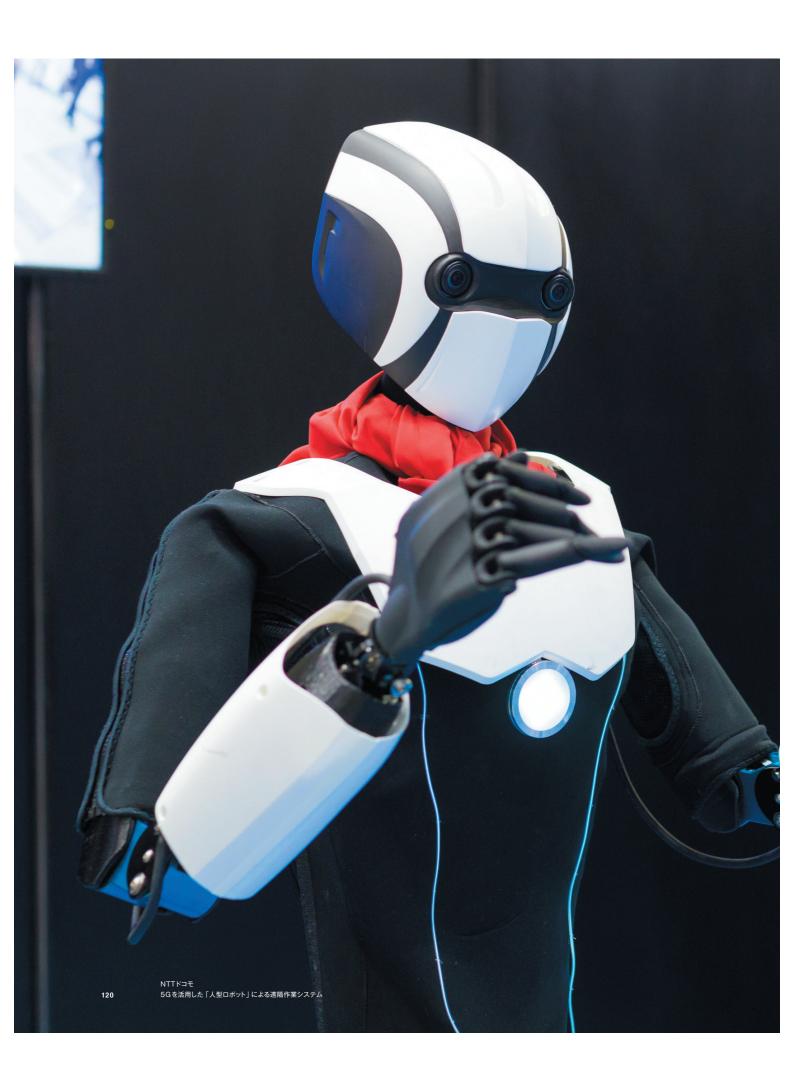
Example

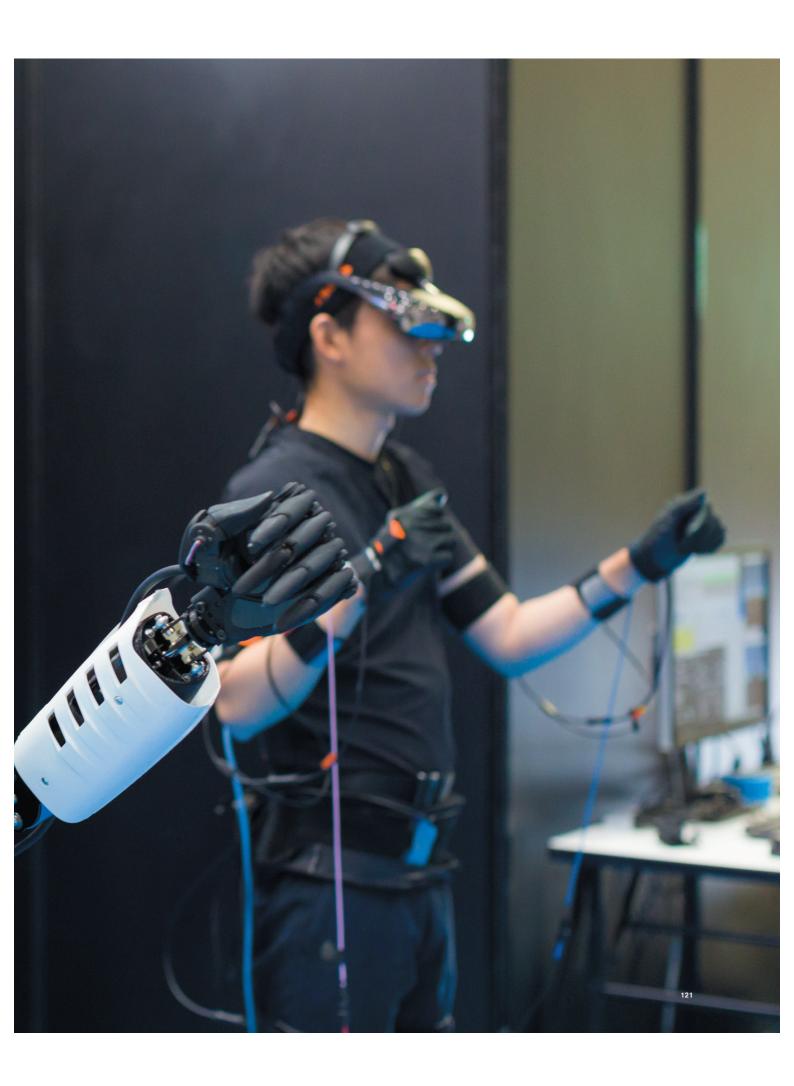
Lyamhre

- ▶テーマ館の企画との連携など、世界中の人々及び国々が参加・共創するプラットフォームとして、Online Platformを活用する。
- ▶各参加国の考え方を尊重 し、特に、開発途上国に対し ては、きめ細かなサポートを実 施し、共に創るプロセスを重 視する。
- ▶大学や70年万博のレガシーである国立民族学博物館をはじめ学術機関や国際機関などが持つ国際ネットワークを活用する。

Example

- ▶未来社会を担う次世代の才能の飛躍の機会とすべく、次世代を担う才能を積極的に発掘するとともに、挑戦する機会を確保する。
- ▶文化、科学、芸術、建築など様々な分野で世界的に活躍する優れた有識者とのネットワークを構築する。





第 3 章 会場及びその運営



3.1	会場及び会場の選定理由 会場の選定理由	124
	会場の選定埋田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
	会場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
3.2	会場計画の前提条件 想定来場者数	127
	想定来場者数	127
	参加者の数、形態及び種類	128
3.3	会場計画 会場計画の基本コンセプト	128
	配置計画	129
	会場外の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
	施設について	147
		150
3.4	事業計画 開場時間	151
	開場時間	151
	交通アクセス	152
	セキュリティ及び防災	163
	インフラ設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
	廃棄物管理	165
3.4.6	倉庫備蓄、物資・サービス動線	165
	バックヤード等におけるICTの活用	165
	安泊計画	165
2/2	字:自計中	165

第3章 会場及びその運営

3 1

会場及び会場の選定理由

3.1.1 会場の選定理由

3.1.1.1 人口集積·経済

日本は、2018年において、約1億2,700万人の人口(世界第10位)と約5兆米ドルのGDP(世界第3位)を有している。加えて、約14億人の人口(世界第1位)と約14兆米ドルのGDP(世界第2位)を誇る中国、更に総人口約7億人とGDP総額約3兆米ドルのASEAN諸国を含む巨大なアジア市場の玄関口でもある(出典:世界銀行)。

夢洲が位置する大阪府は、人口約880万人(2018年)・県内総生産額約3,550億米ドル(2017年)の巨大都市であり、また、大阪・関西地域は、人口2,000万人以上(2018年)、総生産額は日本全体のGDPの15.3%に相当する約7,650億米ドル(2017年)と、非常に大きな人口・経済圏を成している(出典:総務省統計局、内閣府経済社会総合研究所)。

関西は、環境・ライフサイエンス分野の企業・研究施設が多く集まり、主要な産業集積地を形成している。また、中小企業やベンチャー企業も多く存在する。

近年、日本を訪れる外国人観光客数が大きく増加しており、その中でもアジア各国からの観光客が多く、インバウンド消費も拡大している。大阪への観光客数も急増しており、2017年には1,100万人に到達した(出典:日本政府観光局)。国際的な市場調査会社であるユーロモニターインターナショナルが発表した2017年の外国人訪問者数の世界都市ランキングにおいて、大阪は、2012年の143位から30位に上昇した。

3.1.1.2 歴史·文化

大阪・関西地域は、約1600年前から日本の政治・経済・文化の中心であった地域であり、複数の古都を擁し、神社仏閣、歴史的建造物、伝統芸能、和食などの幅広い文化遺産を有している。2019年7月、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)は、「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産への登録を決定した。大阪府内で初めて世界遺産が登録され、大阪・関西地域の世界文化遺産は、6件となった。さらには、2019年10月時点において、国宝が612件、重要文化財が5,877件あり、大阪・関西地域には、日本の歴史観光資源の約半数が集積している(出典:文化庁)。

3.1.1.3 コンセプトとの親和性

大阪・関西地域は、大阪・関西万博のテーマ『いのち輝く未来社会のデザイン』と完全に同期する分野である、ライフサイエンス、食、スポーツ、エンターテイメントなどの先進地域である。

3.1.1.4 交通アクセス

世界中から多様な人々が来場するイベントにおいては、会場へ容易にアクセスできることが極めて重要になる。大阪は、日本の第2の都市圏であり、交通インフラが発達しているため、首都東京からもアクセスが容易である。加えて、世界中のどこからも空路又は海路で容易にアクセスすることができる。また、地下鉄、鉄道、バスなど世界有数の高水準な公共交通機能を有している。

3.1.1.5 長期的な地域整備

大阪・関西万博の会場跡地については、関西経済界・大阪府・大阪市で策定した「夢洲まちづくり構想」において、本万博会場跡地の長期的な地域整備方針が示されており、今後、跡地利用の方針を見据えた会場計画を行っていく。

3.1.2 会場の概要

大阪・関西万博の会場である夢洲は、大阪市内の臨海部に位置する人工島であり、来場者は瀬戸内海の美しい景観に接することができる。会場地は現在埋立てを進めているところである。大阪・関西万博の開催に当たり、パビリオン等建設に必要な用地の埋立ては、2023年3月までに完了する予定である。そのため、大阪・関西万博の開催に当たって必要となる建物や施設は、既設のメガソーラー発電施設を除き、全て新たに建設していくこととなる。

2019年3月に大阪市が追加埋立工事に着手したところである。なお、埋立工事範囲は図3-1のとおりである。

開催者は、埋立工事で行われる土質調査結果や、 埋立完了区域で行われる最新の土質調査結果を 基に、建築物基礎設計において考慮すべき不同 沈下量の規定や標準的な対策仕様の選定、基礎 地盤の許容支持力度の規定、建築基礎の地盤 改良対策の制約条件を設定し、建設ガイドライン に反映する。

万博開催に当たり、環境影響評価を実施し、適正に環境に配慮する。環境影響評価は、2019年11月に方法書を提出し、手続きを開始したところである。2022年3月までに評価書手続きを終えられるよう、引き続き手続きを実施していく。その後、環境影響評価の結果を踏まえ、会場整備を行っていく。

図3-1:夢洲と会場エリア



3.2

会場計画の前提条件

3.2.1 想定来場者数

大阪・関西万博の想定来場者数は約2,820万人である。その内訳は国内来場者が約2,470万人、海外からの来場者が約350万人である。国内来場者予測値は、これまで国内で行われた200万人以上の来場者数を有する博覧会など17事例の実績を基に重回帰分析を行い導き出した。この手法によれば、「もし同じ集客要因で夢洲で博覧会を開催したら来場するであろう」という予測値を得ることができる。この予測値に対して、2005年愛知万博における来場者の実績値による補正を行ったところ、日本国内からの来場者数が、約2,470万人と予測された。なお、国内来場者は大阪・関西地域からの来場者が中心であり、約1,560万人が訪れると予測している。

一方、2025年大阪・関西万博における外国人来場者数は、過去に日本で開催された国際博覧会の外国人の来場者数の割合を基に推計を行った。政府目標に基づくと、2025年には訪日外国人数は5,000万人に達すると推測される。この推計を用い、また過去の博覧会への外国人来場者数に訪日外国人数との割合を当てはめて試算すると、2025年日本万国博覧会における海外からの来場者数は、350万人となると予測される。

男女別内訳は男性が48.5%で約13.68百万人、女性が51.5%で約14.52百万人と想定している。博覧会への日帰り来場者は70.5%、宿泊を伴う来場者は29.5%と想定している。年齢別の想定来場者数は、10歳未満が8.1%、10~19歳が11.1%、20~29歳が20.5%、30~39歳が13.4%、40~49歳が16.3%、50~59歳が16.8%、60歳以上が13.8%と想定している。

想定日来場者数は約28.5万人と推定している。これは、以下のとおり試算している。2005年愛知万博の日来場者数が多かった日の上位10%の期間(18日間)に、計4,003,277人、平均222,404人/日が来ている。ピーク時平均日来場者数222,404人は、愛知万博の総来場者数22,049,544人のうち、1.01%の人数となる。これを基に、大阪・関西万博想定総来場者数2,820万人に、同じ割合1.01%を乗じて、ピーク時の日来場者数28.5万人を算出した。

ピーク時期は夏休みとなる8月及び閉会前の数週間と想定している。1日の1時間当たりのピーク時来場者数は、入場が約5.9万人、退場が約5.5万人と想定しており、これは、2005年愛知万博における日来場者数上位10%の入退場ピーク率の平均を基に算出した。

3.2.2 参加者の数、形態及び種類 (表3-1参照)

パビリオンは敷地渡しによる出展、モジュール出展、 共同館出展を予定している。

出展形態別の参加者の種類、数については以下の通り計画する。

タイプ A. 敷地渡しによる出展

- 参加国50か国(区画数50)、総敷地面積 92,500㎡、平均敷地面積1,850㎡
- ・日本国政府・自治体(区画数2)、総敷地面積25,800㎡、平均敷地面積12,900㎡
- •民間企業30社(区画数9)、総敷地面積 31,500㎡、平均敷地面積3,500㎡

タイプ B. モジュール出展

- 参加国30か国(区画数30)、総敷地面積 17,450㎡、平均敷地面積582㎡
- 国際機関25機関(区画数5)、総敷地面積 7,050㎡、平均敷地面積1,410㎡

タイプ C. 共同館出展

- 参加国70か国 (区画数7)、総敷地面積 16,650㎡、平均敷地面積2,775㎡

いずれも、建ぺい率は70%である。

階層については、タイプAは、積層化が可能である。一方、タイプB・Cパビリオンの階層は1階建てを想定している。

※建べい率及び階層については、基本計画(2020 年秋頃策定)、基本設計(2021年)の段階で、 変更する可能性がある。

会場計画

3.3.1 会場計画の基本コンセプト

大阪・関西万博が提示する未来社会は必ずしも中心から形作られていくものではなく、多様な個と個が結びつき、調和が図られていく中であらゆる人が参加可能な形で形成されていくものである。このため、会場は「非中心」「離散」をキーコンセプトとした未来社会を反映している。ランダムに配置されたパビリオンが世界中に広がる個々の人々を表し、会場を世界中の80億人皆で共創していく未来社会と見立てている。

大阪・関西万博では個人が本万博における体験から気付きを得て、個人の求める生き方やそれを包摂する社会・経済システムを構築すべく、他の来場者との交流等を通じて、未来社会を共創していく場となることを目指す。

3.3.2 配置計画

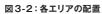
3.3.2.1 配置の考え方

開催者は、大阪・関西万博では未来社会の姿を表現するため「非中心」「離散」的な施設配置を検討する。

- ・パビリオンワールド(会場の中央部)開催者は、テーマを考慮したパビリオンの配置を検討する。
- ・グリーンワールド(西側広場) イベントや交流を目的とした、広場、野外イベント広場などで構成される。
- ・ウォーターワールド(南側水面及びその周辺)

水に触れることのできる広場の設置を検討するとともに花火などの演出を行うことも検討する。

※水面活用については、基本計画策定時に、 変更する可能性がある。





会場は、多様なAR(拡張現実)やMR(複合 現実)展示、イベントや出会いの場、交流の場と いった来場者にとって重要な体験スペースを提供 する。

メインストリートは、エントランスと「空」と呼ばれる広場を結ぶ。

「空」は主要なイベントや展示の場所として、来 場者同士の新たな交流を生む場所となる。

3.3.2.2 会場レイアウト(表3-1参照)

パビリオンは地理的な配置ではなく、公式参加者のパビリオンについては、3つのサブテーマに応じて、非公式参加者のパビリオンについては、5つの「空」の周辺に集める配置を行う。

また、各パビリオンの具体的な配置については、 高い集客が見込まれるパビリオンを分散させたり、 あるいはエントランスから離して配置したりするなど、 来場者の流れが円滑になるような配置を行う。

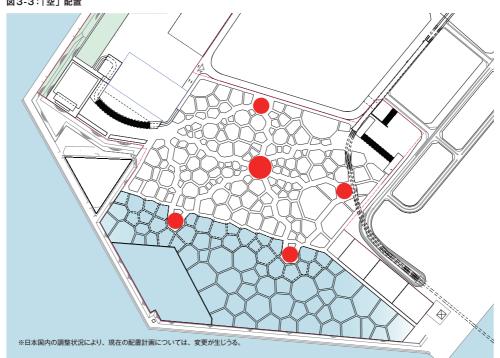


図3-3:「空」配置

参加国パビリオン・企業パビリオン・国際機関パビリオン及び開催者が建築するパビリオンは、以下のとおりである。

タイプ A パビリオン (敷地渡しによる出展)

各参加者に対し所定の面積を持つ敷地を提供し、 その中で自由に形状やデザインを構成するパビリオ ンである。

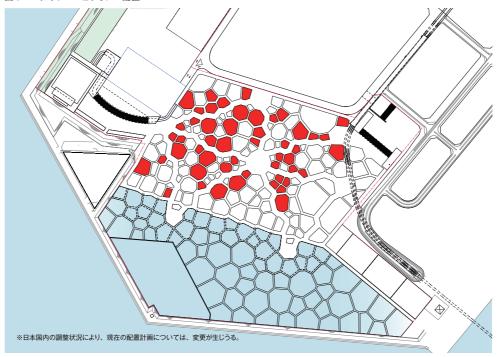
•参加国

区画は全部で50区画あり、総敷地面積92,500㎡、平均敷地面積は1,850㎡である。3段階の面積に分かれており、敷地面積3,500㎡が15区画(A-1)、1,750㎡が10区画(A-2)、900㎡が25区画(A-3)である。

• 民間企業

区画は全部で9区画あり、総敷地面積 31,500㎡、平均敷地面積は3,500㎡である。 企業パビリオンの利用は、30企業を想定して おり、総延床面積21,600㎡で、1企業当たり の延床面積は720㎡である。

図3-4:タイプAパビリオン 配置



タイプBパビリオン (モジュールによる出展)

開催者が建築し、参加国や国際機関のパビリオンとして提供する。参加者はコンテンツを自由に決定し、パビリオンの内外装をデザインすることができる。参加者自らが、パビリオン内で、必要に応じて自由にオフィスや倉庫などを設置することを想定している。

•参加国

区画は全部で30区画あり、総敷地面積 17,450㎡、平均敷地面積は582㎡である。 3段階の面積に分かれており、敷地面積 1,750㎡が2区画(B-1)、900㎡が3区画 (B-2)、450㎡が25区画(B-3)である。

• 国際機関

区画は全部で5区画あり、総敷地面積7,050㎡、平均敷地面積は1,410㎡である。4段階の面積に分かれており、敷地面積3,500㎡が1区画(I-1)、1,750㎡が1区画(I-2)、900㎡が1区画(I-3)、450㎡が2区画(I-4)である。

25の国際機関がタイプBによる出展を利用すると想定しており、総延床面積は4,800㎡で、1機関当たりの延床面積は192㎡である。

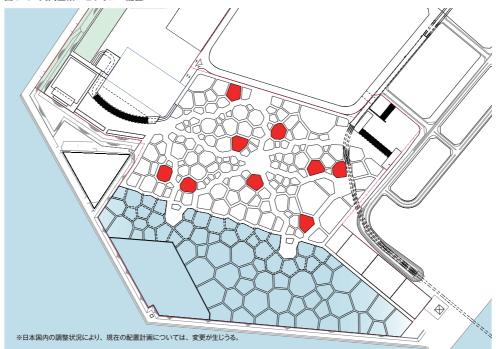


図3-5:民間企業パビリオン 配置

タイプ C パビリオン (共同館による出展)

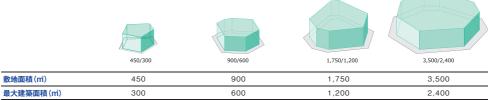
タイプCについては、形状やデザインは開催者 が決定し、建築する。参加国は、これらのパビリ オン内の一部区画が提供される。参加国はタイ プCパビリオンの割り当てられた区画内において、 コンテンツやデザインを自由に決定することができる。

共同館は全部で7館を計画しており、総敷地 面積16,650㎡、平均敷地面積は2,775㎡であ る。3段階の面積に分かれており、敷地面積 3,500㎡が3館(C-1)、1,750㎡が3館(C-2)、 900㎡が1館(C-3)である。共同館の利用は 70か国を想定しており、総延床面積は11,400㎡ で、1か国当たりの延床面積は163㎡である。

※日本国内の調整状況により、現在の配置計画については、変更が生じうる。

図3-6:タイプBパビリオン 配置

図3-7: パビリオン大きさの種類



[※]形は一例である。

日本館

日本館は大阪・関西万博会場の東側に配置を 検討し、敷地面積は12,900㎡とする予定である。

テーマ館

大阪・関西万博のテーマにつながる様々な体験を実践するためのテーマ館について、パビリオンワールド内に11の区画を計画する。総敷地面積は13,300㎡、2層で総延床面積は18,000㎡である。テーマ館は「空」の周辺にグルーピングして配置し、来場者へのテーマの周知や、「空」で行われる催事などと一体となった体験ができるよう配慮する。

図3-8:タイプCパビリオン 配置

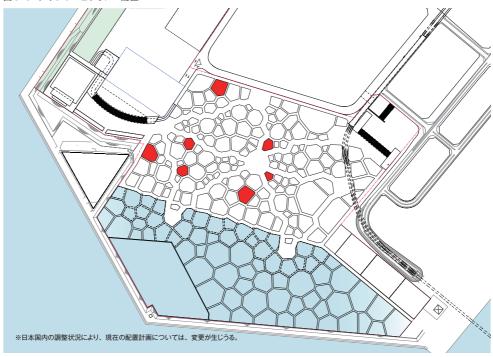


図3-9:日本館 配置

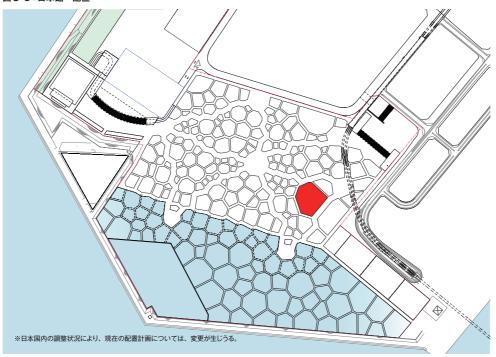
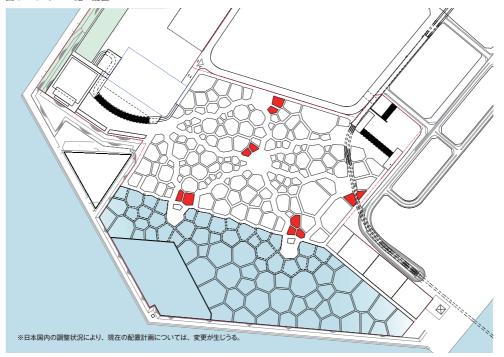


図3-10:テーマ館 配置



自治体館

自治体館は大阪・関西万博会場の縁となる東側エントランスに近い場所に配置を検討し、敷地面積は12,900㎡とする予定である。

NPOルーム

未来社会の担い手として、市民の参加、出展を促すためにNPO向けの施設を用意し、敷地面積は3,500㎡とする予定である。

催事施設

大阪・関西万博会場の東側に、催事施設の配置を検討する。催事施設は大ホール及び小ホールから構成され、合計の延床面積は9,900㎡とす

る予定である。現時点で大きさは大ホールが7,800㎡で収容人数が2,600人、小ホールが2,100㎡で収容人数が700人を想定している。これらの施設は、国際会議やセミナー、プレゼンテーション、文化的なイベントやナショナルデーに使用される予定である。

これとは別に西エントランス付近に屋外のイベント広場を配置する。 現時点でイベント広場は31,000㎡を想定しており、収容人数は17,000人を想定している。

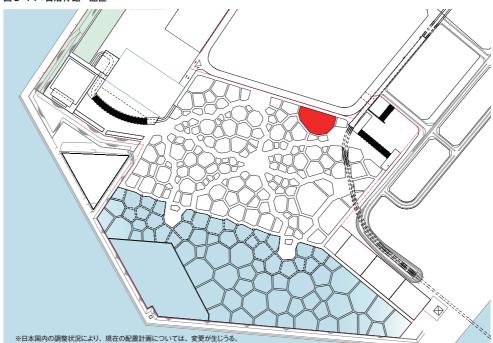
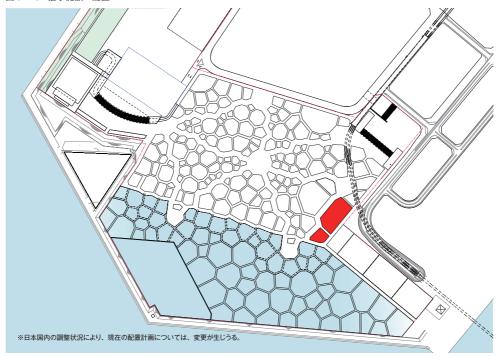


図3-11:自治体館 配置

図3-12:NPOルーム 配置



図3-13:催事施設 配置

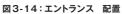


エントランスゲート

エントランスゲート (入場プラザを含む) は、東と西の2ヶ所に設置する。東ゲート44,000㎡、西ゲート69,000㎡、交通ターミナル50,000㎡とする予定である。

東西の入場プラザを含むエントランスゲートの広さは、想定日来場者数が28.5万人の計画基準日の朝のピーク時間帯(8時台)の来場者(東ゲートで約24,000人、西ゲートで約35,000人)の収容量を検証して設定している。設定時、現行技術で実現可能なセキュリティチェック、チケットチェックを勘案したゲート処理能力等も踏まえている。さらにエントランスの混雑を緩和するため、今後は、ゲート施設に関してセキュリティ設備をはじめとし

た技術開発の動向を見据えて、最新設備を導入 すると同時に、混雑時には開場時間を早めるアー リーオープンなどの対策により混雑の緩和を図っ ていく。





メディアセンター

メディアセンターは、会場の南東側に配置する ことを検討している博覧会協会本部の建物に設置 する予定である。



迎賓館

迎賓館は、レセプション施設として、VIPエントランスに隣接して設置し、期間中に開催されるナショナルデー等において各国代表のおもてなしをする場とする。延床面積は4,200㎡を予定している。VIPは会場南東側に配置した「VIP・サービスゲート施設」に車で会場に入ることができる。夢舞大橋から直進し夢咲トンネル側道を通って、VIP・サービスゲート施設に入るルートと、夢咲トンネルから左折してVIP・サービスゲート施設に入るルートがある。ヘリコプターは、「VIP・サービスゲート施設」に着陸することを想定している。一般の

来場者動線と区分しセキュリティ性を高める。



図3-16:迎賓館 配置

サポート施設

a) 営業施設(飲食·物販施設)

飲食・物販施設については、総敷地面積は 49,800㎡で、大阪・関西万博会場内に16 か所の区画を計画する予定である。

開催者は、会場内の人の流れを考慮して各 施設を配置する。

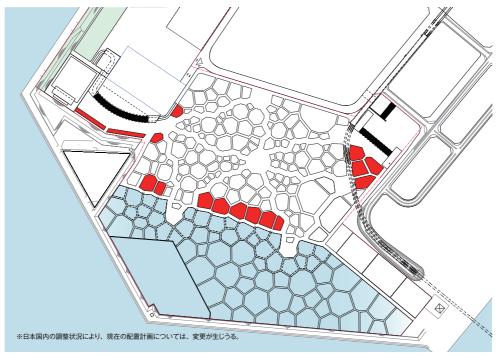
b) 休憩スペース、トイレ

パビリオンワールド内に、来場者の休憩スペースを6か所設置する予定である。併設するトイレも含めて総敷地面積は13,200㎡であり、上屋の延床面積が3,000㎡の空間を提供する予定である。

c) 緊急看護施設・緊急事態対応センター

開催者は、緊急時の対応施設として、傷病 人が生じた場合に対応する緊急看護施設及 び事故等が発生した場合に早急に対応する 機能として緊急事態対応センターを設ける。 東西エントランス付近を含む会場内の適切な 場所への配置を検討する。





- d) 案内所 (ゲストリレーション) 開催者は、来場者案内施設として会場内に ゲストリレーションセンターを配置する。
- e) 博覧会協会本部・バックヤード 博覧会協会スタッフの拠点として博覧会協会本部を建築する。同建物には警察、警備、 消防の現地対策本部を設置し、大阪・関西 万博会期中の会場内の安全を確保する。バックヤードは博覧会協会本部を含む会場内で 働くスタッフのみが入れるエリアとし、来場者の動線と分離する計画である。

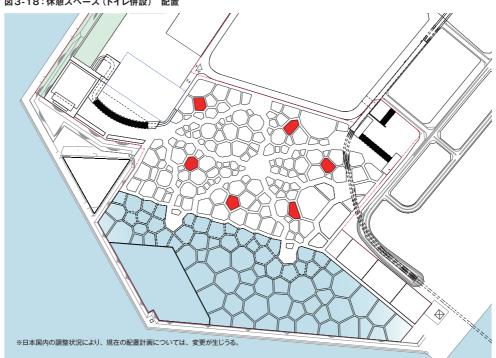
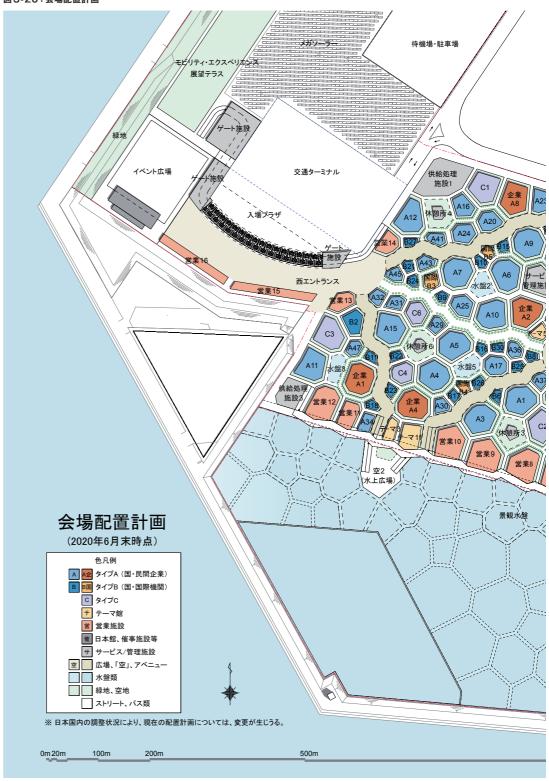


図3-18:休憩スペース(トイレ併設) 配置

パビリオンなどの割当てについて

基本的には参加表明順に開催者がスペースを割り当てる。その際に、参加者のテーマや展示内容を考慮しながら、参加者の要望に基づき対応する。





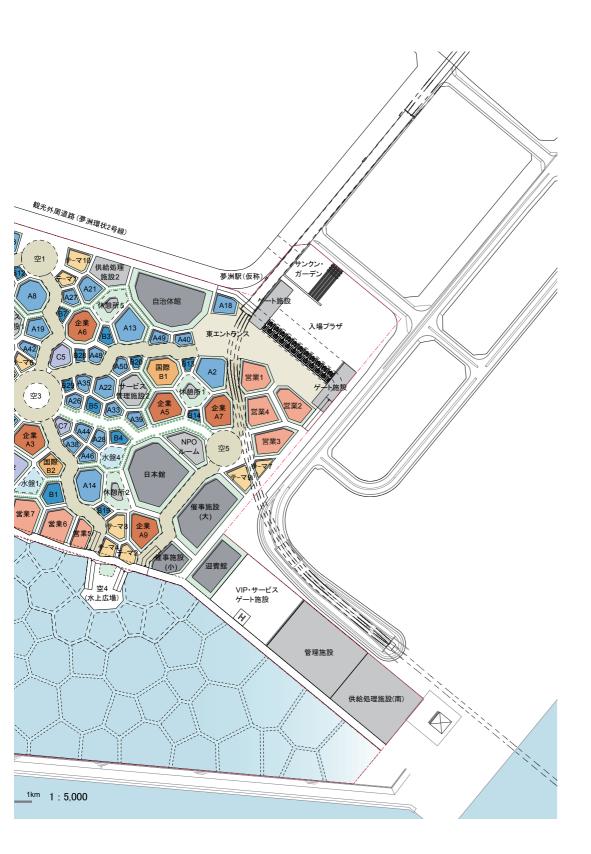


表3-1:会場内の割当て

			敷地面積(m²)	延床面積 (m²)	階数	区画	備考
日本館			12,900	9,000		1	
テーマ館	[11区画] -	T - 1	1,750	2,400	2	4	- 8つのテーマ
ナーマ館		T - 2	900	1,200	2	7	
	参加国 [50区画] _	A - 1	3,500	2,400	1	15	
タイプAパビリオン		A - 2	1,750	1,200	1	10	
31 JANEUAJ		A - 3	900	600	1	25	
	民間企業 [9区画]		3,500	2,400	1	9	
	参加国 [30区画]	B - 1	1,750	1,200	1	2	
		B - 2	900	600	1	3	
		B - 3	450	300	1	25	
タイプBパビリオン	国際機関 [5区画] -	I - 1	3,500	2,400	1	1	
		I - 2	1,750	1,200	1	1	
		I - 3	900	600	1	1	
		1 - 4	450	300	1	2	
タイプCパビリオン	- [7区画] -	C - 1	3,500	2,400	1	3	
		C - 2	1,750	1,200	1	3	
		C - 3	900	600	1	1	
自治体館			12,900	9,000		1	
NPOルーム			3,500	2,400		1	
催事施設			14,200	9,900		1(2)	大ホール 7,800㎡ 小ホール 2,100㎡
迎賓館			6,000	4,200		1	
		F - 1	3,900	2,400	1	2	
		F - 2	3,500	3,600	2	6	
営業施設(飲食-物販施設)		F - 3	3,500	2,400	1	4	
		F - 4	1,750	1,800	2	2	
	-	F - 5	1,750	1,200	1	2	

※建蔽率:70%

3.3.3 会場外の計画

3.3.3.1 会場外駐車場

会場外駐車場の必要性

会場となる夢洲へのアクセス手段は、鉄道、主要駅からのシャトルバス及び自動車類(団体バス、自家用車等)である。夢洲につながる道路は、夢舞大橋と夢咲トンネルの2ルートであり、会場となる夢洲には、原則、VIP車両や団体バス、障害者

が利用する車両向け駐車場を用意する。一方、一般の自家用車での来場に関しては、会場から概ね15km圏内に会場外駐車場を十分に設け、シャトルバスで会場に行くパーク・アンド・ライドシステムを利用することで、会場周辺の渋滞を緩和する。(詳細は、3.4.2.4を参照)

3.3.3.2 バーチャル技術の展開と会場外の活動

開催者は、未来社会をデザインする万博として、バーチャル技術を会場内外で展開する。具体的には、①夢洲の会場内で行う最新のバーチャル技術を活用した様々な展示や催事(会場内)、②ウェブサイトやその他の技術を活用し、様々な理由で実際に来場することができない世界中の人々が万博に参加することができる仕組み(会場外・オンライン)といった二つの軸で、未来社会を想起させる展示やアイデア展開の手法を検討する。

会場外の活動については、大阪・関西万博のステークホルダーである自治体等が主体的に展開する万博関連事業等との連携を想定し、その推進手法について、開催者は具体的に検討を進める。

3.3.4 施設について

3.3.4.1 建設に関する規則

万博会場敷地の建ぺい率は70%、容積率は400%とする。

容積率とは、建築物の延べ面積の敷地面積に 対する割合である。万博会場の敷地については、 都市計画で指定された容積率の制限が400%で あるため、万博会場の各施設の容積率の制限も 400%とした。

現在のところ高さについては規定していない。 高さの制限については、今後、建設ガイドラインを 策定する段階で規定するかどうかも含め検討する。

景観上の観点から、建物外壁について、敷地 境界線からの後退距離を設定する。

地質、水はけ、地域の建築規則や規制に関する情報等を参加者に対して事前に伝達する。

開催者は、会場や建物の設計においても積極的な環境配慮デザインの実践により「環境先進都市・大阪」に相応しい会場計画を検討する。

開催者は、積極的な再生可能エネルギーの利活用を行い、パビリオン等のエネルギー自立化 (ZEB化) についても検討する。

開催者は、施設の建築、運営、解体に当たって、 環境認証を有するリサイクル素材や、リユース・リ サイクル可能な部材を積極的に活用し、解体物に ついては徹底した3Rに取り組むことで環境負荷 の抑制に努める。

また、COVID-19の流行を受け、例えば施設内の換気について、既存の指針等を踏まえ、適切な換気量を確保することを規定するなど、既存の指針等の更新状況を踏まえた上で、建設ガイドラインを策定する。

3.3.4.2 参加者建築パビリオン

タイプA:敷地渡しによる出展

開催者が参加者に敷地を渡し、参加者がパビリオンを建築する。参加者は、万博終了後、パビリオンの解体・撤去を行い、引渡し時と同一の状態に戻す責任がある。

ユーティリティは、敷地境界まで開催者が設置する。ユーティリティへの接続と敷地内への設置は参加者の責任とする。(建築工事で必要となる給水、電力などについては、当初は工事用仮設配管などにより供給する可能性がある。)

3.3.4.3 開催者建築パビリオン

タイプB: モジュール出展

開催者がパビリオンを建築して、参加者に展示スペースを提供する。参加者はこれを借り受け、自ら展示設備や内装、展示空間を作り上げる。

引渡し時、パビリオンには汚水、雨水排水、上水、電気、通信等のユーティリティを完備する。参加者の設備をユーティリティへ接続することは参加者の責任とする。

タイプ C: 共同館出展

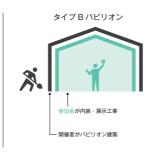
共同館は、会場内に7館を確保する。参加者は館内の一部区画を借り受け、自ら展示設備や内装を行って展示空間を作り上げる。共同館は、参加者が様々なレイアウトの中から希望するものを選択できるような設計とする。引渡し時、パビリオンには、汚水、雨水排水、上水、電気、通信等のユーティリティを完備する。参加者の設備をユーティリティへ接続することは参加者の責任とする。

ガイドライン

パビリオン、外壁、ランドスケープは建設ガイドラインに準拠して開催者が建設する。参加者は自らの展示内容に合わせて内装を仕上げる必要がある。 内装デザインは開催者が提供する建設ガイドラインに準拠させる必要がある。

図3-21:パビリオン建築タイプ







3.3.4.4 テーマ館

参加国、民間企業、国際機関及びその他の参加者が、自由にコンテンツを提供するパビリオンに加えて、来場者の交流やアイディアの共創を促進するためのパビリオンの設置を計画している。開催者が大阪・関西万博のテーマである『いのち輝く未来社会のデザイン』を実現するパビリオンを建築する予定である。

テーマ館のコンセプトは、第2章で記載のとおり『いのち輝く未来社会のデザイン』及び3つのサブテーマへの理解を深めるとともに、具体的に共創する場として展開する。テーマ館においては、以下のような視点から展示を検討する。

「いのちを知る」

「いのちを育む」

「いのちを守る」

「いのちをつむぐ」

「いのちを拡げる」 「いのちを高める」

「いのちを磨く」

「いのちを響き合わせる」

3.3.4.5 ベストプラクティスエリア

ベストプラクティスエリアとは、いのち輝く未来 社会のデザインを探求するためのフレームワーク 「People's Living Lab」の考え方で、非公式参 加者に向けて参加を募ることを目的にするものであ

都市やまち、企業、起業家、中小企業、NGO・NPO、個人事業主、市民といった多くのステークホルダーの参加を期待し、大きな資本を持たない対象者でも挑戦が可能となるよう工夫する。(詳細は第2章参照)

具体的には、開催前から世界中の優れた社会起業家や様々なセクターが一堂に会し、互いのノウハウやネットワークを共有し、テーマ『いのち輝く未来社会のデザイン』の探求とSDGsの達成に向けた解決策の共創を促進する様々なセッションを開催する。

これらは恒常的な専有の敷地ではなく、ベストプラクティスとされた事業内容にもとづき、例えば会場内に分散する「空」やテーマ館の一部を活用してブースによるベストプラクティスの展示を行うなど、柔軟な発想で他の出展者や来場者との共創を促す仕組みを検討する。

3.3.4.6 その他の施設

国際物販サービス提供者、飲食サービス提供者は、内装・営業設備・什器備品などを用意して営業する必要がある。開催者は、サービス提供者に対して、施設の建築設計基準とガイドラインを提供し、その遵守を確認する。

暑さ対策を実施したり、緑あふれるレストスペースやリラクゼーションサービス施設を設けたりするなどして、来場者が心身共に健康になる会場とする。屋根・パーゴラによる日射遮蔽、外にはクールミストシャワー設備、照り返しを抑える舗装材の採用などを行う計画である。

大阪湾のすばらしい眺望を楽しめる広場などを

検討し、健康プログラムや食の体験、未来社会 の新しいライフスタイルを実践できる場所を提供 する。

NPOや小さな単位の団体、企業等が出展可能なブースやワゴンを公式参加者のパビリオンの位置に配慮した上で用意する。

3.3.5 タイムライン

3.3.5.1 整備スケジュール

大阪・関西万博のための関連事業の整備スケジュールについては、土地造成(追加埋立て)を2023年3月末(圧密期間を含む)までに完了させる予定である。また、地下鉄(北港テクノポート線)の延伸や此花大橋、夢舞大橋の拡幅については、2025年3月末までの事業完了に向けて、事業主体である地元自治体とその他関係者が中心となって整備事業を推進している。

開催者は、会場整備に係るスケジュールについて、 会場基本計画において検討を行う。

• 土地造成

埋立工事…2019.4~2022.3※圧密期間…2022.4~2023.3

• 会場整備

基本・実施設計 … 2020.10~2023.3 造成・インフラ・建築工事

… 2022.4~2025.3 (参加者建築パビリオンの建築工事で必要となるインフラ整備を含む。また、圧密期間が必要となる埋立工事範囲以外の箇所から中心に造成・インフラ・建築工事を始める。)

• 引渡し

タイプ A パビリオン (敷地渡しによる出展)

… 2023.4 (開催2年前)

タイプ B パビリオン (モジュール出展)

… 2024.7 (開催9か月前)

タイプ C パビリオン (共同館出展)

… 2024.7 (開催9か月前)

パビリオンの引き渡し時期については、参加国が展示の準備をするために必要な工事期間(タイプAパビリオンは24か月、タイプB・Cパビリオンは9か月)を考慮して設定している。

3.3.5.2 参加者への建設に関するサポート

開催者は、光熱水通信ユーティリティサービスの提供、設計・工事・警備・清掃など各種業者の斡旋を行う。

3.4

事業計画

3.4.1 開場時間

大阪・関西万博のゲート開場時間は、9:00~22:00とする。ただし、特定の日(例えば、ナイトイベントを実施する場合)は、開場時間を延長することも検討していく。しかしながら、会場全体を一律にオープンすることを求めるものではなく、イベント開催場所や、関連するエリアに限って延長するなどの運用を考えている。よって、開場時間を延長する特定の日については、参加国の判断を尊重できるものと想定しており、パビリオンが、営業時間を延長するかどうか判断することができる。

開場時間は、会場アクセスの詳細な検討の結果、 特別規則制定時に変更する可能性がある。

なお、ゲート開場時間内で参加者への適切な運営サポート、来場者へのサービス向上、セキリュティ確保等を勘案した施設等の開場時間を検討していく。

3.4.2 交通アクセス

3.4.2.1 海外及び国内主要都市からの大阪・ 関西へのアクセス

国内外から関西の主要都市までの交通アクセ スは、空路、海路、陸路がある。以下にそれぞれ を紹介する。

空路

• 関西国際空港(KIX)

関西国際空港では、2019年夏期スケジュー ルにおいて、航空会社73社が世界26か国 91都市を結び、開港以来最高の1,570便/ 週を運行した。関西国際空港の2018年の 年間利用者は約2.895万人で、うち国際線の 外国人旅客数は約1,528万人である。周辺 地域への騒音の影響が少ない海上空港という 立地を活かした関西国際空港は、約4,000m の滑走路を2本持つ国際拠点空港である。 また、関西国際空港は、日本初の完全24時

間運用可能な空港でもある。関西国際空港 には、南海電気鉄道とJR西日本の2社が乗 り入れており、着実で定期的なアクセスを確保 している。また関西国際空港は高速道路と直 結しており、バスや自家用車でのアクセスにつ いても利便性が高い。関西各地や近隣の中国・ 四国地方とを結ぶリムジンバス路線網も形成 されている。関西国際空港から大阪市中心部 へは車で約50分、電車で約60分、万博会 場までは車で約40分でアクセス可能である。 また、関西国際空港から神戸空港までは、高 **速船も運航している。**

2018年9月に上陸した台風21号では滑走路、 ターミナルが浸水するなど、空港機能に被害を もたらしたが、早期に旅客施設が全面再開して

なお、同様の事態を防ぐため、関西国際空港で は、護岸のかさ上げや重要施設・設備の浸水

防止対策などの防災機能強化を行っている。

•大阪国際空港(伊丹空港; ITM)

大阪の中心部から約10kmに位置する大阪 国際空港の2018年の年間航空旅客数は、 約1,618万人で、国内線では関西で最大の 空港である。大阪国際空港は大阪市・神戸市・ 京都市などからなる京阪神都市圏のほぼ中 心に位置するために、利便性が高く、大阪・ 関西地域の国内線の基幹空港として利用さ れている。大阪国際空港から大阪市中心部 までは車、電車、いずれでも約30分でアクセ ス可能である。

·神戸空港(UKB)

神戸空港は、2018年の年間の航空機発着 回数は約3万回、年間航空旅客数は約318 万人で、それぞれ地方管理空港の中では第 1位を誇る。神戸空港は、人工島であるポー トアイランド沖約 1km にあり、ポートアイランド と共に建設された。アクセスにも優れた利便 性の高い空港として知られる。大阪市中心 部へは車で約50分、電車で約60分でアク セス可能である。

関西エアポートグループにより運営されて いる関西国際空港、大阪国際空港及び神戸 空港の3空港による総旅客数は過去最高の 約4,890万人/年(2018年4月~2019 年3月)を記録した。これは、堅調なインバウ ンド需要に支えられたことと、関西エアポート グループが空港の安全とセキュリティを最優 先に適切な投資と効率的な3空港一体運営 をすることによって、国内外からの空港利用 者へのサービス向上に努めた結果でもある。

海路

クルーズ客船

充実した高速道路・幹線道路網に直結し、 大阪を始め京都・奈良といった観光資源に恵 まれた大阪港や神戸港には、国内外を問わず、 多くのクルーズ客船が発着している。(2018 年のクルーズ船寄港回数実績は大阪港が 45回、神戸港が136回)

国際フェリー

国際交易や国際交流の拠点である大阪港 国際フェリーターミナルには、釜山(韓国)と の定期外航フェリーが週3便、上海(中国) 行きの定期外航フェリーが週2便就航しており、 うち1便は神戸港からも隔週で発着している。

国内フェリー

大阪南港には、九州・四国方面に3つの船会社による中・長距離カーフェリーが就航しており、年間約100万人の乗客を輸送している。神戸港には、九州・四国方面へ、5つの船会社による中・長距離カーフェリーがほぼ毎日運航している。

・大阪港・神戸港から大阪市中心部へのアクセス

大阪港の客船ターミナルやフェリーターミナルから大阪市中心部へは、車、電車、いずれでも約30分でアクセス可能である。神戸港から大阪市中心部へは、車で約45分、電車で約60分でアクセス可能である。

陸路

• 新幹線

日本の高速鉄道である新幹線は、北は北海道から南は鹿児島までつながっている。その運行システムは、高度な技術と運行管理により、世界最高水準の安全性・効率性・利便性と共に、10分間隔以下という高密度ダイヤ(東海道新幹線)を正確に運行する定時運行性を実現している。日本国内には7路線の新幹線が開通しており、そのうち大阪市内の新大阪駅へは2路線が乗り入れ、新大阪駅の利用者は1日約8万2千人にも達する。新幹線(N700系)の最高速度は時速300kmであり、新大阪駅から東京や福岡までは約2時間30分、名古屋までは約1時間、京都まではたったの約15分で移動することができる。

図3-22:新幹線ネットワーク —— 運行中 …… 計画中又は 建設中 ◆ 札幌 新函館北斗 新函館北斗・札幌間は、 2031年3月までに完成予定 新青森 東北新幹線 上越新幹線 北陸新幹線 敦賀・新大阪間は、2017年3月にルート が決まったところである。 新潟 山陽新幹線 東海道新幹線 長崎 九州新幹線(鹿児島ルート)

出典: 国土交通省鉄道局作成資料を基に作成

• 高速道路

日本の高速道路ネットワークは網の目のよう に発達しており、大阪発着での効率的な自動 車移動が可能である。

東 京・大阪間は約470km、約5時間

京 都・大阪間は約28km、約20分

名古屋・大阪間は約170km、約2時間福 岡・大阪間は約600km、約7時間

R例 高速道路会社 日本総 4年総 2年総 建設中区間 その他の高速道路(2019年9月8日時点) 回路中又は建設中区間

図3-23:全国高規格幹線道路図

出典: 国土交通省データ (2019年9月8日時点 全国路線図) を基に作成

3.4.2.2 夢洲へのアクセス

長い歴史のある、大規模かつ効率的な交通インフラによって、夢洲は既に関西地方全域とつながっている。以下にそれぞれを紹介する。

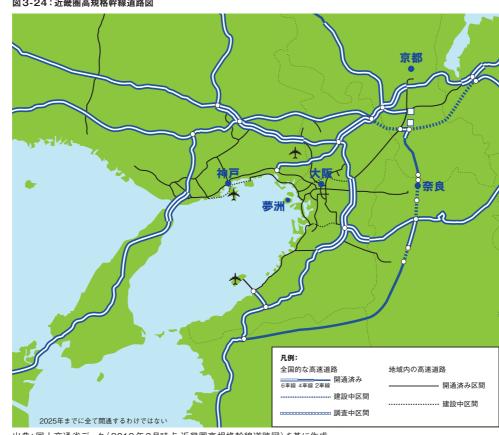


図3-24:近畿圏高規格幹線道路図

出典: 国土交通省データ(2019年3月時点 近畿圏高規格幹線道路図)を基に作成

• 鉄道

会場への既存の最寄り駅であるコスモスクエ ア駅へは、大阪メトロや私鉄・JRを乗り継ぐ ことで容易にアクセスできる。現状の最寄り 駅であるコスモスクエア駅から夢洲へは地下 鉄の延伸事業が進められており、それにより 大阪市中心部から夢洲までの所要時間は 20分から30分程度となる。

タクシー

日本におけるタクシーは、国の許可を受けて 営業を行うものであり、自家用車とは異なるこ とから、夢洲へ直接アクセスすることが可能で ある。なお、夢洲の会場へは、大阪府内の 主要な箇所からタクシーにより、概ね60米ド ル程度でアクセスすることができ、便利である。 国土交通省によれば、2017年3月時点に

図3-25:万博会場と周辺の鉄道ネットワーク

おいて、大阪府内で4,000社以上のタクシー事業者が営業しており、個人タクシーも含めると約2万台の車両が配車されている。また、近年日本を訪れる外国人旅行者の増加に対応し、日本のタクシーでは、外国語対応のツールやサービスの導入が進んでいる。

3.4.2.3 宿泊施設から会場へのアクセス

大阪・関西万博を訪れる来場者は、大阪府内の宿泊施設のほか、近隣府県の宿泊施設を利用する。場所は、大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・

奈良県・和歌山県などの宿泊施設を想定している。 新幹線や在来線、高速バスなどを利用することで、 関西や中部、中国、四国の宿泊施設から、1 時間から2 時間程度で大阪市にアクセスすることが できる。近隣の地域にある施設に宿泊する来場 者は、最新鋭の電車やバスを含む、幅広い近代 的な公共交通機関を利用することにより、夢洲へ 容易にアクセスできる。

3.4.2.4 駐車場

会場となる夢洲には、原則、VIP車両や団体バス、障害者が利用する車両向け駐車場を用意する。一般の自家用車での来場に関しては、会場から概ね15km圏内に設ける会場外駐車場に車を停め、シャトルバスで会場に行くパーク・アンド・ライドシステムを利用することで、会場周辺の渋滞可能性を軽減する。

また、駐車場事前予約システムの導入と万博会場の入退場管理との連携を検討しており、それにより、VIPや障害者が利用する車両を特定することで、円滑な案内誘導を可能とする。

会場外駐車場としては、会場までシャトルバスで約10分のところに約7,500台の駐車場(シャトルバス想定走行本数約590便/日)、会場までシャトルバスで約30分のところに約4,300台の駐車場(シャトルバス想定走行本数約340便/日)及び約1,200台の駐車場(シャトルバスで約40分のところに約2,800台の駐車場(シャトルバス想定走行本数約220便/日)及び約1,200台の駐車場(シャトルバス想定走行本数約220便/日)及び約1,200台の駐車場(シャトルバス想定走行本数約100便/日)の5箇所程度を想定している。

3.4.2.5 夢洲への輸送計画

・基本的な考え方

前述の通り、大阪地域へのアクセスとしては、 関西3空港(関西国際空港、大阪国際空港、 神戸空港)を始め、東海道・山陽新幹線、名 神高速道路・中国自動車道等がある。会場 周辺においては、広域交通ネットワークと連 携する近代的な鉄道・道路網が存在する。

夢洲では地下鉄(北港テクノポート線)の延伸事業や、此花大橋、夢舞大橋での4車線から6車線への車線拡幅事業が進められており、来場者にとっての利便性が更に改善される。2025年3月末までに夢洲駅(仮称)が建設される予定であり、コスモスクエア駅から夢洲駅(仮称)まで延伸した地下鉄が、主な公共交通ルートになる。

万博開催期間中の一時的な輸送需要の増加に対応するため、大阪の主要駅からシャトルバスを運行することとする。以下に示す交通需要予測は、適切なマネジメントを行うことで来場者の輸送がスムーズに行われることを示している。

• 来場者交通の需要予測

想定来場者数約2,820万人と2005年愛知万博での実績を基準に想定される、大阪・関西万博の1日当たりの来場者数は約28.5万人であり、1時間当たりのピーク時来場者数は、入場が約5.9万人、退場が約5.5万人としている。

これらの数値を基に、日本国内における鉄道・ 道路の整備計画を策定する上で使用されて いる予測手法を用いて、万博開催期間中の 鉄道及び道路の追加交通需要を予測した。 想定される1日当たりの来場者数やピーク時 入退場者数に基づき、2025年時点での国 内人口による通常の交通需要、開発計画、 経済成長等の要素を加味して予測している。 • 交通需要予測に基づいた輸送能力 交通需要予測(詳細は前項参照)に基づき、 公共交通を基本とした輸送計画を立てており、 会場となる夢洲へのアクセス手段は、鉄道(約 11.4万人)、主要駅からのシャトルバス (約 5.7万人) 及び団体バス、自家用車等を含む 自動車類(約11.4万人)となっている。

図3-26:鉄道と道路による夢洲へのアクセス



・鉄道系アクセス

大阪・関西万博会場のメインゲートの一つに接する夢洲駅(仮称)が新たに建設される。延伸される地下鉄を含む大阪・関西地域の鉄道網は、大阪都心へ通じており、関西国際空港など国内外の空の玄関口や新幹線など国内を張り巡らす高速鉄道網とも接続している。万博開催期間中の一時的な需要にも対応するため、運行間隔の短縮により地下鉄の輸送力を高める。大阪市内の主要駅やその他の重要な場所にバス発着場を設け、

図3-28: 想定する1日当たりの乗客数と交通手段の利用率 (ビーク時)

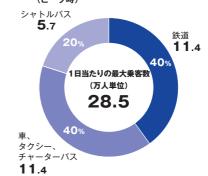


図3-27:主要駅シャトルバス発着想定駅



万博会場間のシャトルバスを運行する。これにより、地下鉄(北港テクノポート線)の混雑緩和に繋げる。

• 道路系アクセス

夢洲の万博会場につながる道路は、夢舞大橋と夢咲トンネルの2ルートである。タクシーや団体バス、障害者が利用する車両は、これらのルートを経由して会場の前のバスロータリー(交通ターミナル内)まで乗り入れることができる。自家用車による来場者は、シャトルバスで会場に行くパーク・アンド・ライドシステムを利用する。交通渋滞の可能性を軽減し、スムーズな交通を実現するために、道路交通情報の提供や、駐車場エリアへの明確な案内、その他交通管理ツールやシステムを導入する。

更なるアクセス向上策

• 自動運転車の導入

開催者は大阪・関西万博において、自動運転の技術開発の動向を踏まえながら、会場外駐車場から万博会場までを結ぶパーク・アンド・ライドシャトルバスに自動運転技術を応用し、来場者が自動運転シャトルバスを実際に体験できるよう検討する。

・最先端の高度道路交通システム(ITS)の 活用

日本では、最先端の情報通信技術を駆使したITSにより、交通管理の効率化や道路交通の安全性、効率性、快適性の向上を実現しており、これらの技術は常に進歩し続けている。

開催者は、大阪・関西万博においても、来場者が最先端のITSを活用して渋滞が予想される区間を回避する行動に対して、例えば、駐車場料金を一部キャッシュバックするなどのインセンティブを付与することが可能かを検討する。また、開催者は、日本国政府等と連携し、高速道路の料金施策の活用可能性についても検討する。

・ 来場者及び一般市民への輸送情報の提供 開催者は、開会日よりかなり早い段階で、パ ンフレット、新聞、テレビ、インターネット等を 通じて、万博会場へのアクセス方法の広報 活動を開始する。特に開催直前からは、アク セス方法の周知を図るためのキャンペーンを 集中的に行う。警察及び阪神高速道路等 の道路管理者が提供する情報を活用し、日 本道路交通情報センター (JARTIC)、道路 交通情報通信システムセンター (VICSセン ター)が、カーナビゲーション、インターネット、 ラジオ等を通して、道路の渋滞情報、交通規 制情報等を提供する。また、各鉄道事業者は、 各社のWEBサイトや車内・駅構内のポスター、 その他利用可能なコミュニケーションシステム を通して、運行情報を提供する。



- 開催期間の時差通勤

開催者は、大阪・関西万博開催期間中、ピ - ク時間帯の交通負荷の軽減を目的に、開 場時間変更への柔軟な対応や在阪企業に 時差出勤(始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ) の実施協力の呼びかけを検討する。また、東 京オリンピック・パラリンピック期間中の交通 量抑制に向け、首都圏で実施が想定される 時差出勤やテレワークなどの取組結果も参 考にする。

・海上アクセス等の導入

開催者は、万博会場の島(洲)というロケー ションを活かした多様な交通手段として、関 西国際空港や神戸空港などから夢洲北側へ 向かうシャトル船やヘリコプターによる移動サ ービスの導入について、今後、セキュリティを 確保しつつ円滑にアクセスできるよう関係者 と検討していく。

3.4.2.6 会場内の来場者交通計画

開催者は、来場者がスムーズで自由に動けるよう会場内の移動手段や動線を検討する。

さらに、開催者は、障害者などが会場内を快適に移動することができる交通手段を検討する。

3.4.3 セキュリティ及び防災

3.4.3.1 セキュリティ対策

夢洲は人工島であるため、アクセスコントロールの面で本質的に優位性を持っており、各アクセスポイントにセキュリティ対策を施すことにより、厳格なアクセスコントロールが可能である。

開催者は、テロ等の対応も含めた災害・セキュリティ対策計画を立案し、大阪・関西万博の安全・安心を確保するために必要な処置を講じる。

また、総合防災監視センターによる24時間体制の監視を行い、AI、IoTやロボット等を活用したセキュリティシステムの導入を検討する。

3.4.3.2 地震風水害対策

南海トラフ巨大地震の想定震度分布や津波高等の様々な推計が行われている。万博会場において、地盤は想定津波高より約5 m高く、満潮時でも津波は到達しない。夢洲の地盤構成は、地表面から4~5 mが砂質土で、それ以深は粘性土で埋め立てられているため、液状化は起こりにくい、大阪・関西万博関連の建物、橋梁、トンネルは、地震発生時にも来場者の安全が確保されるよう設計・建設されている。また、夢洲は風水害発生時における想定高潮水位以上に地盤高が確保されている。

実際、2018年9月の台風第21号が近畿地方 を縦断した際も、会場の来場者が立ち入ることが できるエリアは浸水被害がなかった。

3.4.3.3 避難計画

ICTを活用した迅速かつ正確な情報発信により、 来場者を安全に避難誘導する。開催者は、全て の防災システムを多言語化し、全ての来場者が安 全に避難できる体制を検討し、構築していく。

また、開催前に、パビリオンの責任者など関係者を対象にした研修、避難訓練などを実施する。

3.4.3.4 帰宅困難者対策

災害発生時等、一定の期間夢洲に滞在しなければならないことを想定し、備蓄や情報提供等により来場者が安心して滞在できるように、ハード・ソフト両面から検討し、整備していく。

3.4.3.5 感染症対策

COVID-19のような感染症の発生などの不測の事態に備えるため、開催者は、ドバイ万博、2020年東京オリンピック・パラリンピックなどの大規模なイベントで採用される不測の事態への対応計画を参考に、事前に適切な対策を準備する。また、開催者は感染症等の有識者による検討会議を設置した。ハード・ソフト両面において、開催前から閉会時までその時々に応じた感染症対策の検討を行っていく。

3.4.4 インフラ設備

電力・ガス・上下水道・通信インフラについては、 会場整備・運営計画と調整しながら必要な設備を 整備する。

開催者は、需要量について、今後検討する会場整備・運営計画を踏まえて推計し、適宜インフラ供給事業者との協議も実施の上、供給計画を策定していく。

3.4.5 廃棄物管理

環境に十分配慮した会場整備、運営を行うに当たり、開催者は可能な限り使い捨ての容器包装等を削減し、適切な廃棄物の分別、リサイクルを実施する。

開催者は、今後検討する会場整備・運営計画 を踏まえた廃棄物量の推計に基づき、輸送処分 計画を作成する。

開催者は、施設の建築、運営、解体に当たり、 環境認証を有するリサイクル素材や、リユース・リ サイクル可能な部材を積極的に活用し、解体物に ついては徹底した3 Rに取り組むことで環境負荷 の抑制に努める。

3.4.6 倉庫備蓄、物資・サービス動線

バックヤードは会場内で働くスタッフのみが入ることができるエリアとし、来場者との動線を分離する計画である。会場内配置計画と併せて物資搬入動線、搬入可能時間を整理し、倉庫備蓄についても整備する予定である。

3.4.7 バックヤード等におけるICT の活用

開催者は、ICTを活用し、バックヤードや物流等に関する情報を収集する、データセンターの構築に係る最適な手法を検討する。

3.4.8 宿泊計画

3.4.8.1 来場者向け宿泊計画

日本にはホテル、旅館、民泊、船舶ホテルなど、様々な種類の宿泊施設が存在する。大阪・関西万博での宿泊需要分析では、1日当たり11.0万人の宿泊需要があると予想されており、これは海外からの来場者の100%、国内来場者の30%が宿泊を伴うと仮定して算出した。また、2025年時点の万博以外の宿泊需要は、1日平均に換算すると約25.4万人となり、万博来場者の宿泊需要約11.0万人と併せて、1日当たりの宿泊需要の合計は約36.4万人となる。

来場者が宿泊することが見込まれる地域は大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県(2府4県)の宿泊施設で、電車で1時間程度で手軽に利用できる。2025年までのホテルの新設計画も反映すると、2府4県の収容能力は、約42万人になると見込まれる。

3.4.8.2 参加者向け宿泊計画

開催者は、海外参加者のパビリオンスタッフなどが滞在するため、990戸2,100人の宿舎を確保することを検討する。ただし、開催直前のスタッフ増員に備え、柔軟に対応できるように検討を行う。住居の規格は、日本の法律の基準に準拠したものになる。

世界中の国や地域、組織団体の多くの外国人職員やスタッフが安心して日本に滞在できるように、官民が連携し長期滞在のための宿泊施設を提供するとともに、開催者は生活支援策を検討する。

具体的には万博会場から概ね15km以内の既存の公的住宅を中心に宿舎を確保する。立地条件は15km以内を基準としながらも、できるだけ万博会場に近い宿泊施設を確保ができるよう、関係機関との協議を進めている。例えば、会場から5km以内の咲洲の住宅について関係機関と協

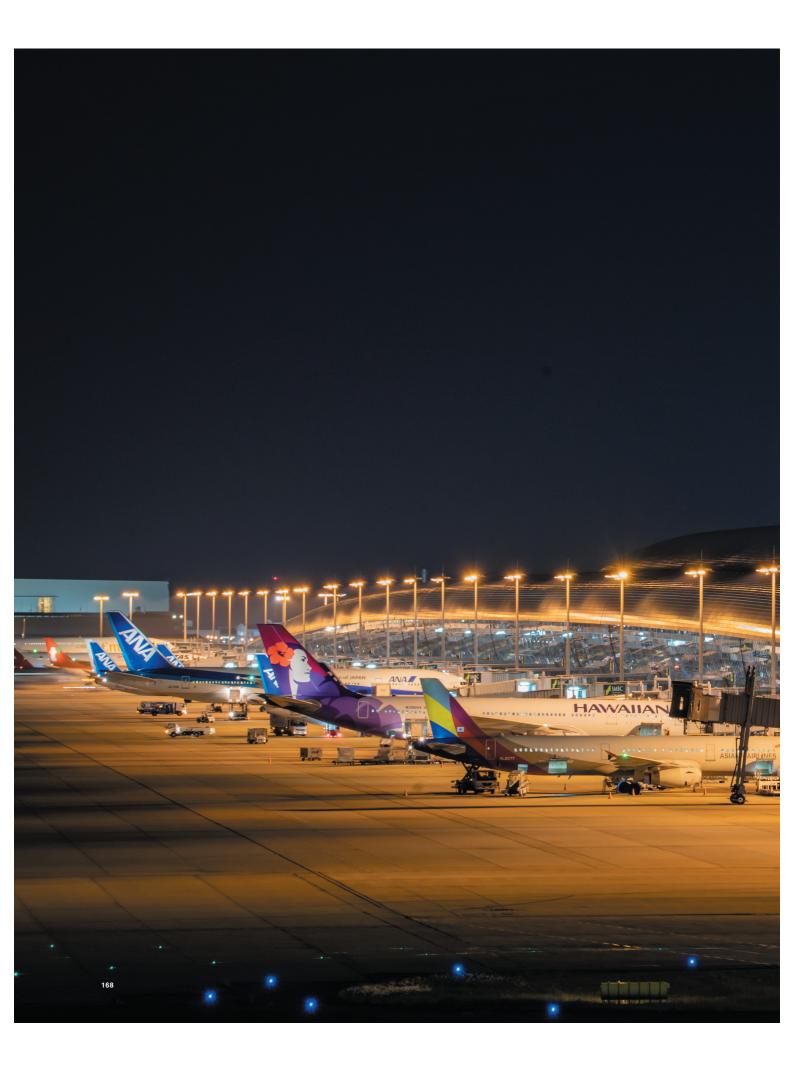
議を進めている。

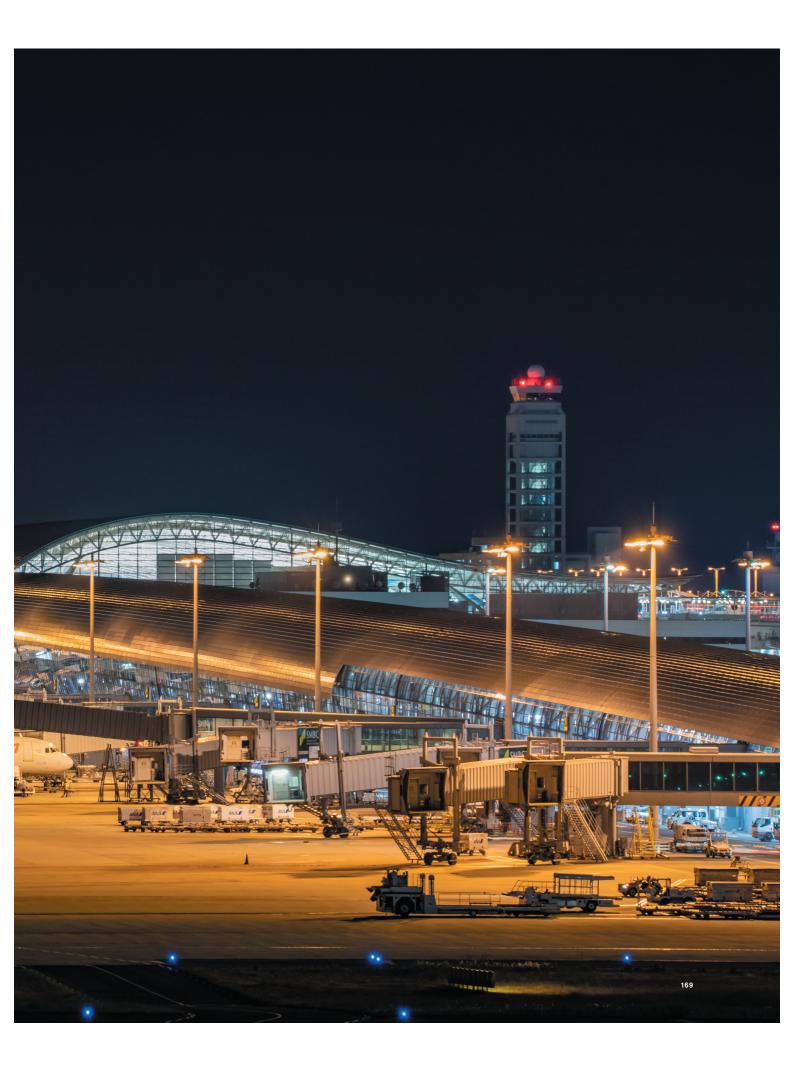
政府代表については、最寄りの5km以内の咲 洲の住宅に優先して入ることができるよう調整する。 宿泊施設と万博会場の通勤は、公共交通機関 の利用のほか、シャトルバスを運行する予定である。 シャトルバスは、一晩中運行することを想定してい ないが、シャトルバス運行については、確保する宿 泊施設と会場間の距離や所要時間を踏まえて、 出退勤ピーク時には増便するなど会場のオープン 時間やクローズ時間を考慮し設定する。シャトル バスの費用については、過去博を参考に設定する 予定である。

参加者の宿泊費は、約50㎡の部屋を2人で使用する場合で、1月あたり(市場価格やその他状況を反映し)約1,200米ドルと見込んでいる(第6章A.1.3参照)。費用の内訳は、宿泊施設周辺の相場家賃に、宿泊改造費・原状回復費・修繕費・管理費などを加算している。上記は2019年度時点の試算であり、かつ目安であるため、検討状況によって変更が生じる場合がある。詳細は追って参加者ガイドでお知らせする。

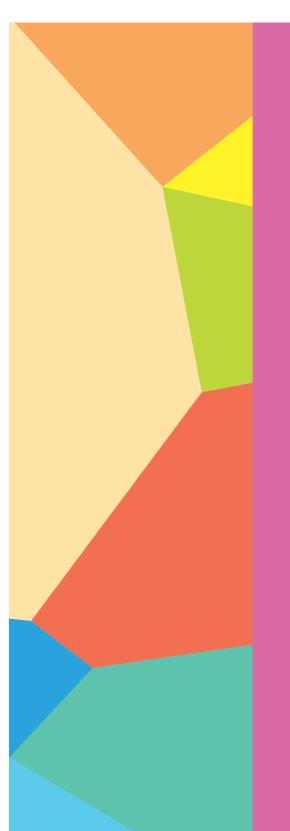
費用は、管理にかかる経費などを基に算定し、 適正な市場価格を考慮した手頃な価格になるよう 設定する努力を行う。

開催者が提供する宿舎以外に、市内や郊外の一般賃貸住宅に住むことを希望するスタッフに対して、一般賃貸住宅を斡旋する担当部署を博覧会協会に設置する予定である。





第 4 章 コミュニケーション



4.1	コミュニケーションの目的	172
4.2 4.2.1	対象者 対象者	173
	来場者:特性、洞察及びコミュニケーション戦略	173
4.2.3	参加者:特性、洞察及びコミュニケーション戦略	175
		177
4.2.5	スポンサー	177
4.3 4.3.1	コミュニケーションチャネル 概要	1 77
4.3.2	関心を高め、認知度を向上させるためのコミュニケーション	ر سند 177
4.3.3	共創を促すためのコミュニケーション	178
4.3.4	メディアへの情報提供を目的としたコミュニケーション	179
4.3.5	スポンサーからの協賛を得ることを 目的としたコミュニケーション	180
4.4 4.4.1	タイムライン フェーズ1 (開催7年前~)	180
	フェーズ2(開催3年前~)	
4.4.3	フェーズ3(開催6か月前~)	183
4.4.4	フェーズ4(開催1か月前から開催中及び閉会まで)	184
4.4.5	フェーズ5 (閉会後)	186
4.5	コミュニケーション担当組織	187
4.6	第三者評価機関による評価	187

第4章 コミュニケーション

4.1 コミュニケーションの目的

国際博覧会は、世界共通の課題解決に向けて、 科学技術等の世界の叡智を集め、新たなアイデア を創造・発信する場である。また、世界の多様な 文化や価値観を共有し、相互理解を促進する場で もある。

BIEの最優先事項である教育、イノベーション及び協力の精神にのっとり、過去の国際博覧会のレガシーを受け継ぎ、今日の世界共通の課題解決に向けて人々が一堂に会して議論するプラットフォームとして機能することが重要である。

大阪・関西万博におけるコミュニケーションの目 的は、世界中の人々に本万博のテーマである『い のち輝く未来社会のデザイン』及びサブテーマとなる「Saving Lives」(いのちを救う)、「Empowering Lives」(いのちに力を与える)、「Connecting Lives」(いのちをつなぐ)に対する理解を浸透させ、行動を促していくことである。

そのためにも、開催前から計画的に様々な手段 を講じて、大阪・関西万博に関する認知を高め、 関心を獲得し、行動を促し、集客と参加につなげ ていくことが重要である。



4.2 対象者

4.2.1 対象者

4.2.1.1 概要

コミュニケーションの対象は、(1)来場者、(2)参加者、(3)メディア、(4)スポンサーの4つのターゲットに分けられる。より高いレベルの認知度、当事者意識の醸成及び積極的な参画を促進するために、開催者はそれぞれの対象を分析し、各対象に応じた適切なコミュニケーションを図っていく。

4.2.1.2 来場者

来場者は、実際に来場して大阪・関西万博を体験する人々とオンラインプラットフォーム上で本万博を体験する人々とする。

来場者数は、約2,820万人を想定している。

- 国内 約2,470万人 (うち大阪・関西地域: 約1,560万人)
- 海外 約350万人

4.2.1.3 参加者

参加者は、会場にブースやパビリオンを設営して 展示を行う参加国、国際機関、日本の政府・自治 体、民間企業等である。

以下、207の参加者を想定している。

- •参加国 150
- 国際機関 25
- · 政府·自治体 2
- 民間企業 30

4.2.1.4 メディア

メディアは、国内外のマスメディア、パーソナルメディア、オピニオンリーダー及びインフルエンサーを想定している。

4.2.1.5 スポンサー

スポンサーは、資金提供等を期待できる組織であり、大阪・関西万博の活動について協業することで、自らのプレゼンスを高めていきたいと考えている組織を想定している。

4.2.2 来場者:特性、洞察及びコミュニケーション戦略

4.2.2.1 関心が高い国内来場者

関心が高い国内来場者は、既に大阪・関西万博のテーマに賛同している、又は世の中の変革の担い手になりたいという希望がある人々である。コミュニケーション展開の初期から積極的に参加してもらい、初期コミュニケーションの中心的な担い手になってもらう。開催者はその一人一人の熱意を周囲へと伝播させる独自のメディアとして捉え対応を行っていく。

4.2.2.2 関心が低い国内来場者

関心が低い国内来場者には、関心が高い層の熱を伝播させることや、大阪・関西地域と大阪・関西万博をセットにしたパッケージツアーの提供、マス広告等を活用し、本万博でなければ体験できない魅力的なコンテンツを提供することで、関心を高めていく。

4.2.2.3 地元住民

地元住民は、大阪・関西地域の住民のことである。地元住民は、大阪・関西万博が地元経済や地元文化を活性化させるきっかけとなることを望んでいる。地元住民が大阪・関西万博に参加し、世界の人々と交流する中で、地元の課題を解決する機会を創出できることを訴える。自分たちの万博という当事者意識を醸成し、大阪・関西万博がもたらす地元へのメリットを訴求することで、来場を促していく。

4.2.2.4 関心が高い海外からの来場者

関心が高い海外からの来場者は、関心が高い 国内来場者と同様に、既に大阪・関西万博のテーマに賛同している、又は世の中の変革の担い手になりたいという希望がある人々である。コミュニケーション展開の初期から積極的に参加してもらい、大阪・関西万博の理解を高め、行動を促すための中心的な担い手になってもらう。

4.2.2.5 関心が低い海外からの来場者

関心が低い海外からの来場者には、まず旅行先として訪日の魅力を伝え、その延長として、日本にいる間に大阪・関西万博へ訪れることを促す。また、会期中に来日している海外の人々に対しても、そのタイミングで大阪・関西万博の魅力を伝えて来場を訴求する。

来場者は、大阪・関西万博にどの程度の関心があるかに基づき分類される。関心の程度は様々であり、大阪・関西万博の開催前から本万博の目的に共感し、People's Living LabやSDGs共創事業等のプロジェクトに参画している、又は日本国内の過去の万博に来場したことがあり、本万博にも高い関心があること等により分類される。

4.2.3 参加者:特性、洞察及びコミュニケーション戦略

4.2.3.1 公式参加者

4.2.3.1.1 開発途上国

SDGsの達成に貢献することを目指す大阪・関西万博では、相互のパートナーシップにより世界的な課題を解決する場となることが求められる。例えば、貧困・医療等の課題解決に対するニーズがある国、自国の文化の発信や産品のアピールに関心を有する国等がある中で、国際機関や各国とのパートナーシップの促進を図るための手段として、各国の課題を提示する形で、会期前からPeople's Living Labに参画してもらうことが期待される。また、大阪・関西地域の地元組織や団体との連携を促し、自国の魅力をできる限り多くの来場者に伝えられるように、各国の展示方法等に関する希望を踏まえながら、開発途上国への支援を検討していく。

4.2.3.1.2 新興国

新興国は、自国の得意分野の技術・サービス等を世界に発信したい、又は自国の更なる成長を支えるために様々な課題を解決したいと考えている国々である。自国の技術・サービスや課題等を世界に向けて発信する場として、会期前からPeople's Living Labに巻き込んでいく。

経済の急激な成長に伴い生じる環境問題や社会・経済分野の変化等の解決は、People's Living Labで最も重点的に取り上げられる内容であることから、新興国の参画が後押しされていく。

4.2.3.1.3 先進国

先進国は、大阪・関西万博のテーマへの共感と世界的課題の解決に向けて、自国が取り組んでいる活動をアピールするために、本万博に参加したいと考えている国々である。世界的課題への解決策を他の国々と共有できる場を先進国に提供していくことで、People's Living Labに巻き込んでいく。

People's Living Labや展示により、未来社会を創り上げていく上でのリーダー国としてのアピールが可能となる。また、これらの国に対しては、People's Living Labの協調的な特徴や世界的課題を解決するために世界を一つにするという目標を掲げることで、参加を促していく。

4.2.3.1.4 国際機関

『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマを通じてSDGsの達成に貢献することを目指す大阪・関西万博は、国際機関の理念や行動計画と合致するものである。国際機関は大阪・関西万博への参加により、理念の共有を図り、パートナーシップを促進する。会期前から、プレイベントの開催やSDGsの達成に向けた協力など、People's Living Labの取組への参加を促していく。

4.2.3.2 その他の参加者

4.2.3.2.1 民間企業

民間企業は、大阪・関西万博に自社の製品、サービス、技術を提供することで、自社の認知、製品販売、ビジネス・投資機会を拡大させたいと考えている企業である。大阪・関西万博に参加することにより、自社の経営理念や経営計画の実現につながる機会を獲得し、企業価値を向上できる場であることを訴えていく。

4.2.3.2.2 自治体

大阪・関西万博が開催される関西地域の自治体は、本万博を支えるパートナーである。大阪・関西地域は本万博のゲートウェイとなり、本万博に関連する多彩なイベントを行うことにより、参加の機運を醸成していく。自治体が参加可能なパリビオンを設営する計画であり、関西地域の情報の提供や、関西地域の特徴であるライフサイエンス産業、観光、食・文化に係る交流を促進する場としていく。さらに、日本全国の自治体とは、イベントやプロモーションの連携を通じて、大阪・関西万博への参加の機運を醸成していく。

4.2.3.2.3 NGO、NPO、市民グループ及び個人NGO、NPO、市民グループ及び個人は、加盟国や国際機関と比較して規模は小さいが、大阪・関西万博を通じて、幅広いオーディエンスに対して自らの活動を紹介していきたいと考えている。SDGsに貢献しようとするグループ、地域の伝統を守る活動をしているグループ、子供たちの教育に取り組むグループなど、様々な市民グループがある。また、SDGs共創事業では、参画した個人やグループで優れた活動を行ったケースを「ベストプラクティス」として会場で発表し、世界中に発信していく予定である。

NGO、NPO、市民グループ及び個人に対しては、 展示やオンラインプラットフォームの活用を通じて、 世界的認知や社会的信用を高める場として参加 が可能であることを伝える。また、実施しやすい出展フォーマットを用意する。 ブース出展、イベント会場、オンラインプラットフォーム上での展示を想定している。

4.2.4 メディア

国内外のマスメディア、パーソナルメディア、オピニオンリーダー及びインフルエンサーから、大阪・関西万博や People's Living Labの目的に対する興味や支援を獲得し、独自の情報発信を積極的に行ってもらうように促す。メディアは新しいニュース、新しいイノベーションや新たな進展等を発信することに関心があるため、People's Living Labで取り扱われる様々なプロジェクトをニュースコンテンツの土台として、開催者からも話題を提供し続けていく。

4.2.5 スポンサー

大阪・関西万博のスポンサーとなることで、自社のビジネスや活動に対する認知を拡大させたい層である。国内外のスポンサーに対して、大阪・関西万博のコンセプトに関する理解を促し、インセンティブとなるようなプログラムを提供することにより、スポンサーの獲得を検討していく。(第5章参照)

また、大阪・関西万博への出展によって、自社の技術力や成長可能性をユーザーや投資家にアピールすることが可能となり、People's Living Labを活用したテストマーケティングや社会貢献の機会が得られることを訴えていく。

4.3

コミュニケーションチャネル

4.3.1 概要

効果的なコミュニケーションのためには、目的に応じたコミュニケーションチャネルを活用する必要がある。目的に応じたチャネルは、以下の4つである。

- **4.3.1.1** 大阪・関西万博に関心のない一般の人々や潜在的参加者に向け、まずは関心を高め、認知度を向上させるためのチャネル
- 4.3.1.2 大阪・関西万博に関心のある一般の人々 (4.3.1.1 により関心を持った人々を含む) や参加 希望者に向け、本万博への関与及び共創を促す ためのチャネル
- **4.3.1.3** メディアへの情報提供を目的としたチャネル
- **4.3.1.4** スポンサーからの協賛を得ることを目的 としたチャネル

4.3.2 関心を高め、認知度を向上させるためのコミュニケーション

4.3.2.1 デジタルメディアを通じた PR 活動

デジタルコンテンツを活用したプロモーション活動を検討し、WEBサイト、ソーシャルメディア、オンラインプラットフォーム等を運営し、双方向のコミュニケーションを図っていくことを検討していく。特に若い世代に対しては、大阪・関西万博のテーマに関する教育及び理解を深めることを目的としたコンテンツ開発、キャンペーンやプロモーション展開を

行う。2019年は、公式WEBサイトを開設し、 SNSによる情報発信を開始した。

4.3.2.2 国内·海外におけるPRイベント

大阪・関西万博に対する認知・関心を高めていくために、開会までに主要イベントにおいてPRを実施する。例えば、多くの人々の関心を引くイベントで、ブース出展、PRツールの配布、プレゼンテーション等によるPRを検討する。

また、大阪・関西地域での地元イベント等を積極的なPRの場として活用する。2019年は、ラグビーワールドカップや大阪マラソン等でPRを実施した。

観光関連業者と連携したPRも重要な手法である。大阪・関西万博では、オンラインプラットフォームを通じ、世界中どこからでも参加できる万博を目指しているが、大阪に実際に訪れてこそ得られる体験もある。そのため、国内外、開発途上国・新興国・先進国等を問わず、旅行を計画する人々や旅行業界に勤める人々に対するPRは極めて重要である。ツーリズムEXPOジャパン2019OSAKA(来場者数10万人以上の国内最大規模の観光見本市)等を活用し、認知の拡大、関心の喚起につなげていく。

プロモーション素材として、パンフレットやロゴに加え、話題性のあるコンテンツ及び効果的なプロモーション素材を作成していく。大阪・関西地域の公共交通機関、自治体、企業等と連携し、市民の目に留まる場所でのPR活動の展開を計画している。地元アンバサダーを起用したプロモーション活動も検討していく。

2019年11月から、大阪・関西万博の公式口ゴマークの一般募集を開始した。

4.3.3 共創を促すためのコミュニケーション

4.3.3.1 オフラインプラットフォーム

共創を生み出すためのオフラインプラットフォームへの参画を促すために、国内外においてテーマ会議やシンポジウムを展開する。SDGs、経済、文化、環境、研究、健康など、大阪・関西万博が掲げるテーマに関連する分野の企業、大学、研究機関、行政機関、アーティストが集う学会やシンポジウム、国際的な課題について議論する国際会議の場、ドバイ国際博覧会等でのPRを通じて、世界的な認知・関心を高めていく。2019年は、G20、TICAD、ICOM2019でPRを行った。

オフラインプラットフォームへの多くの人々の参加を促すために、メディア、WEB、SNSを通じた情報発信を継続的に実施する。

4.3.3.2 オンラインプラットフォーム

オフラインプラットフォームに参加する人々の共 創の取組を共有・活性化し、また、共創のプロセ スや成果を世界中に伝えていくために、オンライン プラットフォームの以下のような機能を活用していく。

<登録>

オンラインプラットフォームでは、参加者の参加 意識を高め、積極的な対話及び活動を促していく ために、オンラインプラットフォームへの参加表明 ができるようにする。オンラインプラットフォーム上 でも、オンライン参加者による共創が促進される仕 組みを検討していく。

<共有・交流>

開発途上国の人々から大手国際企業まで、様々な団体や国際的なネットワークが連携し、オフラインで世界中の課題を掘り起こし、オンラインで共有する。オンラインプラットフォームに投稿されたものに対するフィードバックや意見交換の形で交流することができる。

<共創・フィードバック>

オンラインプラットフォーム上で課題とそれに関連するアイデアや技術を持つ人々をマッチングすることで、出会った人々が課題解決に向けて共創することができる。また、共創の成果はオンラインプラットフォーム上で共有され、参加者がフィードバックを行う。

4.3.4 メディアへの情報提供を目的と したコミュニケーション

4.3.4.1 ニュースリリース

公式発表や調査結果発表等において、国内外のメディアに対してニュースリリースの配信を行う。 ジャーナリストや各種媒体のみならず、世界中の人々に対して、大阪・関西万博の認知度向上を目指していく。

4.3.4.2 プレスカンファレンス

フォーラムやレセプションで行われる記者会見や プレスカンファレンス等のメディアイベントを計画的 に実施する。世界各国のメディアとのつながりを 強化する目的で、ラウンドテーブル、メディアツアー、 内覧会等も実施していく。

4.3.5 スポンサーからの協賛を得ることを目的としたコミュニケーション

自社の製品、サービス、技術を提供することにより、自社ブランドの認知を拡大させ、製品やビジネスの提案につなげるなど、スポンサーのベネフィットを訴求するコミュニケーションを展開する。(第5章参照)



ッ タイムライン

4.4.1 フェーズ1(開催7年前~)

期間: 2018年11月から2022年4月まで

目的:強力なコミュニティを作る

目標:(1)イノベーター及びアーリーアダプターを中心にコミュニケーションを行い、(2)大阪・関西万博のテーマやコンセプトに関心が高い人々や組織と一緒に結束力のあるコミュニティを形成し、(3) People's Living Labへの積極的な参加を促す。

ターゲット

i) 来場者

(1)大阪・関西万博のテーマやコンセプトに関心が高い層を特定し、(2)本万博の魅力を伝え、People's Living Labへの積極的な参加を促す。

ii) 参加者

自らが直面する課題を共有し、文化や技術の進歩を発信することで、潜在的な参加者に対してPeople's Living Labへの積極的な参加を促す。

iii) メディア

大阪・関西万博のテーマやコンセプト及び People's Living Lab の革新的なプロセスに関心がある国内外のメディアに対して、 People's Living Labへの積極的な参加を促す。

iv) スポンサー

ビジネス機会の拡大を提示することで、スポンサーを精力的に募り、スポンサーに正式 決定した後は、企業の積極的な参画を促す。

積極的に活用するコミュニケーションチャネル

・ワークショップ/講演会:自らが中心的にアク

ションを起こしていきたい層に向け、SNSやその他のソーシャルメディアを活用しながら情報を発信していく。2019年は、国内向けの取組として、地元住民に大阪・関西万博への長期的な関心を醸成することを目的として、大阪以外の関西地域(京都、滋賀、奈良、兵庫)において本万博に関するワークショップを開催した。

イベント:大阪・関西万博の目的や意義を広く発信するために、国内外のイベントにおけるPR活動を行う。2019年は、海外向けの取組として、中国・深圳で開催されたSDGsをテーマとした国際イベントとなるUNLEASH2019において本万博に関するセッションを開催した。

- ・先端的なメディアに向けたPR施策:大阪・ 関西万博のテーマに関心を持つ国内外のターゲットが広く閲覧するWEBサイトや雑誌等のメディアに対して、ニュースリリースやニュース資料を配布する。
- ・オンラインプラットフォーム:オンラインプラットフォームのコンテンツの構築のために著名人等を起用し、大阪・関西万博のテーマを通して取り組む課題への理解が既に得られている人々の興味を獲得する。幅広いコンテンツを提供し、企業や様々なグループの参画を推進する。
- ・ドバイ国際博覧会では、以下の活動を予定している。
 - 1) 日本館での大阪・関西万博の概要、大阪・ 関西地域の魅力を紹介する展示
 - 2) 日本館を活用した大阪・関西万博への参加招請活動
 - 3) ジャパンデー (ナショナルデー) における プロモーション
- ・東京オリンピック・パラリンピックは規制が厳し く大会会場内での展示等のPRを実施することができないことから、空港や駅等の人々が 集まる場所で広告を掲示するなどPRの実施

を検討している。

- その他、各フェーズでコミュニケーションの機会として重要なイベント。
 - 1)大阪・関西万博以前に開催される国際 博覧会:ブエノスアイレス国際博覧会、ド ーハ国際園芸博覧会、ウッチ国際園芸 博覧会
 - 2) 大阪・関西万博関連イベント: 国際参加 者会議、参加契約の調印式、起工式、 開会式・閉会式等
 - 3) 開催までのマイルストーンとなる日: 1000 日のカウントダウン、500日のカウントダウン、 開催1年前、入場券販売開始等

4.4.2 フェーズ2(開催3年前~)

期間: 2022年4月から2024年10月まで 目的: 大阪・関西万博に向けてモメンタムを作る 目標:(1)アーリーマジョリティにもターゲットを拡大し、 (2)「アーリーアダプターが既に万博に参加している」 という認識を強めることで、モメンタムを作っていく。

ターゲット

i) 来場者

様々なプロジェクトを実行に移し、オンラインプラットフォームに質の高いコンテンツを蓄積する。アーリーアダプターのコミュニティを広げ、アーリーマジョリティにも大阪・関西万博の魅力やコンテンツを伝える。

ii) 参加者

出展の参加表明を促す。People's Living Labでの相互の対話等を活用し、参加表明後に魅力的な出展計画を立案できるように支援していく。

iii) メディア

プロジェクトの進捗状況をニュースリリースで発信するとともに、オンラインプラットフォーム等を活用し、国内外の主要なメディアや先端的なメディアのネットワークを構築していく。

iv) スポンサー

オンラインプラットフォーム上でのPR活動や プロジェクトへの参加を通じて、コミュニティ を活性化していく。

- ・オンラインプラットフォーム:コンテンツの充実に伴い、更に多くの人々が参加することが見込まれる。積極的なコミュニケーションにより、プラットフォーム上での早期の共創が行われることを目指す。
- ・主催イベント: 認知度向上のカギとなるイベントを国内の主要都市で展開する。イベントでは、参加促進のために、大阪・関西万博のテーマ及びPeople's Living Labの活動を紹介する。海外では、ブエノスアイレス国際博覧会で、同様のイベントを開催する。
- ・一般の人々に対するPR活動:マスコット(キャラクター)は、2023年頃に開発し活用を始めることを予定している。
- ・WEB及び雑誌上でのPR活動: People's Living Labの取組が活性化することにより、メディアも関心を有する。 積極的に情報提供を行うことで、コミュニケーションの機会を拡大していく。
- ・各国や各組織との交流施策:課題の共有や解決策の構築等を目的としたオフラインでの 交流を通じて、大阪・関西地域、日本国内、 様々な国や組織との関わりを深める。
- ・前売り入場券: 2023年から前売り入場券の販売を開始する予定である。前売り入場券の販売開始時には一般来場者向けのイベントを開催するなど、入場券の販売戦略と連携した広報活動を行う。また、旅行代理店や民間企業が来場者の誘致に積極的に取り組むように、本万博の魅力を伝えるプロモーションを展開する。

4.4.3 フェーズ3(開催6か月前~)

期間: 2024年10月から開催直前まで目的: 大阪・関西万博のムーブメントを醸成する目標: (1) SNS・WEBからの情報発信により、レイトマジョリティにも対象を広げ、(2) 大阪・関西万博に対する熱意を幅広く高め、「万博に関わっているのが当たり前」という認識を形成する。

ターゲット

i) 来場者

マス広告や大阪・関西万博への来場を目的 とした旅行パッケージの販売促進により、広く一般の人々に対して本万博への来場を促す。

ii) 参加者

自国の企業や組織に対して、大阪・関西万 博の魅力を伝えることを促す。 建築計画を 効率良く支援し、展示の円滑な立上げを確 保する。

iii) メディア

大阪・関西万博に対する興味を一気に高めるために、国内外の主要なメディアに本万博に向けた熱気を伝えるように促す。

iv) スポンサー

様々な媒体やイベントでのPR活動を促していく。

- ・オンラインプラットフォーム:大阪・関西万博のステークホルダーが日々動向を閲覧するために、People's Living Labサイトを活用する。 当該サイトは来場者、参加者、メディア及びスポンサーとの日常のコミュニケーションツールとしても機能させる。また、オンラインプラットフォームへの国内外の参加者によるSNSからの情報発信を促していく。
- ・テレビ/新聞/屋外広告/雑誌/WEBのマス広告: 国内の主要なマス広告を活用し、 People's Living Labの取組や大阪・関西 万博の会場で行われる主要イベントの予告等 を発信する。海外マスメディアに関しては、 入場券販売の動向に基づき、対象国を選定 しWEB中心に展開を行い、期待感を醸成する。
- ・旅行パッケージの開発・販売:実際の来場を 更に促すために、大阪・関西万博への来場 を含む旅行パッケージの開発を行う。旅行パッケージでは日本、関西、大阪の魅力的な観 光地とも紐付ける。
- ・メディア全般に向けたPR施策:大阪・関西 万博に対して特に関心のない人々の関心を 獲得するために、本万博関連の活動の進捗 を取り上げてもらうように促す。

4.4.4 フェーズ4 (開催 1 か月前から 開催中及び閉会まで)

期間: 2025年3月から開催中及び閉会まで

目的:会場への来場を促す

目標:(1)WEBやSNSから日々新しい情報発信を行い、(2)マス広告やその他のメディアを活用し、できるだけ多くの人々が大阪・関西万博の話題に接しない日はないという状況を作り上げ、(3)「万博に行かなければ」という空気感を醸成する。

ターゲット

i) 来場者

公式のWEBやSNSからの情報発信や周辺の関連イベントと連携することで、より多くの人々の来場を促す。来場者がSNS等を通じて、大阪・関西万博での自分の体験を発信し、本万博の魅力の伝播を図る。

ii) 参加者

自分達の7年間の成果や問題意識を発信するとともに、来場者との対話を通じて、より良い未来社会のデザインに向けた共創を促す。

iii) メディア

会場内のメディアセンターを通じて適切な情報共有を行うことで、国内外に大阪・関西 万博の魅力や成果をリアルタイムで情報発信することを促す。

iv) スポンサー

関連イベントにおける会場内でのPR活動を 促す。

- ・オンラインプラットフォーム: People's Living Lab のリアルタイムの活動は一人一人の行動が物事を変えることを伝え、大阪・関西万博への参加を促すために、オンライン又は会場で行われる各種イベントで見ることができるようにする。さらに、参加者の実際のコンテンツを見せることで、来場者の参加を促す。実際に会場に来ることのできないバーチャル来場者に、何度もPeople's Living Labを訪れたいと思わせることができる。
- ・テレビ/新聞/屋外広告/雑誌/WEBのマス 広告:国内に向けて魅力的なコンテンツを発信 するとともに、スポンサーによる積極的な情報 発信も促す。



4.4.5 フェーズ5(閉会後)

期間: 閉会後

目的:レガシーとして将来世代に残す

目標:世界的課題に対する新しい解決策の創造に向けて前進するために、大阪・関西万博を最終ゴールとせずに、本万博終了後も継続的な社会実験と国境を越えたつながりの基礎を築く機会として、会期前や会期中に集まったアイデア、意見、データ等を共有していく。また、ソフトレガシーを継承するために、オンラインプラットフォームを継続する。

ターゲット

i) 来場者

大阪・関西万博終了後もオンラインプラットフォームは継続して運営され、本万博の成果を共有し続けるとともに、イノベーションプロセスを更に拡大し、より多くの人々を巻き込んでいく。

ii)参加者

大阪・関西万博での成果や気付きを自国に 持ち帰り、自国民のために普及させていく。 さらに、オンラインプラットフォームを将来の 国際博覧会での出展に向けた活動で活用 していくことを促す。

iii) メディア

大阪・関西万博の成果を幅広く伝えることを 促す。また、オンラインプラットフォームにも 引き続き関わり、新しいコンテンツを国内外 で発信することを促す。

iv) スポンサー

大阪・関西万博終了後も新しいプロジェクトが生み出される間は、引き続き多様なオーディエンスとのコミュニケーションのプラットフォームとして活用できるように、オンラインプラットフォームの運用を継続する。

- ・オンラインプラットフォーム:大阪・関西万博の会期後も、オンラインプラットフォームは運用し続ける。会期中の成果を掲出するとともに、残された課題についても継続的に解決に向けて取り組んでいく。
- ・記念シンポジウム・イベント: People's Living Lab の取組により達成された成果を発表・評価する目的で開催する。
- ・映像/WEB/書籍等:大阪・関西万博の様々な取組を記録・編集し、映像作品、WEB、書籍等にまとめる。大阪・関西万博を通じて様々な交流と解決策が生まれたことを国内外に発信していく。
- ・その他:大阪・関西万博が残したレガシーを 次世代に引き継ぐための新たな方法を検討す る。

4.5

コミュニケーション担当組織

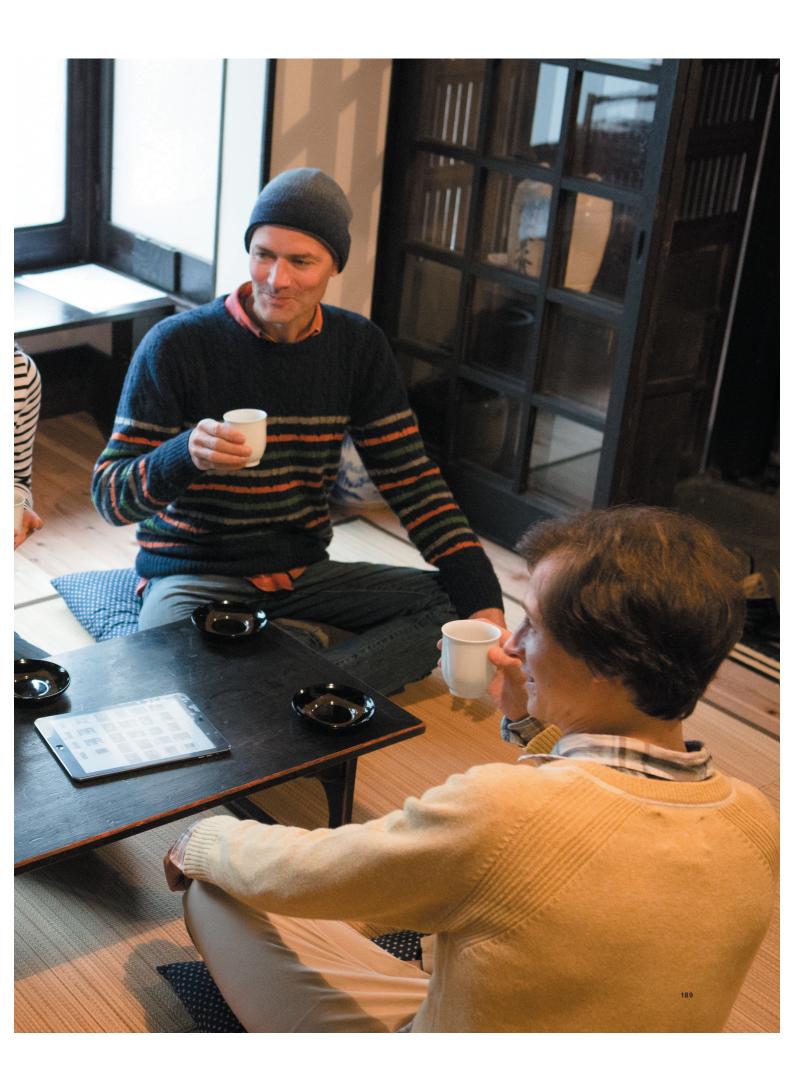
2025年日本国際博覧会協会において、国内の広報活動を広報部が担当し、国際的な広報活動を国際部が担当する。また、メディアバイイングやイベント等のプロモーション活動及び市民、大学、自治体、企業等との共創事業は戦略事業部が担当する。今後、参加主体や参加形態に応じて、コミュニケーション戦略を検討していく。

4.6

第三者評価機関による評価

コミュニケーションのフェーズごとに、計画の効果、 策定、実施に対する内部評価を行い、より効果的 なコミュニケーションを展開していく。また、大阪・ 関西万博終了時に、第三者機関による評価を実 施する。





第 5 章

商業活動



	方針	192
5.2 5.2.1	商業活動の計画 入場券売上げ	193 193

商業活動 第 5 章

方針

1994年第115回BIE総会第5号決議により、 国際博覧会の過度な商業主義的運営を避けるこ ととされている。この決議を尊重しながら、資金計 画をより実行性のあるものとするために、一定の商 業活動を行い、大阪・関西万博の運営費の財源 を確保する。

商業活動の収入(運営費の財源)は737百万 米ドルを見込んでいる。その内訳は、入場券売上 げ640百万米ドル、飲食事業者からのロイヤリテ ィ11百万米ドル、物販事業者からのロイヤリティ 31百万米ドル、ライセンス・関連商品7百万米ドル、 出展スペース賃料18百万米ドル、公式参加者か らのロイヤリティ8百万米ドル、供給処理施設収 入15百万米ドル、スポンサー収入7百万米ドル である。

表5-1:運営費の財源 単位: 百万米ドル

項目	金額
入場券売上げ	640
飲食事業者からのロイヤリティ	11
物販事業者からのロイヤリティ	31
ライセンス・関連商品	7
出展スペース賃料	18
公式参加者からのロイヤリティ	8
供給処理施設収入	15**1
スポンサー収入	7*2
合計	737

^{※1:}供給処理施設収入は、開催者から供給事業者への支払いに充当される。(第6章参照) ※2:本章に記載したスポンサー収入とは別途、会場建設費に充当される民間部門等からの収入として378百万米ドルが見込まれる。(第6章参照)

商業活動の計画

5.2.1 入場券売上げ

入場券の売上げが運営費の主たる収入源となる。 入場券の販売対象である来場者の基礎情報は 以下のとおりである。(詳細は第3章参照)

- ・大阪・関西万博の想定来場者数は約2,820万 人である。その内訳は国内来場者が約2,470 万人、海外からの来場者が約350万人である。
- ・国内来場者は大阪・関西地域からの来場者が中心であり、約1,560万人が訪れると予測している。
- ・男女別内訳は男性が48.5%で約1,368万人、 女性が51.5%で約1,452万人と想定している。

- ・博覧会への日帰り来場者は70.5%、宿泊を伴 う来場者は29.5%と想定している。
- ・年齢別の想定来場者数は、10歳未満が8.1%、10~19歳が11.1%、20~29歳が20.5%、30~39歳が13.4%、40~49歳が16.3%、50~59歳が16.8%、60歳以上が13.8%と想定している。

入場券の価格については、過去の国際博覧会を参考としつつ、日本のテーマパークや他の大規模イベントと比較して、購入しやすい価格の設定を目指している。

入場時間を限定した入場券の導入は、来場者を分散させることにより会場の混雑を緩和し、万博事業における需給を最適化する有効な手段となり得る。また、特定のターゲットに対する割引入場券の導入は、広く多くの来場者を呼び込むためのインセンティブとなり得る。これらを考慮しながら様々なタイプの入場券を提供し、来場者の満足度の最

表5-2:主な入場券の種類

種類	説明
普通券	入場時間の制限のない1日券
前売り入場券	早期の販売数の確保及びPR活動の一環として、開催日前に販売する入場券
バスポート	リビーター層の形成を目指すもので、会期中に何度でも入退場可能な入場券
特別割引	障がい者、特別な介護を必要とする要介護者及びその介護者を対象とする入場券
夜間割引	来場者の入場時刻を分散することを目的として、午後5時以降に有効な入場券
時間指定入場割引	来場者の流れを全日に分散することを目的として、滞在時間を限定した入場券(想定される仕組み:例えば「13時以降」のように、入場可能な時間帯を限定した入場券)
シャトルバス指定割引	来場者の入場時刻を分散することを目的として、利用するシャトルバスを指定した入場券(想定される仕組み:シャトルバスの搭乗券がセットになった入場券で、搭乗するバスの発車場所と時間帯を指定して予約すれば、普通入場券とシャトルバス運賃をそれぞれ支払うよりも安くなる)

大化と万博事業の円滑な運営を実現していく。

現在、普通券の価格は44米ドルと想定している。 また、夜間割引等の各種入場券や、小人・中人・ シニアに対する割引制度の導入を予定している。 なお、来場者数が見込みに達しないなど不測の事 態が生じ、見込み通りの収入が得られない場合を 想定して、来場者数を2,500万人として試算して おり、この場合でも、収支バランスが取れることが 確認できている。(第6章参照)

最終的な入場券の価格と種類は、開催日に近い時期に、来場者数の予測やニーズの把握、価格が需要に及ぼす影響度の検証を行い、その検証結果及び他の収入項目の見込額も踏まえ、全体として運営費を賄うことができるように決定する。

5.2.2 飲食·物販営業

公募で選ばれた一般営業参加者が飲食・物販 サービスの営業を行う。一般営業参加者は出店 費用として、売上げに対するロイヤリティを支払う。

飲食に関しては、来場者に十分な食事を供給できる飲食施設を設ける。また、万博の雰囲気を味わいながらゆっくりと食事を楽しみたい方、手早く食事を済ませてパビリオンを巡回したい方といった、来場者の多様なニーズに応えられるように、飲食施設のタイプにもバリエーションを設ける。

物販に関しては、大阪・関西万博の関連グッズを提供する店舗から、来場者の利便性を向上するための日用品や菓子類を提供する店舗まで、来場者のニーズに対応できるように幅広い種類の物販施設を設ける。

飲食・物販施設については、総敷地面積は 49,800㎡で、会場内に16か所の区画を設置する予定である。施設のタイプや数は、過去の国際 博覧会の実績を参考としつつ、来場者の需要を 見極めながら具体的に決定していく。

5.2.3 ライセンス及び関連商品

大阪・関西万博に関連する商品は、それらの製造、販売、品質、商標等の商品に関わる全ての項目について適切に管理される必要がある。そのために、開催者はガイドラインを作成し、当該基準にのっとり、安全かつ公平に世界中のあらゆる人々に商品を提供する。

5.2.3.1 ライセンス

開催者は、来場者や消費者向けの大阪・関西 万博関連商品を製造・販売できるようにするため のライセンスを開発する。この仕組みは関連商品 の製造・販売を希望する第三者に対して、大阪・ 関西万博のロゴマーク、イメージ、テーマ、コンセプトの使用を許可するライセンス契約を提供する。こ の仕組みにより、大阪・関西万博の更なる機運醸成を促進させ、ブランド価値向上に貢献することができる。

ライセンスにより製造・販売される関連商品は、 商標法により適切に管理され、不正及び偽造品からの権利侵害から守られ、商品の品質が保証される。 また、ライセンスにより販売された関連商品の売 上げの一部は開催者の収益となる。

5.2.3.2 関連商品

大阪・関西万博では、開催者が認める公式の 関連商品及びライセンスによる関連商品を提供す る。全ての商品は大阪・関西万博のブランド価値 に沿ったものとする。

当該関連商品は店舗、流通、オンラインサイト 等の様々なチャネルで販売され、世界中のあらゆ る人々に商品との接触機会が提供される。価格 帯も幅広く設定し、いずれの商品も高品質なもの を提供する。

5.2.4 参加者からの収入

5.2.4.1 敷地・出展スペース賃料

参加者が自ら建築するパビリオンの敷地の賃料について、公式参加者は無償とし、モジュール形式や共同館への参加者からは賃料を徴収する。賃料については、BIE加盟国に対しては15%の割引を適用する。また、途上国支援プログラムの対象国に対しては無償とする。

5.2.4.2 陳列館内事業 (パビリオン内での営業)

公式参加者は、出展スペースの20%までを物販・飲食の販売に割り当てることができる。 その場合、 開催者に売上げの一部をロイヤリティとして支払う。

5.2.4.3 水道光熱費等の供給処理施設使用料

参加者が利用する電気、水道、ガス等の供給処理施設に係るコストは、開催者が参加者から一旦徴収し、開催者から供給事業者へ支払う。開催者は、現地の市場価格でのサービス提供を確保する。

途上国支援プログラムの対象国に対しては、供 給処理施設使用料は無償とする。

5.2.5 スポンサープログラム

スポンサーは、大阪・関西万博のテーマやコンセプトに賛同し、本万博の成功に向けて協力関係を結ぶことができる企業・団体等である。

スポンサーからの資金、技術、製品等の提供により、大阪・関西万博における様々なサービスや活動を充実させることを予定している。以下は、現在想定しているスポンサープログラムの内容である。スポンサープログラムは、パートナー、プロバイダー、サポーターの3つの区分に分かれている。3つの区分については、契約する内容、期間、物品提供による貢献等に基づいて決定する。

5.2.5.1 パートナー

パートナーは、大阪・関西万博開催前から開催期間中にかけてのスポンサーとして、本万博及び関連する様々な事業の趣旨に賛同して協賛を行う企業とする。さらに、パートナーは、協賛金額に応じて、ゴールドパートナー、シルバーパートナー、ブロンズパートナーに分けられ、階層によって提供されるメリットが異なる。今後、提供できるメリットの検討を進め、それに応じて各階層に求める協賛金額を設定していく。

5.2.5.2 プロバイダー

プロバイダーは、大阪・関西万博開催中における会場内でのスポンサーである。 プロバイダーは、物品や飲食物等の提供を会場内において行う。

5.2.5.3 サポーター

サポーターは、大阪・関西万博開催中における会場内でのスポンサーである。サポーターは、コンベンションやシンポジウムへの参加、ブース出展等のPR活動を会場内において行う。サポーターがプロモーション活動を行うに当たり、開催者はサポーターから協賛金を受け取る場合がある。

5.2.5.4 スポンサーカテゴリー

パートナー、プロバイダー、サポーターのスポンサープログラムの対象となる主要なカテゴリーのリストを以下に例示する。

自動車、家電、住宅、航空、銀行、保険、化学、 エネルギー、通信、決済システム、食品、外食産業、 飲料、その他

5.2.6 その他の商業活動

以下のような事業からの収入についても検討を 行う。

- ・会場周辺の渋滞を緩和するためのパーク・アンド・ ライドシステムとして開催者が設ける駐車場の 利用料収入
- ・世界中の企業・個人から集めた様々なアイデアを具現化するためのクラウドファンディングによる収入
- ・会場外施設(パーク・アンド・ライドのターミナル、 駐車場等)及び会場内施設(入場ゲート、昇 降施設、休憩所等)の一部を活用した広告収 入

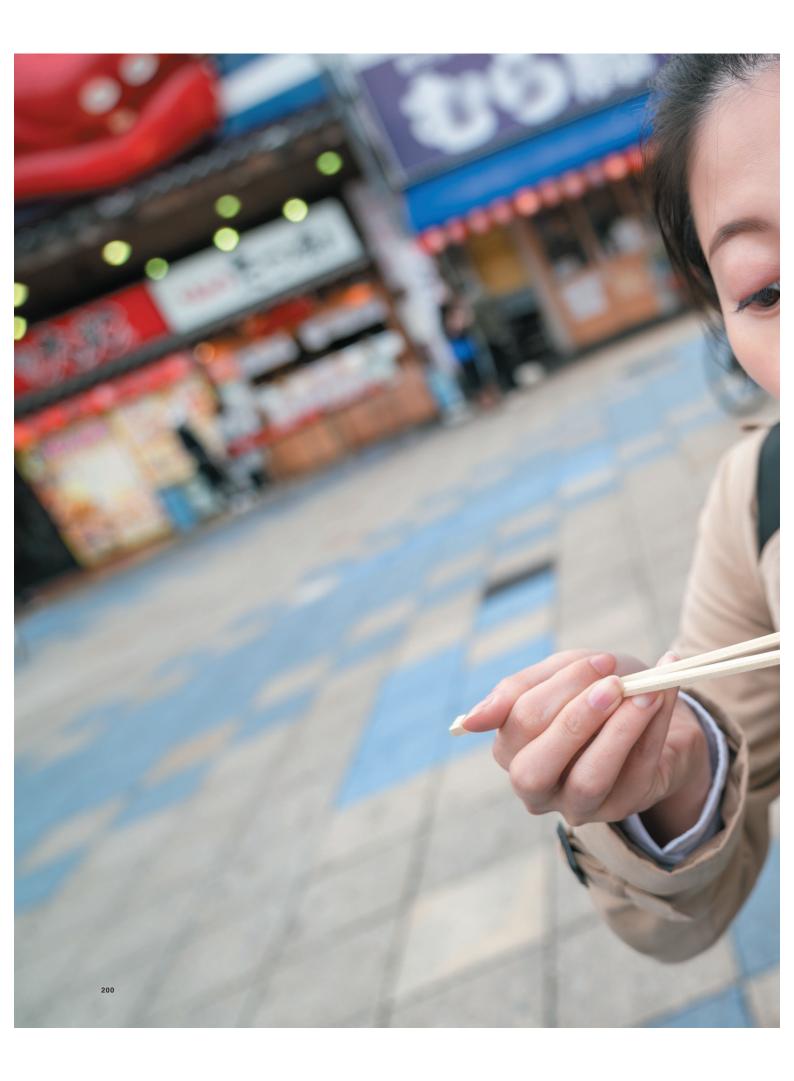
5.2.7 スケジュール/キャッシュフロー

以下の表は、商業活動(運営費の財源)に関するスケジュールイメージ(キャッシュフロー)を表す。

表5-3: 商業活動のキャッシュフロー

単位: 百万米ドル	単	位:	百万	*	ĸ	J
-----------	---	----	----	---	---	---

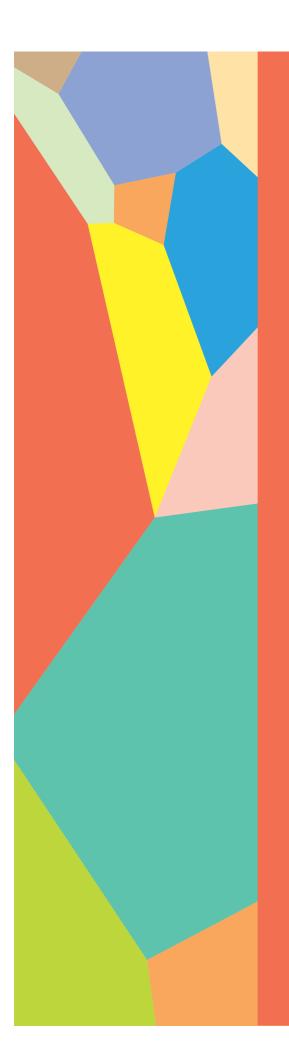
15日		年				
項目	合計	2023	2024	2025		
入場券売上げ	640	96	114	430		
飲食事業者からのロイヤリティ	11	0	0	11		
物販事業者からのロイヤリティ	31	0	0	31		
ライセンス・関連商品	7	0	2	5		
出展スペース賃料	18	0	0	18		
公式参加者からのロイヤリティ	8	0	0	8		
供給処理施設収入	15	0	0	15		
スポンサー収入	7	0	5	2		
合計	737	96	121	520		





第 6 章

資金計画



6.1	資金計画の概要	204
6.2 6.2.1	会場建設費 費用内訳	205
6.2.2	財源	206
6.2.3	キャッシュフロー	207
6.3 6.3.1	運営費 費用内訳	207 208
6.3.2	財源	209
6.3.3	キャッシュフロー	210
6.4 6.4.1	途上国支援プログラム 費用内訳	
6.5 6.5.1	関連事業費 費用内訳	213
6.5.2	財源	214
附属資料	6-1. 参加費用	218

第6章 資金計画

大阪・関西万博の費用は、会場建設費、運営費、 途上国支援及び関連事業費に区分される。

会場建設費は1,134百万米ドルを見込み、日本国政府、大阪府・市(以下、「地元自治体」という。)、民間資金等がそれぞれ3分の1ずつ負担する。

運営費は737百万米ドルを見込んでいる。財源としては入場券売上げ、飲食・物販事業者からのロイヤリティ等を充てる。財源の詳細は、第5章で説明している。

途上国支援は218百万米ドルを見込み、日本 国政府等が負担する。 関連事業費は661百万米ドルを見込み、地元 自治体等が負担する。

6.

資金計画の概要

表6-1:資金計画の概要

収 入(百万米ドル)		支 出(百万米ドル)
日本国政府	378	会場建設費
地元自治体	378	- 1,134
民間資金等	378	
ät	1,134	
入場券売上げ	640	運営費
飲食事業者からのロイヤリティ	11	
物販事業者からのロイヤリティ	31	
ライセンス・関連商品	7	
出展スペース賃料	18	73
公式参加者からのロイヤリティ	8	
供給処理施設収入	15	
スポンサー収入	7	
at at	737	
日本国政府等	218	途上国支援 218
地元自治体等	661	関連事業費 66

注) 途上国支援に係る費用218百万米ドルには、会場建設費の内数である共同館の建築費用等を含む。

6.2

会場建設費

会場建設費は、会場建設に要する費用である、 基盤整備費、基盤施設整備費、輸送関連費、パ ビリオン等建築・サービス管理施設整備費、会場 内演出費、設計費及び撤去費の計1,134百万 米ドルである。

日本館の建築費用は、会場建設費とは別に、日本国政府が負担する。また、自治体館の建築費用は、会場建設費とは別に、出展自治体が負担し、鉄道建設、会場外の道路整備、土地造成費用など関連事業費は、地元自治体等が負担する。そのため、日本館及び自治体館の建築費用、関連事業費は、この会場建設費には含まれていない。

6.2.1 費用内訳

表6-2:会場建設費の概要

内 訳	内 容	金額(百万米ドル)
基盤整備費	会場(155ha)の基盤となる敷地の造成工事、道路・歩道・広場など の舗装工事、公園や広場などの緑地修景に関わる整備費	95
基盤施設整備費	基盤インフラ及び上下水道やガス、通信、電気等の供給施設の整備費	222
輸送関連費	会場入口のエントランス広場や駐車場に関わる整備費	99
バビリオン等建築・サービス管理施設整備費	公式参加者や企業などの展示施設(敷地渡しの場合の建築工事費・展示工事費及びモジュール・共同館・ブース出展等の場合の展示工事費を除ぐ)やイベント開催のための催事施設、テーマ館などの建築費サービス管理施設整備費は、エントランスゲート、トイレ、救護施設、職員事務所などの建築費	415
会場内演出費	街灯の設営、広場の照明効果、会場の水面演出及びモビリティシステム の導入などの費用	49
設計費	会場建設に係る設計費	80
撤去費		174
合 計		1,134

6.2.2 財源

会場建設費1,134百万米ドルは、2017年4月の閣議了解に基づき、日本国政府、地元自治体、民間資金等が、それぞれ3分の1ずつ負担することが決定している。

合計金額は、具体的な会場計画や物価変動など の今後の事情変更を踏まえ、今後、精査が必要で ある。

民間資金等のうち、寄付金については地元の民間経済団体三者が「関西経済界募金促進委員会」を立ち上げるなど本格的に検討を始めている。

開催者は、民間資金集めを促進するため、日本 各地の経済団体が参画する専門委員会を立ち上げ た。

表6-3:財源の概要

区分	内 容	金額 (百万米ドル)
日本国政府	会場建設費の3分の1	378
地元自治体	会場建設費の3分の1	378
民間資金等	会場建設費の3分の1 (企業等からの寄付、公営競技、宝くじ等)	378
合 計		1,134

6.2.3 キャッシュフロー

表6-4:会場建設費のキャッシュフロー

(百万米ドル)

									,
項目	合計	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基盤整備費	95	0	0	0	1	22	72	0	0
基盤施設整備費	222	0	0	0	34	188	0	0	0
輸送関連費	99	0	0	0	0	10	89	0	0
パビリオン等建築・サービス管理施設整備費	415	0	0	0	0	61	354	0	0
会場內演出費	49	0	0	0	0	0	14	35	0
設計費	80	6	5	24	21	12	9	3	0
撤去費	174	0	0	0	0	0	0	0	174
合計	1,134	6	5	24	56	293	538	38	174
日本国政府	378	2	2	8	19	98	179	13	58
地元自治体	378	2	2	8	19	98	179	13	58
民間資金等	378	2	2	8	19	98	179	13	58
合計	1,134	6	5	24	56	293	538	38	174
		±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0
		±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0
	基盤整備費 基盤施設整備費 輸送関連費 パビリオン等建築・サービス管理施設整備費 会場内演出費 設計費 撤去費 合計 日本国政府 地元自治体 民間資金等	基盤整備費 95 基盤施設整備費 222 輸送関連費 99 バビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 会場内演出費 49 設計費 80 撤去費 174 合計 1,134 日本国政府 378 地元自治体 378 民間資金等 378	基盤整備費 95 0 基盤施設整備費 222 0 輸送関連費 99 0 パビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 0 会場內演出費 49 0 設計費 80 6 撤去費 174 0 合計 1,134 6 日本国政府 378 2 民間資金等 378 2 合計 1,134 6 十0 1,134 6	基盤整備費 95 0 0 基盤施設整備費 222 0 0 輸送関連費 99 0 0 パビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 0 0 会場内演出費 49 0 0 設計費 80 6 5 撤去費 174 0 0 合計 1,134 6 5 日本国政府 378 2 2 財元自治体 378 2 2 長間資金等 378 2 2 合計 1,134 6 5 十0 ±0 ±0	基盤整備費 95 0 0 0 基盤施設整備費 222 0 0 0 輸送関連費 99 0 0 0 パビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 0 0 0 会場内演出費 49 0 0 0 設計費 80 6 5 24 撤去費 174 0 0 0 合計 1,134 6 5 24 日本国政府 378 2 2 8 地元自治体 378 2 2 8 民間資金等 378 2 2 8 合計 1,134 6 5 24 上の計 ±0 ±0 ±0 ±0	基盤整備費 95 0 0 0 1 基盤施設整備費 222 0 0 0 34 輸送関連費 99 0 0 0 0 パビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 0 0 0 0 会場内演出費 49 0 0 0 0 設計費 80 6 5 24 21 撤去費 174 0 0 0 0 合計 1,134 6 5 24 56 日本国政府 378 2 2 8 19 民間資金等 378 2 2 8 19 会計 1,134 6 5 24 56 上の ±0 ±0 ±0 ±0 ±0	基盤整備費 95 0 0 0 1 22 基盤施設整備費 222 0 0 0 34 188 輸送関連費 99 0 0 0 0 10 パビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 0 0 0 0 0 61 会場内演出費 49 0 0 0 0 0 0 設計費 80 6 5 24 21 12 撤去費 174 0 0 0 0 0 合計 1,134 6 5 24 56 293 日本国政府 378 2 2 8 19 98 民間資金等 378 2 2 8 19 98 合計 1,134 6 5 24 56 293 合計 1,134 6 5 24 56 293 会計 1,134 6 5 24 56 293	基盤整備費 95 0 0 0 1 22 72 基盤施設整備費 222 0 0 0 34 188 0 輸送関連費 99 0 0 0 0 10 89 パビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 0 0 0 0 61 354 会場内演出費 49 0 0 0 0 0 14 設計費 80 6 5 24 21 12 9 撤去費 174 0 0 0 0 0 0 合計 1,134 6 5 24 56 293 538 日本国政府 378 2 2 8 19 98 179 民間資金等 378 2 2 8 19 98 179 合計 1,134 6 5 24 56 293 538 上の ±0 ±0 ±0 ±0 ±0 ±0 ±0	基盤整備費 95 0 0 0 1 22 72 0 基盤施設整備費 222 0 0 0 34 188 0 0 輸送関連費 99 0 0 0 0 10 89 0 バビリオン等建築・サービス管理施設整備費 415 0 0 0 0 61 354 0 会場内演出費 49 0 0 0 0 0 14 35 設計費 80 6 5 24 21 12 9 3 撤去費 174 0 0 0 0 0 0 0 合計 1,134 6 5 24 56 293 538 38 日本国政府 378 2 2 8 19 98 179 13 民間資金等 378 2 2 8 19 98 179 13 合計 1,134 6 5 24 56 293 538 38 上の ±0 ±0 ±0 ±0 ±0 ±0 ±0 ±0 ±0

注1)2019年12月時点

注2) 端数処理のため合計額が一致しないことがある。

b.3 運営費

で試算しており、この場合でも、収支バランスが取れることが確認できている。

運営費は、開催テーマの実現に向けた共創事業に要する費用である「共創事業費」、大阪・関西万博開催前及び会期中の広報宣伝の経費である「広報宣伝費」、催事等を行う経費である「催事費」、会場を管理する経費である「会場管理費」、開催者である博覧会協会を運営するための経費である「協会管理費」及び上記以外の「その他経費」に大別される。

この運営費の財源は、主として入場券売上げなどの商業活動からの収入を予定している。

費用の見込みは、来場者数が見込みに達しないなど不測の事態が生じ、見込み通りの収入が得られない場合を想定して、来場者数を2,500万人

6.3.1 費用內訳

表6-5: 運営費の概要

内 訳	内 容	金額 (百万米ドル)
共創事業費	大阪・関西万博の開催テーマである[いのち輝く未来社会のデザイン]の実現に向け、様々なステークホルダーが参画する共創事業を実践していくためのプロジェクトに要する費用。会場及びオンラインブラットフォームにおける共創事業に要する費用のほか、そこから生まれたアイデア及びソリューションの実践に向けたサポート事業、ベストプラクティスエリアの運営に要する費用、テーマ展示の制作に要する費用、テーマ館の運営管理に要する費用、テーマ体験プログラムの実施に要する費用など	78
広報宣伝費	・国内広報宣伝費 (34) 国内における広報宣伝の計画及び実施に関する費用、国内での出展を勧誘するためのPRに要する費用、ロゴマーク、マスコットキャラクター等の制定に要する費用、インフォメーションセンター運営費など・海外広報宣伝費 (28) 海外における大阪・関西万博の認知拡大及び集客のための活動の実施に関する費用、海外からの出展を勧誘するためのPRに要する費用、国際シンボジウムの開催に要する費用、BIE総会等の対応に要する費用など・報道対応費 (14) メディアセンターの運営費用、その他報道に関する費用、プレスプレビューに要する費用、パブリシティ実施に要する費用など	76
催事費	開会・閉会セレモニーなどの公式行事実施に要する費用、開催者が開催するデイリーショー、ナイトショーなど の企画、開催費用など	54
会場管理費	・会場運営管理費 (138) 会場内の輸送システム、警備、救急救護、消防、清掃等に要する費用、会場内営業者の管理指導に要する費用、博覧会会場の土地使用料など (※公式参加者には土地使用料を請求しない。ただし、土地使用料については、開催者が参加者から土地 使用料を徴収する面積、期間のみ大阪市へ支払う。) 施設管理費 (60) 会場内の電気、ガス、上下水道等の供給処理施設及び情報通信施設等の維持管理に要する費用、光熱 水費など (※電気、ガス、水道等の料金は、開催者が一体的に支払い、その費用は参加者から使用料として徴収し、 収入に計上する。) ・来客対応費 (70) 会場全体における観客接遇・案内、入場者予測、迎賓館の運営に要する費用など	268
協会管理費	博覧会協会の直接雇用にかかる費用、事務所賃借料などの一般管理費のほか、金融機関からの借入金に 対する利息、大阪・関西万博開催に向けた調査検討に要する費用など	101
その他経費	・輸送・通関関連費用及び住宅関連費用 (123) 会場外駐車場の運営管理、会場外駐車場と会場を結ぶシャトルバス等の運営などの観客輸送に要する費用。 海外から会場に持ち込まれる展示品に関する通関貨物取扱費などの通関に要する費用、公式参加者のスタッフなど国内外参加者への住宅提供に要する費用など ・BIE 納付金 (12) 入場料の2%に当たる金額を納付する。(11.6百万米ドル) ・予備費 (25) 万一の場合の費用	160
合 計		737

6.3.2 財源

運営費の財源は、主に入場券売上げであり、その他には、飲食・物販事業者からのロイヤリティ、ライセンス・関連商品、出展スペース賃料、公式参加者からのロイヤリティ、参加者などが使用した実費を徴収する水道光熱費などの供給処理施設収入などを予定している。このほか、催事などの財源に充当するために幅広い層からスポンサーを募るスポンサーシップ制度を検討している。(第5章参照)

これらの収入の大半は、開催直前まで発生しない一方、支出については、大阪・関西万博開催計画の策定に要する経費や機運醸成に要する経費、

博覧会協会の職員の給料などの一般管理費が先 行して発生している。

この収入が発生するまでの間に必要となる資金の調達は、金融機関からの借入れ等で賄う。

表6-6: 財源の概要

区分	金額(百万米ドル)
入場券売上げ	640
飲食事業者からのロイヤリティ	11
物販事業者からのロイヤリティ	31
ライセンス・関連商品	7
出展スペース賃料	18
公式参加者からのロイヤリティ	8
供給処理施設収入	15
スポンサー収入	7
合 計	737

6.3.3 キャッシュフロー

(百万米ドル)	

x 0-1 .)	住名貝のイヤノノエノロー							(百	万米ドル
	項目	合計	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
支出	共創事業費	78	1	3	3	4	7	15	45
	広報宣伝費	76	7	5	6	10	10	16	21
	催事費	54	0	0	1	1	3	11	39
	会場管理費	268	0	19	19	35	34	53	107
	協会管理費	101	5	14	13	14	15	19	20
	その他経費	160	0	4	7	8	13	53	74
	合 計	737	13	45	48	72	81	168	306
収入	入場券売上げ	640	0	0	0	0	96	114	430
	飲食事業者からのロイヤリティ	11	0	0	0	0	0	0	11
	物販事業者からのロイヤリティ	31	0	0	0	0	0	0	31
	ライセンス・関連商品	7	0	0	0	0	0	2	5
	出展スペース賃料	18	0	0	0	0	0	0	18
	公式参加者からのロイヤリティ	8	0	0	0	0	0	0	8
	供給処理施設収入	15	0	0	0	0	0	0	15
	スポンサー収入	7	0	0	0	0	0	5	2
	合 計	737	0	0	0	0	96	121	520
ネット現金残高		-14	-45	-49	-72	14	-47	213	
累積残高			-14	-59	-108	-180	-166	-213	0

注1) 2019年12月時点 注2) 2025年の支出には、2026年の精算に係る支出額を含む。 注3) 端数処理のため合計額が一致しないことがある。

6.4

途上国支援プログラム

会場建設費、運営費で行う事業に加えて、開発途上国に対する充実した支援を行うことを日本国政府は約束している。支援対象国に対しては、モジュール又は共同館での出展参加を呼び掛ける。それぞれの国は、会場内に7館設置される共同館から、希望する共同館を選択することができ、モジュール出展についても、支援対象国に対しては優遇された賃料で提供する。

さらに、支援対象国に対しては展示の企画・準備の支援を行う。各国にニーズを聞き、それぞれの課題を理解し、包括的な支援を行う。

援助を受ける国は、80から100を想定しており、 援助総額は、2億1,800万ドル(1国当たりの平 均金額:220万ドル)を見込んでいる。

· 後発開発途上国 (LDCs)

後発開発途上国(LDCs)は、国連開発計画委員会(CDP)が認定した基準に基づき、 国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国。

 低所得国(LICs)、低中所得国(LMICs) 低所得国(LICs)は、2016年の1人当たりGNIが1,005米ドル以下の国、低中所得国(LMICs)は、2016年の1人当たりGNIが1,006米ドル以上、3,995米ドル以下の国。これらの定義はOECD/DACがODA受取国リストで採用している世界銀行の分類によるものである。

· 小島嶼開発途上国(SIDS)

小島嶼開発途上国(SIDS)は、地球温暖化による海面上昇等の被害を受けやすく、島国固有の問題(少人口、遠隔性、自然災害等)による脆弱性のために、持続可能な開発が困難だとされる、小さな島で構成される開発途上国。

• 内陸開発途上国 (LLDC)

内陸開発途上国(LLDC)は、国土が海から隔絶され、地勢的に開発に不利な途上国。

・その他、大阪・関西万博のテーマを十全に達成する観点から支援対象とされる国。

なお、財源については、国費、開催者の運営費等を想定しており、それぞれの負担額は、今後決定する。

キャッシュフロー(年度別費用)は、途上国支援を実施していく際に算定する。

6.4.1 費用内訳

表6-8:途上国支援の概要

内 訳	内 容	金額(百万米ドル)
会場費	パビリオンの建築、設計、装飾及び撤去に係る費用や展示品の輸送関連費用 (※パビリオン建築費等については、会場建設費に一部含まれている。)	118
運営費	展示コンサルタントによる支援、開催前に各国スタッフを日本に招いて実施する イベント前のガイダンスに係る費用、施設メンテナンス、会場アテンダント、警備、 清掃及び通訳に要する費用や水道、電気、保険などの費用	32
コミュニケーション費用	大阪・関西万博期間中及び前後のコミュニケーションに関する全面的なサポートを行う。具体的には、ウェブや広報媒体を通じた支援対象国の情報発信、イベント企画・運営、各国からの報道機関招聘などを行う費用	37
旅費·宿泊費	各国のスタッフとその家族、各国の学芸員の旅費、宿泊費及び食事代、上述の開催前のガイダンスに参加するスタッフの旅費及び宿泊費、母国からのナショナルデーイベントに参加するVIP、関連スタッフ及び出演者の旅費、宿泊費及び食事代会場と宿舎を結ぶシャトルバスに要する費用	26
ナショナルデー費用	ナショナルデーのイベント開催費用	5
合 計		218

注) 支援予定総額は、23,952,110,000円を基準にしている。

6.5 関連事業費

鉄道建設、道路整備、インフラ及び土地造成等の関連事業については、夢洲まちづくり構想検討会(大阪府・大阪市・関西の経済団体が参加する検討会)において策定された「夢洲まちづくり構想」に位置づけられている。これらの事業については、事業主体である地元自治体が、会場建設費とは別に、予算化し事業を推進している。

鉄道建設とは、地下鉄夢洲駅 (仮称) までのインフラ整備、輸送力の増強を指し、道路整備とは、此花大橋・夢舞大橋の4車線から6車線への拡幅等を指す。

土地造成とは、万博会場に必要となる南側エリア30haの埋立て・盛土を指す。

整備スケジュールについては、鉄道建設及び道路整備は2025年3月末までに事業完了、土地造成は2023年3月末までに完了する予定である。

図6-1: 夢洲インフラ整備の概略工程表(案)

到して、多川インノノ正備の「城崎工程教(来)								
項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大阪-関西万博								開催
埋立て·盛土 (万博会場)		地盘	を改良・盛:	±				
観光外周道路		設計等			工事			
高架道路		設計等			工事			
鉄道[事前調査]	1	基本検討調査等						
鉄道[インフラ部]			設計等	I	事(開業	集備込)		
鉄道[インフラ外部]					設計等	工事(開	業準備込)	
夢洲幹線道路		設	计等		I	事		
舞洲幹線道路		設	计等	工事				
此花大橋(6車線化)		設計	等	工事				
夢舞大橋(6車線化)		設計等		工事				
係留施設等			設計等	工事		設計等	工事	
	1	1			1			1

- ※ 事業費、スケジュールは精査中である。
- ※ 鉄道について
 - インフラ部:鉄道軀体(シールドトンネル等)
- インフラ外部:レール・電気設備等 ※ 日本の会計年度は4月~翌年3月である。

6.5.1 費用内訳

表6-9:関連事業費の概要

区分	内 容		金額 (百万米ドル)
鉄道建設	地下鉄の延伸 輸送力の増強	(491) (91)	582
道路整備	此花大橋、夢舞大橋の拡幅 夢舞幹線道路等の拡幅	(25) (9)	34
土地造成	夢洲南側エリア(30ha)の埋立て・盛土		45
合 計			661

6.5.2 財源

表6-10: 財源の概要

区分	金額(百万米ドル)
地元自治体等	661

注)日本国政府が財政的補助を実施する場合は、地元自治体は、補助を受ける予定である。

附属資料

6-1. 参加費用

参加費用

開催者は、様々なタイプの展示施設を参加者に対して提供する。これにより、参加者は、予算内で自らの展示目的を実現するために展示制作をカスタマイズすることができる。

参加者には、主に4つの参加形態で、それぞれの展示計画に基づき、展示をするために必要なパッケージを提供し、参加者は、参加形態に応じて必要なコストを負担する。

A.1.1 参加主体・参加形態ごとの費用 負担

A.1.1.1 参加国·国際機関

参加国や国際機関は、その資金力・運営力に 基づき、敷地渡し、モジュール、共同館から参加 形態を選択することができる。

(敷地渡しによる出展)

開催者が参加者に敷地を渡し、参加者がパビリオンを建築する。参加者は、大阪・関西万博終了後、パビリオンの解体・撤去を行い、引渡し時と同一の状態に戻す責任がある。

ユーティリティは、敷地境界まで開催者が設置する。ユーティリティへの接続と敷地内への設置は参加者の責任とする。(建築工事で必要となる給水、電力などについては、当初は工事用仮設配管などにより供給する可能性がある。しかし、その場合でも、電力、給水などの使用料は、恒久・工事用仮設配管のいずれでも料金の差はなく、市場価格となる。)

(モジュール出展)

開催者がパビリオンを建築して、参加者に展示スペースを提供する。参加者はこれを借り受け、自6展示設備や内装、展示空間を作り上げる。

引渡し時、モジュールパビリオンには汚水、雨水排水、上水、電気、通信等のユーティリティを完備する。参加者の設備をユーティリティへ接続することは参加者の責任とする。この参加形態を選択した参加者は、開催者にモジュール賃料を支払う。

(共同館出展)

共同館は、会場内に7館を確保する。参加者は館内の区画を借り受け、自ら展示設備や内装を行って展示空間を作り上げる。共同館は、参加者が様々なレイアウトの中から希望するものを選択できるような設計とする。引渡し時、共同館には、汚水、雨水排水、上水、電気、通信等のユーティリティを完備する。参加者の設備をユーティリティへ接続することは参加者の責任とする。

参加者は開催者に展示スペース賃料を支払うが、途上国支援対象国については展示スペース 賃料を無償とする。

A.1.1.2 その他の参加者

A.1.1.2.1 自治体

関西地方の自治体を想定している。自治体は 敷地渡しによる出展形態で参加する。

参加者は、パビリオン建築、制作全般、備品、システム機器等を含む自らの設置物を自ら計画・ 運営することで、大阪・関西万博のテーマに沿ったコンテンツを制作することができる。

A.1.1.2.2 民間企業

国内外の主要民間企業を想定している。原則 として、民間企業は敷地渡しによる形態で参加す るが、開催者が建築するテーマ館に入ることも想 定している。

参加者は、参加形態に応じ、自らの設置物を自ら計画・運営することで、大阪・関西万博のテーマに沿ったコンテンツを制作することができる。 民間企業は、開催者に土地使用料を支払う。

A.1.1.2.3 NGO・NPO・市民グループ・中小 企業・個人

NGO・NPO・市民グループ・中小企業・個人の参加者に対しては、開催者が、展示やサービス提供に使用可能である可動式のワゴン・ブースを提供する。参加者は、これらのワゴン・ブースの使用料を支払う。

開催者は、公式参加者のパビリオンの妨げにならないように、ワゴンやブースの提供を行う。

A.1.2 参加形態ごとの参加費用モデル

各モデルは、現時点の物価水準で見積もってい る。

展示面積は、延床面積の60%で計算している。 展示工事費や運営費は、参加者が選んだパビリオンの構造や展示内容などにより、大幅に異なる場合がある。

モジュール、共同館の展示スペース賃料は、 BIE加盟国の場合、15%割引となる。

※端数処理のため合計額が一致しないことがある。

表6A-1:各項目の解説

a) 建築工事費

建築設計	建築物の設計費用、参加者は、選任した設計者とともに自らの建築物の設計を行う。 なお、すべての建 築物は、日本の建築基準法に従う必要がある。
建築工事	建築物の工事に関連する費用。参加者が自国の建築請負業者もしくは作業員を利用したい場合は、日本 の建築基準法及び工事ルールに基づき調整を行わなければならない。
什器備品、システム機器	建築工事に附帯する電気、空調及び給排水等の設備である。
撤去	すべての参加者は、大阪・関西万博閉会に際し、内装、設備、展示物、システム機器を含む、自らが建築した建築物の速やかな撤去を請け負うこととする。

b) 展示工事費

展示工事	インテリア・デザインをはじめとする展示空間を制作するためのあらゆる費用である。内装や看板、照明、音響システムを含む。
什器備品、システム機器	展示に必要なテーブルやその他の家具類、展示パネル等の設備である。

c) 運営費

人件費	展示施設に必要となる人件費。施設のアテンダントや来場者向けガイド及び施設内の警備、清掃、施設 管理に係る人件費を含む。
施設維持費	展示施設の維持・管理に係る様々な費用。破損や傷みを発見した場合、速やかに補修を行う必要がある。
光熱水費	水道・電気・ガス及び排水等の費用に加えて、施設運用に関連する一部通信費を含む。
火災保険	施設の瑕疵に起因する火災についての賠償請求及び火災による破損をカバーする。
包括賠償保険	来場者やスタッフ等の負傷や事故についての賠償請求及び施設の瑕疵についてカバーする。
コンサルタント料	日本の規範や習慣に馴染みのない参加者、国際博覧会への出展経験の少ない参加者を支援するための コンサルタント費用。 コンサルタントは、建築、運営及びスケジュール・予算管理に関連したプロジェクト支援の他、各種契約交 渉に関連した事象についてのコンサルティングを行う。

d) 展示スペース賃料

展示スペース賃料	モジュール出展及び共同館出展の参加者は、使用する面積に応じて、開催者に展示スペース賃料を支払 う必要がある。
	プルタボのの。 ただし、途上国支援プログラムの支援対象国が、共同館出展を行う場合には、展示スペース賃料を支払う必要はない。

表6A-2: 人件費の想定基本単価

項目	単位	単価
ディレクター	米ドル/人・日	393.94
通訳·秘書·涉外等	米ドル/人・日	1,022.73
アテンダント	米ドル/人・日	238.64
事務·警備·清掃	米ドル/人・日	119.32

A.1.2.1 敷地渡しによる出展

参加者が自らパビリオンを建築する参加形態である。

表6A-3:敷地渡しによる出展の参加費用モデル(1階建ての場合)

a) 敷地面積-大(3,500m²

a) 敷地面積-大(3,50	00m²)						(千米ドル
建築工事費:		単価				数量	費用
建築設計	建築工事	8,073	千米ドル	×		10%	807
建築工事		3.36	千米ドル/m²	×	延床面積	2,400m²	8,073
什器備品、システム機器	建築工事	8,073	千米ドル	×		10%	807
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	延床面積	2,400m²	3,818
						ā†	13,505
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	1,440m²	6,545
什器備品、システム機器	展示工事	6,545	千米ドル	×		10%	655
						ā†	7,200
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	2,400m²	3,185
施設維持費	建築工事 +展示工事	14,618	千米ドル	×		2%	292
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	2,400m²	655
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	2,400m²	6
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	2,400m²	11
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						計	4,258
合 計							24,964

b) 敷地面積 - 中 (1,750m²) (千米ドル) 単価 建築工事費: 数量 費用 建築設計 4,036 千米ドル 建築工事 10% 404 建築工事 1,200m² 4,036 3.36 千米ドル/m² 延床面積 什器備品、システム機器 10% 404 建築工事 4,036 千米ドル 1.59 千米ドル/m² 1,200m² 1,909 撤去 延床面積 計 6,753 単価 展示工事費: 数量 費用 展示工事 4.55 千米ドル/m² 展示面積 3,273 $720m^2$ 什器備品、システム機器 展示工事 3,273 千米ドル 327 10% 計 3,600 数量 運営費: 単価 費用 人件費 1.33 千米ドル/m² 延床面積 1,200m² 1,593 施設維持費 建築工事 +展示工事 7,309 千米ドル 2% 146 光熱水費 0.27 千米ドル/m² 延床面積 1,200m² 327 火災保険 2.45 **米ドル/m²** 延床面積 1,200m² 3 包括賠償保険 4.55 **米ドル/m²** 延床面積 1,200m² 5 コンサルタント料 13.64 千米ドル/月 8か月 109 計 2,184 合 計 12,536

c) 敷地面積 - 小 (900m²)

(千米ドル)

建築工事費:		単価				数量	費用
建築設計	建築工事	2,018	千米ドル	×		10%	202
建築工事		3.36	千米ドル/m²	×	延床面積	600m²	2,018
什器備品、システム機器	建築工事	2,018	千米ドル	×		10%	202
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	延床面積	600m²	955
						計	3,376
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	360m²	1,636
什器備品、システム機器	展示工事	1,636	千米ドル	×		10%	164
						₽†	1,800
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	600m²	796
施設維持費	建築工事 +展示工事	3,654	千米ドル	×		2%	73
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	600m²	164
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	600m²	1
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	600m²	3
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						計	1,146
合 計							6,323

注1) 建ペい率は70%で計算している。 注2) 出展者が公式参加者の場合、土地使用料は不要だが、民間企業の場合は、土地使用料が必要となる。 注3) 自己建築型パビリオンは、容積率400%を上限として、積層化することが可能である。復層階等とした場合、建築工事費が増加することが考えられる。 なお、2階建ての場合、敷地面積当たりの延床面積は2倍となり、延床面積当たりの建築工事単価は、2.94千米ドル/㎡となる。 注4) 展示工事に関する撤去費は、建築工事費に含まれる。

表6A-4:敷地渡しによる出展の参加費用モデル(2階建ての場合)

a) 敷地面積-大	(3,500m ²)
-----------	------------------------

(千米ドル)

							(1)(1-10)
建築工事費:		単価				数量	費用
建築設計	建築工事	14,095	千米ドル	×		10%	1,409
建築工事		2.94	千米ドル/m²	×	延床面積	4,800m²	14,095
什器備品、システム機器	建築工事	14,095	千米ドル	×		10%	1,409
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	延床面積	4,800m²	7,636
						計	24,550
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	2,880m²	13,091
什器備品、システム機器	展示工事	13,091	千米ドル	×		10%	1,309
						ii t	14,400
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	4,800m²	6,371
施設維持費	建築工事 +展示工事	27,185	千米ドル	×		2%	544
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	4,800m²	1,309
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	4,800m²	12
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	4,800m²	22
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						計	8,366
合 計							47,316

b) 敷地面積 - 中 (1,750m²) (千米ドル) 建築工事費: 単価 数量 費用 7,047 千米ドル 705 建築設計 建築工事 10% 2.94 千米ドル/m² 建築工事 7,047 延床面積 2,400m² 705 什器備品、システム機器 7,047 千米ドル 建築工事 10% 1.59 千米ドル/m² 延床面積 2,400m² 3,818 撤去 計 12,275 展示工事費: 単価 費用 数量 4.55 千米ドル/m² 1,440m² 展示工事 × 展示面積 6,545 什器備品、システム機器 展示工事 6,545 千米ドル 655 10% 計 7,200 数量 運営費: 単価 費用 人件費 1.33 千米ドル/m² × 延床面積 2,400m² 3,185 施設維持費 建築工事 +展示工事 13,593 千米ドル 2% 272 0.27 千米ドル/m² 光熱水費 延床面積 2,400m² 655 火災保険 2.45 米ドル / m² 延床面積 2,400m² 6 包括賠償保険 4.55 米ドル/m² 延床面積 2,400m² 11 コンサルタント料 13.64 千米ドル/月 × 8か月 109 計 4,238 合 計 23,713

c) 敷地面積 - 小 (900m²) (千米ドル) 単価 建築工事費: 数量 費用 建築設計 3,524 千米ドル 建築工事 10% 352 建築工事 1,200m² 3,524 2.94 千米ドル/m² 延床面積 什器備品、システム機器 10% 352 建築工事 3,524 千米ドル 1.59 千米ドル/m² 1,200m² 1,909 撤去 延床面積 計 6,137 単価 展示工事費: 数量 費用 展示工事 4.55 千米ドル/m² 展示面積 3,273 $720m^2$ 什器備品、システム機器 展示工事 3,273 千米ドル 327 10% 計 3,600 運営費: 単価 数量 費用 人件費 1.33 千米ドル/m² 延床面積 1,200m² 1,593 施設維持費 建築工事 +展示工事 6,796 千米ドル 2% 136 0.27 光熱水費 千米ドル/㎡ 延床面積 1,200m² 327 火災保険 2.45 **米ドル/m²** 延床面積 1,200m² 3 包括賠償保険 4.55 **米ドル/m²** 延床面積 1,200m² 5 コンサルタント料 13.64 千米ドル/月 8か月 109 計 2,173 合 計 11,911

A.1.2.2 モジュール出展

開催者がモジュールパビリオンを建築し、参加者はモジュールパビリオンを借り受け、自らの内装・展示物の設置を行う参加形態である。

表6A-5: モジュール出展の参加費用モデル

a) モジュール面積 - 大

(千米ドル)

							(/(///)
展示スペース賃料:		単価				数量	費用
展示スペース賃料		1,345	米ドル/m²	×	延床面積	1,200m²	1,615
						≣ †	1,615
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	720m²	3,273
什器備品、システム機器	展示工事	3,273	千米ドル	×		10%	327
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	展示面積	720m²	1,145
						計	4,745
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	1,200m²	1,593
施設維持費	展示工事	3,273	千米ドル	×		2%	65
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	1,200m²	327
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	1,200m²	3
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	1,200m²	5
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						ā†	2,103
合 計							8,463

b) モジュール面積 - 中

(千米ドル)

							(1 7 1 1 1 7 7
展示スペース賃料:		単価				数量	費用
展示スペース賃料		1,345	米ドル/m²	×	延床面積	600m²	807
						計	807
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	360m²	1,636
什器備品、システム機器	展示工事	1,636	千米ドル	×		10%	164
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	展示面積	360m²	573
						ā†	2,373
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	600m²	796
施設維持費	展示工事	1,636	千米ドル	×		2%	33
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	600m²	164
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	600m²	1
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	600m²	3
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						計	1,106
合 計							4,286

c) モジュール面積 - 小

(千米ドル)

展示スペース賃料:		単価				数量	費用
展示スペース賃料		1,345	米ドル/m²	×	延床面積	300m²	404
						計	404
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	180m²	818
什器備品、システム機器	展示工事	818	千米ドル	×		10%	82
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	展示面積	180m²	286
						計	1,186
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	300m²	398
施設維持費	展示工事	818	千米ドル	×		2%	16
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	300m²	82
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	300m²	1
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	300m²	1
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						計	608
合 計							2,198

A.1.2.3 共同館出展

参加者が、共同館の区画を借り受け、自ら展示物の設置を行う参加形態である。

表6A-6: 共同館出展の参加費用モデル

a) 区画面積 - 大

展示スペース賃料:		単価				数量	(千)費(用)
展示スペース賃料		1,345	米ドル/m²	×	延床面積	300m²	404
						B†	404
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	180m²	818
什器備品、システム機器	展示工事	818	千米ドル	×		10%	82
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	展示面積	180m²	286
						ā†	1,186
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	300m²	397
施設維持費	展示工事	818	千米ドル	×		2%	16
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	300m²	82
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	300m²	1
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	300m²	1
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						ā†	607
合 計							2,197

b) 区画面積 - 中 (千米ドル) 展示スペース賃料: 単価 数量 費用 展示スペース賃料 1,345 米ドル/m² × 延床面積 200m² 269 計 269 展示工事費: 単価 数量 費用 展示工事 4.55 千米ドル/m² × 展示面積 120m² 545 什器備品、システム機器 展示工事 545 千米ドル 10% 55 1.59 千米ドル/m² 展示面積 191 撤去 120m² 計 791 運営費: 数量 単価 費用 人件費 1.33 千米ドル/m² × 延床面積 200m² 265 展示工事 11 施設維持費 545 千米ドル 2% 0.27 千米ドル/m² 延床面積 200m² 光熱水費 55 火災保険 2.45 米ドル/m² 延床面積 200m² 0.5 包括賠償保険 4.55 米ドル/m² × 延床面積 200m² 1 13.64 千米ドル/月 コンサルタント料 8か月 109 × 計 441 合 計 1,501

c)区画面積 - 小							(千米ドル)
展示スペース賃料:		単価				数量	費用
展示スペース賃料		1,345	米ドル/m²	×	延床面積	82m²	110
						計	110
展示工事費:		単価				数量	費用
展示工事		4.55	千米ドル/m²	×	展示面積	49m²	224
什器備品、システム機器	展示工事	224	千米ドル	×		10%	22
撤去		1.59	千米ドル/m²	×	展示面積	49m²	78
						計	324
運営費:		単価				数量	費用
人件費		1.33	千米ドル/m²	×	延床面積	82m²	109
施設維持費	展示工事	224	千米ドル	×		2%	4
光熱水費		0.27	千米ドル/m²	×	延床面積	82m²	22
火災保険		2.45	米ドル/m²	×	延床面積	82m²	0.2
包括賠償保険		4.55	米ドル/m²	×	延床面積	82m²	0.4
コンサルタント料		13.64	千米ドル/月	×		8か月	109
						計	245
合 計							680

A.1.2.4 ブース・ワゴン出展

ブース・ワゴン出展は、大阪・関西万博の『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマや「未来社会の実験場」というコンセプトに基づいて、様々な参加者間で、より深い交流やコミュニケーションが行われる本万博において、誰でも参加できるようにすることを目的とした新しいタイプの参加形態である。NGO・NPO・市民グループ・中小企業・個人などの資金力に制限のある参加者が、参加しやすいよう設定した。これにより、参加者の多様性を増すことができる。

なお、ブース・ワゴン出展は、公式参加者のパビリオンの妨げにならないよう設置する。

(ブース出展)

ブース出展は、共同館における出展と類似したものである。テーマ館の内部に設置することを想定しており、テーマ館の展示分野に沿った内容を展示する。参加者は、数か月単位で契約可能であり、ブースでは、各展示期間に応じて、展示が変わることとなる。共同館に比べ、期間を限定することやスペースを小さくすることで、より安価に出展することができる。参加者は、自らの展示に関する費用を負担するほか、賃貸期間に応じて賃料を支払う。

(ワゴン出展)

ワゴン出展は、開催者が制作したワゴンを万博期間中、参加者が借り受け、適宜運営するシンプルな展示である。5つの広場「空」の中でスペースを割り当て、そこでの出展を想定している。ワゴンは可動式で、他の展示、催事と連携して、参加者が希望する時に、展示を行う。

参加者は、自らの展示に関する費用を負担する ほか、ワゴンの使用料を支払う。

※ブース・ワゴン出展の運用については、現在想 定している内容である。

A.1.3 その他の費用

参加者のスタッフは、自らの移動・宿泊費を負 担する。表6A-7に、一般費用の概略を示す。

表6A-7:滞在費

a) 日常的な物品・サービスの費用

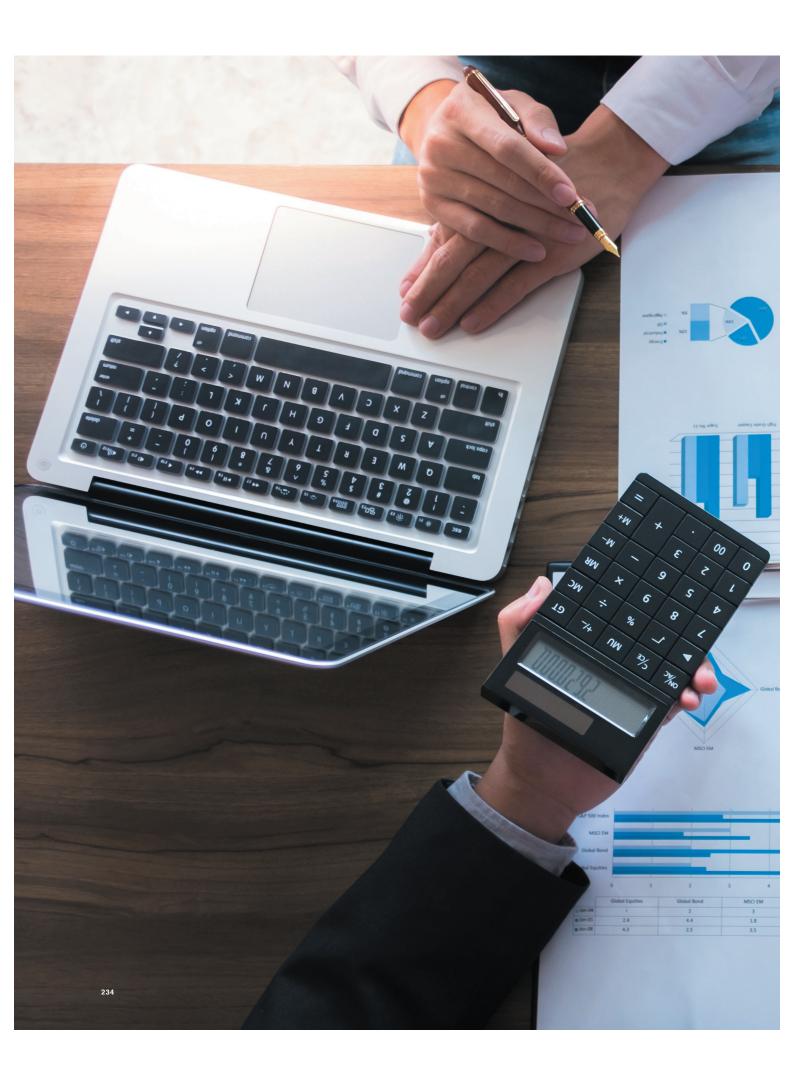
項目		単価 (米ドル)	注記	
移動	b			
	鉄道	最低料金:約1.36	料金はオペレーターによって異な 距離ごとに変わる。	
	地下鉄	最低料金: 約1.64	_	
	バス	均一料金:約1.91	-	
	タクシー	最低料金: 約6.18	-	
	参加者の宿泊施設と会場間の移動手段として、公共交通機関 定である。	のほか、シャトルバスを運行する予定である。その運賃にて	ついては、過去博を参考に設定するう	
参考	::大阪市中心部から会場周辺までの移動			
	大阪駅からコスモスクエア駅まで	3.55	鉄道、片道	
	弁天町駅からコスモスクエア駅まで	2.09	鉄道、片道	
	大阪中心部から夢洲まで	約46.18	タクシー、片道	
参加	1者の宿泊費			
	約50㎡の部屋を2人で使用する場合	約1,200(市場価格やその他状況を反映)	1 か月、2019年での概算に基づ	
ホテ	· ·ル滞在			
	5つ星ホテル	約436.41	2人使用の場合、1泊あたり	
	4つ星ホテル	約258.67	2人使用の場合、1泊あたり	
	シティホテルのスタンダードツインルーム	約136.36	1 泊あたり	
-	ビジネスホテルのツインルーム	約81.82	1 泊あたり	
賃貸	住宅の家賃			
	ワンルーム	約27.27~45.45	1カ月以上の長期滞在をする場合 1泊あたり	
1食	当たりの食費			
-	関西地方では、料理の選択肢が沢山あり、価格も様々である トメニューが約4.55米ドルで食べることができる。	る。 ファストフードにおいては、日本のそば・うどんが約2.7:	2米ドル、ハンバーガーチェーンのセ	
ヘア	プカット			
	理容室/美容院でのヘアカット	約10.09~31.82	店舗により料金体系が異なる。	

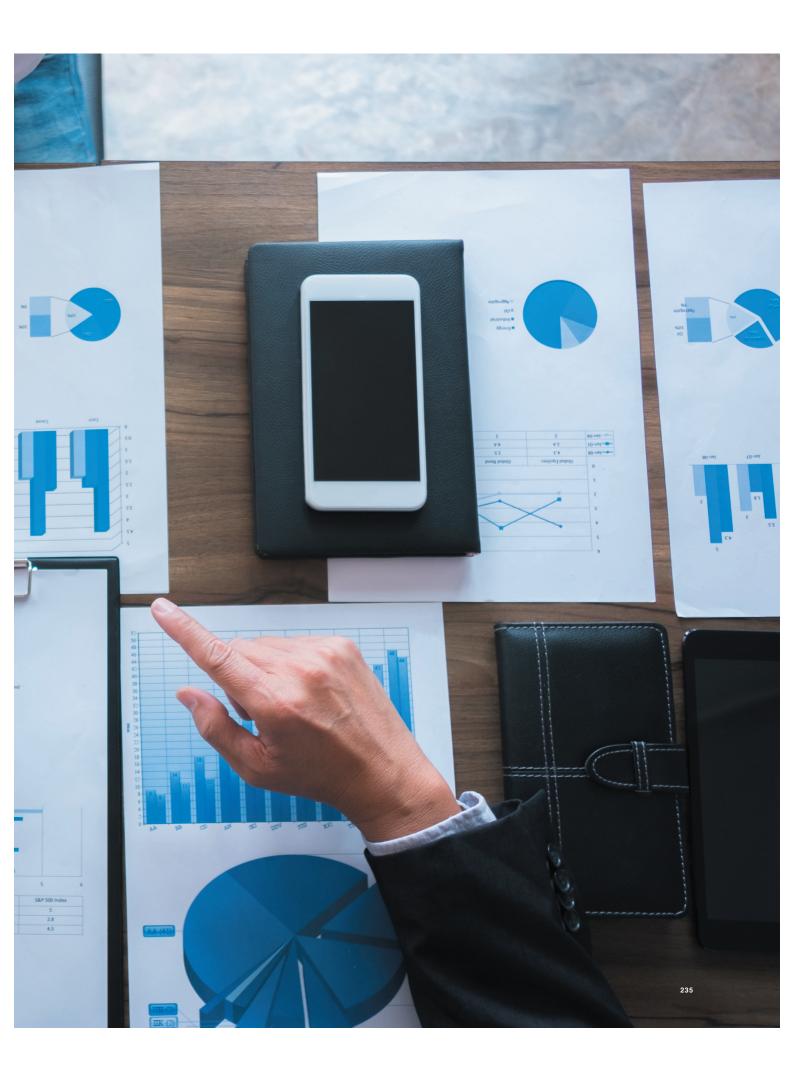
b) 光熱水費

費目	単価	コメント
電気	約0.18~0.27/kWh	2019年12月時点における関西電力株式会社の関西地 方消費者向け価格
給排水	約1.54~2.80/m³	2019年12月時点における大阪市の関西地方消費者向け 価格
ガス	約1.33~2.20/m³	2019年12月時点における大阪ガス株式会社の関西地方 消費者向け価格
ガソリン	プレミアム1.43/ℓ	資源エネルギー庁 2019年12月時点
	レギュラー1.33/ℓ	
	暖房用オイル0.93/ℓ	_

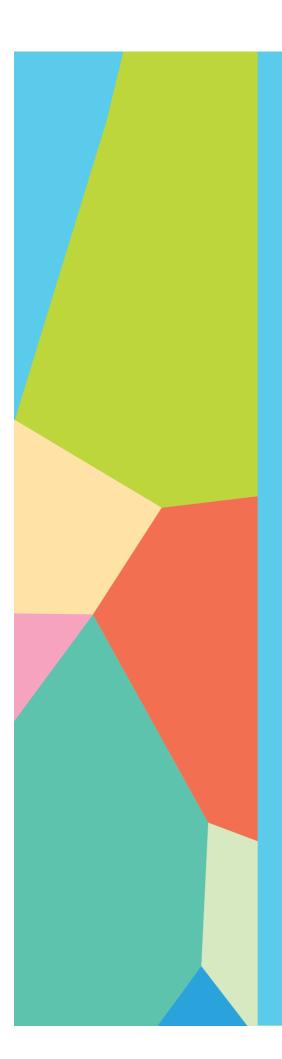
c) 保険

開催者は、要望に応じて参加者にスタッフの医療保険など様々な保険を提示する





第 7 章 レガシー



7.1	レガシーの重要性	238
7.2 7.2.1	ハードレガシー 万博跡地におけるまちづくり	239 239
	周辺インフラ	240
	万博施設の再利用	240
7.3 7.3.1	ソフトレガシー 大阪・関西万博の理念、成果の継承と発展について	241 241
	意識・行動変容	242
	SDGs+beyond	242
	People's Living Lab(未来社会の実験場)	242
	日本の飛躍の機会	243
7.3.6	人材育成	 243

第7章 レガシー

<mark>7.1</mark> レガシーの重要性

国際社会は所得格差、社会不安の拡大、生活環境や働き方の変化、大規模な災害、高齢化社会等新たな課題にさらされている。大阪・関西万博におけるレガシーはそういった課題を踏まえ、国

際社会にとって先導的な意味を持つものにしてい かなければならない。

大阪・関西万博を通じて形成されたレガシーが、 日本のみならず全世界にとって恩恵をもたらすこと が重要である。

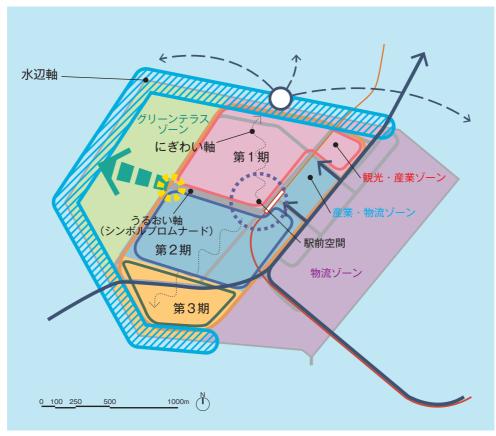


図7-1:夢洲まちづくり基本方針

7.2 ハードレガシー

7.2.1 万博跡地におけるまちづくり

7.2.1.1 夢洲まちづくり構想

関西経済団体、大阪府、大阪市(以下、「地元 自治体等」)は、大阪・関西万博の会場を含む夢 洲全体のまちづくり方針や土地利用等に関して、 2017年8月に「夢洲まちづくり構想」を策定した。

同構想では夢洲の東部を「物流ゾーン」「産業・物流ゾーン」、中央部を「観光・産業ゾーン」、西部を「グリーンテラスゾーン」とし、各ゾーンの土地利用方針が定められている。大阪・関西万博の会場は各ゾーンにまたがっているが、多くのパビリオンが建設されるエリアは主に「観光・産業ゾーン」に位置しており、世界中の人が訪れてみたいと憧れるエンターテイメント機能やレクリエーション機能を中心に先進技術等が体験できる空間の創出等産業振興に資する機能も導入する等、新たな国際観光拠点の形成を図るとしている。

2019年12月、同構想策定後の状況を踏まえ、 国際観光拠点の形成に向けて、今後の具体的なまちづくりを進めるために、地元自治体等は、その方向性を「夢洲まちづくり基本方針」としてとりまとめた。同方針では、土地利用の方針、インフラ等の整備方針、スマートなまちづくり等まちづくりの方向性が示されている。また、今後、夢洲での国際観光拠点の形成を具体化するに当たっては、観光施設及び物流施設のそれぞれが最大限に機能を発揮できるようまちづくりを進めるとともに、まちづくりの進展に応じて、地元自治体等を始めとする関係機関の連携が必要であるとしている。

7.2.1.2 マーケット・サウンディング

大阪市は、大阪・関西万博の理念等をレガシー として継承する方策について、実現可能な幅広い アイデア、民間の参画意向、市場性の有無等を 把握し、今後の検討に役立てることを目的としたマ ーケット・サウンディングとして、2019年3月に、 ①大阪・関西万博閉会後においても、引き続きそ の理念や取り組み等を継承していくための具体的 な方策や計画等、②夢洲の立地特性や周辺の景 観との調和に加え、大阪・関西万博の会場コンセ プト等に基づく空間の形成や活用の考え方を対象 区域のまちづくりに継承し、活用していくための着 眼点や具体化方策等、③夢洲における国際観光 拠点形成に向けて、大阪・関西万博を通して生み 出される国際的な観光魅力や交流等をレガシーと して継承していくという観点から、大阪・関西万博 跡地である対象区域への導入がふさわしいと考え られる機能や施設等、に関する提案を公募した。

マーケット・サウンディングの結果も踏まえつつ、 地元自治体等は万博の理念を継承したまちづくり を検討していく。

7.2.1.3 まちづくりの推進体制

大阪市は、2019年7月、大阪府と連携しながら、 夢洲まちづくりを推進するため、夢洲まちづくり推 進本部を設置した。

同推進本部が、開催者とも連携しながら、万博 跡地におけるまちづくりを推進していく。

7.2.2 周辺インフラ

夢洲まで延伸される鉄道が、大阪・関西万博終 了後も、夢洲と大阪市街地を結ぶ交通手段となり、 地域と観光客にとって重要な資産となる。

道路は、国際観光拠点の骨格を形成するとともに、周辺との道路ネットワーク形成を図り夢洲内の円滑な交通機能を確保する目的で付随する広場と共に大阪市が整備する。また、国際物流拠点と国際観光拠点が共存し、それぞれが十分な機能を発揮できるよう、大阪市は橋梁や幹線道路の拡幅を行うこととしている。

7.2.3 万博施設の再利用

大阪・関西万博の施設は、原則撤去となるが、 機械設備等再利用が可能なものについては開催 者が譲渡先を探して再利用し、再利用できないも のについては素材のリサイクル (再資源化)を行う。



ソフトレガシー

7.3.1 大阪・関西万博の理念、成果 の継承と発展について

大阪・関西万博は『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマの下、2030年を目標とする SDGsの 達成に向けた取組を加速させ、SDGs+beyondに向けたビジョンや目標を示すこ

とを目指す。

大阪・関西万博を一過性のイベントで終わらせるのではなく、大阪・関西万博が掲げた目的を実現していくために、理念や成果を継承し、発展させていくことが重要である。

このため、会期終了後に、大阪・関西万博の成果をレガシーとして取りまとめて発信していく等、体制を構築しながら、本万博の理念、成果を継承・発展させていくことを目指す。

7.3.2 **意識·行動変容**

会期中だけでなく、会期前から始まっているテーマフォーラム、ワークショップ、アイデアソン、プラットフォーム等様々な企画を通じて、万博に参加している人々は自らの望む生き方、可能性を発見することに加え、他者との交流を通じた共創の体験をする。これにより開催者はテーマ具現化に向けた人々の意識・行動変容をもたらすことを目指す。

その一人一人の意識・行動変容が大きなムーブメントになり、未来へ向かうエネルギーを生む万博として、大阪・関西万博終了後もSDGs等人類共通の課題解決に貢献していくためのソフトレガシーとなる。

7.3.3 SDGs+beyond

開催者は万博の開催を通じ、SDGs、Society5.0の実現に向けた取組が加速されることを目指す。具体的には、ベストプラクティスが共有され、様々な新たなプロジェクトが生まれていくことが期待される。

大阪・関西万博では、パビリオン展示に留まらず、 開催者はSDGs+beyondに向けた取組について 世界各国の有識者や来場者等が議論を行う場を 設け、その成果を発信することを目指す。具体的 には世界各国の有識者や来場者等が議論を行う 場を設け、議論の成果を「Expo 2025 Osaka, Kansai Agenda (仮称)」として取りまとめ、世界 に発信するような取組が考えられる。

7.3.4 People's Living Lab (未来社会の実験場)

大阪・関西万博では、会場を未来社会の実験場として、新たな技術、サービス及びシステムの実証、社会実装に向けたチャレンジを行っていく。こうした実証のプロセスや結果が大きなレガシーとなると同時に、様々な技術やシステムが社会に実装されていくことで、新たなビジネスが生まれていくことが期待される。

例えば、会場で実証された、AIによる人流の制御、多言語システム、次世代モビリティ等の知見や、地震や台風を意識した防災、減災技術を駆使したレジリエントな万博を実現するためのノウハウ等を世界に発信していき、未来社会の基盤構築のためのレガシーとして活用していく。

7.3.5 日本の飛躍の機会

大阪・関西万博を通じたSDGs達成に向けた様々な取組を通じて、「課題解決先進国」としての日本の姿をデザインし、その実現に向けた成長戦略を加速させていく。

大阪・関西万博は「いのち」に焦点を当てた万 博であるため、我々は大阪・関西のライフサイエン ス分野での大学・研究機関、産業の集積等の強 みを基に、そのイノベーティブな取組を進めていく。

大阪・関西万博は、「参加型」の万博として、 世界の多様な文化、価値観が交流しあい、新たな つながり、創造が促進される。これにより新たな文 化が生まれていく。

大阪・関西万博の開催中に訪れた観光客は、 夢洲を中心に日本各地の観光資源に触れること になる。観光客を受け入れる各地では国内外の 旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるように、 滞在時の快適性、観光の魅力向上に向けたハード、 ソフトのバリアフリー化や鉄道、バスターミナル等 における情報発信、利便性の向上を行い、付加 価値の高い観光の実現につなげていく。

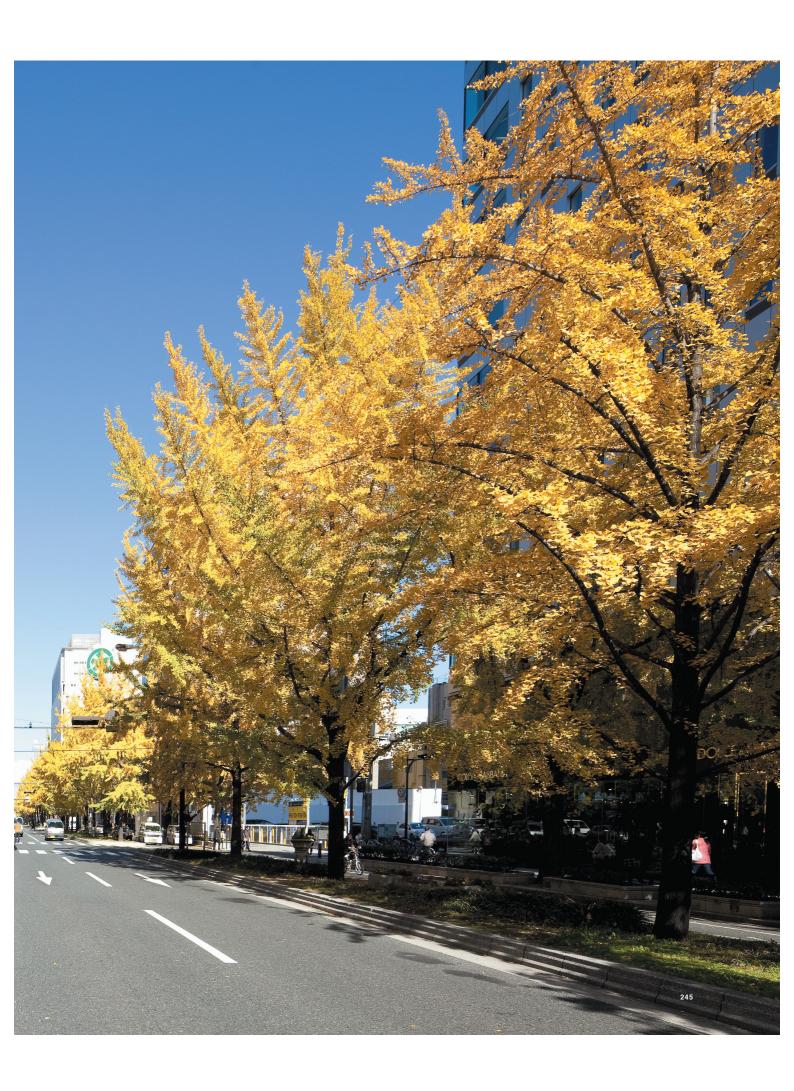
経済、社会、文化等あらゆる面において、大阪・ 関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の 契機となるだろう。

7.3.6 人材育成

開催者は今後、具体的に準備を進めていくに当たり、多様なバックグラウンドを持つ人から広く知恵を集めつつ、準備段階から多様な主体による共創を実現していく。様々なアイデアを取り入れることができるよう、年齢、性別、国籍等、様々な観点から多様性のある推進体制を構築していく。

例えば、未来社会を担う次世代の才能の飛躍 の機会とすべく、次世代を担う才能を積極的に発 掘するとともに、挑戦する機会を確保する。





第 8 章 法的文書



8.1 第1編	一般規則 総則	• 248 • 248
第2編	開催国の関係政府当局	·· 248
第3編	公式参加者	250
第4編	参加の一般条件	252
第5編	一般営業参加者の特別条件	. 260
第6編	博覧会が中止された場合の補償	- 261
8.2 第1編	参加契約書 総則	- 262 262
第2編	参加者の展示・	262
第3編	参加者の商業活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 264
第4編	参加者に与えられる便宜	- 266
第5編	発効	- 267
8.3	特別規則第1号	268
8.4	特別規則第2号	276
8.5	開催中止の場合の補償額を規定及び保証する文書	282
8.6	参加コスト	284
附属資料	8-1. 内閣総理大臣 書簡	288
	8-2. 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 書簡	292

第8章 法的文書

一般規則

第1編 総則

第1条 名称、テーマ、分類

日本の関西・大阪において、国際登録博覧会を開催する。本博覧会の名称を「2025年日本国際博覧会」(英語名Expo 2025 Osaka, Kansai, Japan)(以下「本博覧会」という。)とする。本博覧会のテーマを『いのち輝く未来社会のデザイン』とする。本博覧会のテーマの定義及びその展開の詳細は、第34条の特別規則第1号に定める。博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)は、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」(以下「条約」という。)の規定に従い、本博覧会を登録した。

第2条 会場

本博覧会の会場は、大阪湾岸部にある人工島となる夢洲に位置し、面積約390ヘクタールのうち155ヘクタールを展示エリアやその他の活動に用いる。

第3条 会期

本博覧会は、2025年4月13日(日)に開会し、 2025年10月13日(月)に閉会する。

正式な開会日前に、報道関係者等の特別な招待客のために1日又はそれ以上の公開日を設ける場合には、陳列区域政府代表団の運営委員会の同意を得て当該日程を決定する。

第2編 開催国の関係政府当局

第4条 本博覧会を所管する政府当局

本博覧会は、条約の締約国である日本国政府の経済産業大臣の権限下に置かれる。経済産業大臣は、本博覧会の成功及び名声を確保するために必要となる法的、財政的、その他の措置を準備し又は講ずる責任を負う。経済産業大臣は、博覧会政府代表を通じて、本博覧会に対する権限を行使し管理する。

第5条 博覧会政府代表

日本国政府は、博覧会政府代表を任命する。 博覧会政府代表は、本博覧会に関する全ての事 項について政府を代表する。博覧会政府代表は、 参加者に対する約束が確実に履行されることを確 保する責任を負う。博覧会政府代表は、作業計 画が尊重され、一般規則及び特別規則の総則が 履行されることを確保する。博覧会政府代表は、 本博覧会に対して規律権力を行使し、当該資格 において、いかなる活動も停止又は中止する権限 を有し、また、どのような原因があるにせよ、本博 覧会の相応の地位と適合しないものやリスクや責 任が生じる可能性のあるものを、いつでも撤退させ る権限を有する。開催者又は陳列区域政府代表が、 博覧会政府代表の決定に異議を唱える場合には、 当事者が尊重することを約束する第10条に定め る規定が適用される。この申立てには、保安上の 問題を除き、博覧会政府代表の決定は保留される。

博覧会政府代表は、自らの責任において、その 職員に権限の行使を委任することができる。

博覧会政府代表は、法令上及び事実上、専ら 公共的かつ非営利的な職務である場合を除き、開 催者の職務又は任務を代行してはならない。

第6条 博覧会政府代表と博覧会国際事務局 (BIE)との関係

博覧会政府代表が各国政府から参加決定の通知を受領した場合、具体的には各国政府が博覧会政府代表に対して、参加の受諾、自国の陳列区域政府代表の任命、参加国が選択した展示スペース等を通知する文書を受領し、参加契約書の署名を行った場合には、博覧会政府代表は速やかにBIEに通知する。

博覧会政府代表は、第34条に定める期間内に、特別規則の本文をBIEに提出する。博覧会政府代表は、主に会議の度ごとに報告を行うことにより、本博覧会の準備に関する全ての進捗状況についてBIEに十分に情報提供を行う。博覧会政府代表は、BIE旗及びBIEシンボルがBIEの定めた規則に従い使用されることを確保する。博覧会政府代表は、BIEが本博覧会に公式任務として派遣する代表団を受け入れる。

博覧会政府代表は、開催者があらゆる適切な方法で、特に全ての文書で言及することにより、本博覧会がBIEの定めた規則に従いBIEに登録されていることを示すことを確保する。

博覧会政府代表は、外国政府の参加を容易にし、本博覧会の成功を確保するために、開催国及び地方公共団体が採択した立法上、規制上、その他の文書を、しかるべき時期に、参加者のための情報としてBIEに通知する。

博覧会政府代表は、BIEの規則に従い、本博覧会の総入場料収入(消費税及び地方消費税を除く総収入)の2%分をBIEに支払う方法及び手続について、BIEと合意する(以下「入場料納付金」という。)。入場料の総額は、いかなる場合においても、第38条で規定される博覧会の中止に対する補償として想定される総額より下回ってはならない。

第7条 陳列区域政府代表団及び運営委員会

博覧会政府代表は、可能な限り早い機会に、参加国を代表する陳列区域政府代表会議を招集し、参加国の代表となる議長及び運営委員会を任命し、相互の利益に関わる問題を検討し、第10条に定める権限を行使する。

選出後に公式に参加する国の数が倍増した場合には、当該選出はもはや有効ではないものとして、 新たな選出が行われる。

運営委員会の議長が、何らかの理由で責務を 遂行することができない場合には、議長は運営委 員会の他のメンバーに自らの権限を委任する。

運営委員会の機能を規定する規則は、第34条 の特別規則第3号に定める。

第8条 博覧会の開催者

「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に従い、博覧会政府代表の権限を考慮し、本博覧会の準備、組織、運営及び管理は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「開催者」という。)が責任を負う。

博覧会政府代表は、本博覧会の運営組織の設立手続及び構成並びに開催国、場合によっては他の公共団体が署名した協定に基づく保証、便宜、制約に関する基本条件について、参加者及びBIEの公式記録のための情報として、BIEに通知する。

第3編 公式参加者

第9条 公式参加者

1.公式参加者とは、日本国政府から本博覧会への公式の参加招請を受諾した外国政府及び国際機関である。本博覧会に参加する全ての国の政府は、日本国政府により認められた陳列区域政府代表により代表される。本博覧会に参加する国際機関も、陳列区域政府代表を任命することができる。

公式参加者は、陳列区域政府代表及び開催者が署名し、博覧会政府代表が略式署名する参加契約書を開催者との間でそれぞれ締結する。 陳列区域政府代表は、自国の陳列区域の組織及び運営に全責任を負う。これには全ての出展者及び第4編第3章に定める商業活動の管理者が含まれるが、第5編に定める一般営業参加者は含まれない。

陳列区域政府代表は、自国の陳列区域のメンバーが、開催者が定めBIEが承認した規則を遵守することを保証する。

陳列区域政府代表には、自らの責務の遂行を可能とするために、第34条の特別規則第12号に定める便宜が与えられる。

外国の参加国の陳列区域のスタッフは、第34条の特別規則第6号に定める宿泊施設を利用できる。

2.全ての公式参加者は、自らの権利及び義務の 両方について、同一の規則を遵守する。開催 者は、開発途上国に供与される正当な技術的 及び財政的支援を除き、本条の例外を認めて はならない。

当該条件は、参加国及び国際機関のために、 BIEに提出する参加契約書に明記する。

3. 開発途上国への財政的支援に関する情報は、 BIEの協力を得て開催者が定める特別規則第 2号及び関連の参加ガイドラインに詳述する。

第10条 紛争の解決

公式参加者と他の公式参加者又は公式参加者 と開催者との間の紛争は、以下の方法で解決される。

- 1. 紛争が一般規則、特別規則又は参加契約書の解釈に関するものであり、条約又はBIEの義務的規則の観点から検討される場合には、陳列区域政府代表団の運営委員会は、場合によっては、BIE議長が関係するBIE副議長及び事務局長の支援を得て行う勧告を求めた上で、仲裁を行う。博覧会政府代表又は開催者も、BIE議長に意見を求めることができる。運営委員会の裁定は直ちに適用され、不服申立ては認められない。BIE総会の次回会合において、陳列区域政府代表団の運営委員会の解釈を今後の同様のケースに適用する先例として承認するか否かを発表し、承認しない場合には、これに代わる解釈を示す。
- 2. 紛争が展示物に関するものである場合には、 運営委員会は、条約第19条第3項に従い、 陳列区域政府代表団に通知する。
- 3. 一般規則の規定に従い、博覧会政府代表が解決しなければならない場合には、いずれの当事者も運営委員会の助言を事前に求めることを要求することができる。

4. その他の紛争について、各当事者は以下による仲裁を要求することができる。

第1段階: 博覧会政府代表のみによる仲裁 第2段階: 博覧会政府代表が陳列区域政府 代表団の運営委員会と協議した上で決定する 仲裁

第3段階: 陳列区域政府代表団の運営委員 会による仲裁

裁定は、より高い段階を選んだ当事者が要求 する段階で行われる。

5. 上述の仲裁は10日以内に行わなければならない。10日以内に行われない場合には、上記1、3及び4に関する紛争は陳列区域政府代表団に持ち込まれ、5日以内に裁定される。それ以外の場合には、紛争を提起した当事者の申立ては、不当とみなされる。

第4編 参加の一般条件

第1章 許可

第11条 物品及び展示材料の許可

第1条に定めるテーマに関連する物品及び展示材料のみが本博覧会への出展を認められる。

展示物の原産地は、条約第19条の規定により規律される。

本博覧会のテーマへの遵守手続は、第34条 の特別規則第1号に定める。

第12条 出展者の許可

参加国の陳列区域の出展者は、陳列区域政 府代表が選定し、その権限下に置かれる。

いずれの陳列区域にも属さない出展者は、開催者と直接交渉し、開催者は、出展者から接触があった場合には速やかに当該出展者の出身国政府に通知する。

第13条 展示スペース

展示スペースの種類は、以下のとおりとする。

- 1. タイプA (敷地渡し): 参加者は、開催者が提供した敷地に自らのパビリオンを建築する。企業による出展も含まれる。
- 2. タイプB(モジュール):参加者は、開催者が建築した出展モジュールを賃貸して展示する。
- 3. タイプ C (共同館):参加者は、開催者が建築 したパビリオン内の展示スペースを賃貸して展 示する。
- 4. 日本館及び自治体館:日本国政府及び日本の 自治体による出展。
- 5. NPO ルーム:未来社会の担い手として市民の 参加や出展を促すための NPO 向けの施設。
- 6. テーマ館: 開催者が建築し、開催者が企画する本博覧会のテーマにつながる様々な体験を来場者に提供するためのパビリオン。
- 7. ベストプラクティスエリア:会期前から取り組む 共創事業の成果を披露する場として、NGO、 個人事業主、市民等の幅広いステークホルダ ーのために開催者が準備する展示スペース。

なお、BIE加盟国に賃貸される展示スペースについては、賃料に15%の割引が適用される。途上国支援の対象国については、展示スペースは無償で提供される。

第2章 会場、設置、料金

第14条 会場

外国の参加国が陳列区域として自由に使用できるように設置されるスペースの総面積は、少なくとも開催国の陳列区域に割り当てられた面積を下回らないものとする。ただし、本博覧会開会の24か月前までに当該面積が完全に割り当てられていない場合には、開催者は未決定の面積を自由に扱う権利を取り戻す。

公式参加者が自らのパビリオンを建築するため に必要となる区画は、開催者により無償で提供される。

公式参加者に対するスペースの割当ての確定には、第34条の特別規則第1号に定めるとおり、テーマ説明書案の承認が必要となる。

第15条 一般サービス

開催者は、各参加者の費用負担で、ガス、電気、 通信、給排水、ごみの撤去等のサービスを提供する。 当該サービスの料金は、開催地の料金に準拠する。

参加者は、会場の運営に通常必要となる清掃、 保守管理、ごみ処理等の活動を全て行う。参加 者が行わない場合には、開催者が当該活動を自ら 行い、生じた費用を全額請求する権限を有する。

一般サービスの規定に関する条件は、第34条の特別規則第4、5及び10号に定める。

第16条 建物及び設置

参加者は、プロジェクトに関して開催者から事前 承認を得ることなく、出展敷地内で変更を行うこと はできない。土木工事、修景作業及び一般的な 建物周辺の全ての改修には、開催者の事前承認 が必要である。同様に、開催者が作成した改修 計画は、関係する参加者が同意しない限り、又は 陳列区域政府代表団の運営委員会が許可しない 限り、変更することはできない。

全ての建設及び改修の条件は、第34条の特別規則第4号に定める。

建設される建物及び行われる改修の一時的性質を考慮し、出展敷地内において適用される特別な条件についても特別規則第4号に定める。

さらに、参加者は博覧会政府代表に対して、規則の免除を要求することができる。その場合には、 博覧会政府代表は自ら決定するか、又は所轄官 庁が決定するように調整を行う。

参加者が使用できる機械、装置、設備の設置 及び運用に関する条件は、第34条の特別規則 第5号に定める。

第17条 会場の占有

実際の建築作業は2024年7月13日までに、 内部の改装及び仕上げ作業は2025年1月13日 までに、展示物の設置は2025年3月13日までに 完了する。

当該スケジュールを遵守するために、建築用区画は2023年4月13日から、開催者が建築するパビリオン内の展示スペースは2024年7月13日までに参加者(又は権限のある代表者)に引渡しが行われ、展示物の搬入は2024年11月13日から許可される。

参加者に割り当てられた建築用区画は遅くとも 2026年4月13日までに、開催者が建築するバビリオン内の展示スペースは2026年1月13日までに元の状態に戻して明け渡す。

第18条 展示物

展示物又はその一部は、博覧会政府代表の許可を得ることなく、本博覧会から撤去することはできない。

参加者が開催者に対する責任を果たすことができない場合には、博覧会政府代表は、出展敷地内にある当該参加者の物品について、国家遺産とみなされる物品を除き、本博覧会の閉会日に、当該参加者の費用とリスクで、解体、撤去、保管、差押え、売却を進めることができ、本博覧会の開催者に対する債務は当該売却収益から差し引かれる。

第3章 商業活動及びその他の活動

第19条 総則

参加国の陳列区域で行われる商業活動又はその他の活動は、一般規則に従うか、又は参加契約書若しくは博覧会政府代表による許可を受けなければならない。公式参加者は、他の公式参加者が受けたいかなる特別な便益も享受することができる。

当該活動は、電子商取引に関する活動も含め、 専ら適切な陳列区域政府代表の管轄下に置かれる。 商業活動又はその他の活動によりロイヤリティの支払いが生じる場合には、参加契約書に定める条件に従い、陳列区域政府代表がロイヤリティを徴収する。

各国の展示が条約第1条の規定と適合することを確保するために、商業活動に供され、かつ、一般来場者が出入りすることができる区域の面積は、全出展面積の20%を超えてはならない。

第20条 商業活動

第34条の特別規則第9号に定める条件に従い、 公式参加者は、主に自国の料理を提供するレストランを設置することができる。

第34条の特別規則第9号に定める条件に従い、公式参加者は、自国のスライドや絵葉書を含む写真、音声記録及び映像記録(フィルム、CD、DVD、その他の電子媒体)、書籍、切手を一般の人々に販売することができる。公式参加者は、開催者の承認を得ることを条件に、自国を真に代表する限定数の物品を販売することもできる。当該物品は、本博覧会の途中で差し替えることができる。本原則は電子販売にも適用される。

参加国の陳列区域に出展する物品及び展示を 設置するために用いた材料は、本博覧会の閉会 後に販売し、発送することができる。これにより、 出展者は、一時輸入のメリットに対する権利を放棄 し、課税及び通関規則の対象となる。当該販売 については、開催者に対してロイヤリティを支払う 義務はない。

開催者が、物品又はサービスの販売について、 特定のサプライヤーに独占的な商業上の権利を 与える場合には、当該権利が、参加国の陳列区 域におけるレストランや物品販売等の公式参加者 の商業活動を妨げることは認められない。

開催者が営業権を与える場合には、自国民と外国人を差別しないという原則を尊重し、営業権の数や種類と最終的な来場者数が不均衡となるリスクを回避し、過度な商業主義によりBIEが定めた国際博覧会の目的を損なうことがないようにする。

第21条 スタッフへの飲食サービス

参加国の陳列区域に、自国のスタッフ専用のレストラン及び軽食サービスを設置することができる。 当該活動については、博覧会政府代表又は開催 者に対してロイヤリティを支払う義務はない。

第22条 無料サンプルの配布

陳列区域政府代表又はその管轄下にある出展 者は、博覧会政府代表の承認を得ることを条件に、 自らの陳列区域において、無料で商品のサンプル を配布し、無料で試食を提供することができる。

第23条 特別の行催事

公式参加者は、本博覧会のテーマに関連するショー、特別イベント、プレゼンテーション又は会議を手配することができる。

個別の条件は、博覧会政府代表、開催者、陳 列区域政府代表の間で相互に合意される。

第24条 広報

- 1.参加者は、自らの展示スペース内又はパビリオン内に、看板、ポスター、案内、印刷物等を置くことができる。
- 2.展示スペース外又はパビリオン外での広報物の使用には、博覧会政府代表の事前承認が必要となる。博覧会政府代表は、承認していない看板等の撤去を求めることができる。
- 3. パンフレット及びチラシは、陳列区域内のみで配布することができる。
- 4. 会場での特別イベント等に関する全ての広報 活動は、博覧会政府代表の認可を受けなけれ ばならない。騒音となる宣伝活動は全て禁止 される。
- 5. 本博覧会の名称、イメージ、ロゴ、マーク、マスコット、コンテンツ等は、本博覧会の会場内であるか会場外であるかに関わらず、また、商業的な目的であるか否かに関わらず、開催者の事前承認を得ることなく、看板、パネル、出版物、写真、図画、電子イメージ、インターネット、その他のものに使用してはならない。
- 6. 陳列区域政府代表は、開催者と参加契約書 を締結し、博覧会政府代表の許可を得た後、 本博覧会に直接関連する非商業的な目的に 限り、本博覧会のシンボルを使用することがで きる。当該使用権は譲渡することはできない。

第4章 共通サービス

第25条 通関規則

条約第16条、条約の通関規則に関する附属 書及びこれに定める通関制度に従い、本博覧会 で用いる外国製の物品に対して、必要に応じて適 用される適切な通関規則を、第34条の特別規則 第7号に定める。

第26条 貨物の取扱い及び通関作業

出展者は、全ての貨物の取扱い及び通関作業を自由に行うことができる。ただし、開催者は、当該作業に適した業者として承認し管理する代理業者名を出展者に通知する。

各出展者は、会場での物品の受取、貨物の搬出及び内容物の点検を行わなくてはならない。貨物が博覧会の会場に到着した際に出展者及び代理業者のいずれも不在の場合には、博覧会政府代表は、関連する当事者のリスク及び費用負担で、貨物を倉庫に保管することができる。

第27条 保険

- 1. 法令で義務付けられる強制保険
 - 1) 労働者災害補償保険

各陳列区域政府代表は、第34条の特別規則第8号に定める条件に従い、作業時の事故に対して自己の職員及び出展者の職員に保険を掛けなければならない。

2) 自動車損害賠償責任保険

日本の法令に従い、参加国の陳列区域、そのメンバー、従業員、出展者、より一般的には陳列区域政府代表の資格に基づく権限下にある全てのスタッフに帰属する全ての車両は、第34条の特別規則第8号に定める条件に基づき、第三者に与え得る損害に対して保険を掛けなければならない。

- 2. 一般規則で義務付けられる強制保険
 - 1)賠償責任保険

開催者は、自己の賠償責任のリスク及び第34条の特別規則第8号に定める賠償責任のリスクを補償する賠償責任保険を掛け承認しなければならない。当該保険契約は、最適条件を提示する保険会社との間で締結する。

生じる費用は、各参加者が占有する面積(平方メートル)の比例計算により決定する。 全ての公式参加者は、当該保険を掛けるか、 又は他の保険会社の保険契約の証拠を提示し、同じリスクをカバーしていると開催者が 認めた場合には、その保険を掛けるか、どちらかを選択できる。

- 2) 物品の保険
 - A) 開催国政府又は開催者に帰属する物品物品(建物、備品、設備等の物品)の盗難、劣化、損傷に対する保険への加入については、所有者が全責任を負い、公式参加者が当該保険から恒久的又は部分的に補償を得る場合でも、賃貸料に上乗せする形で公式参加者に転嫁して

はならない。

B) 公式参加者に帰属する物品

物品(建物、備品、設備、個人所有物等の物品)の盗難、劣化、損傷のリスクに対する保険については、当該物品の所有者が全責任を負う。

C)博覧会政府代表、開催者、陳列区域政府代表及びその出展者は、火災その他の事故による物的損害の結果として生じるいかなる請求権も相互に放棄する。不正行為があった場合には、請求権は放棄されない。

当該権利放棄は、各陳列区域政府代表の参加契約書が発効した日から自動的に効力を生じる。前項に定める建物、備品、設備、個人所有の物品に関する全ての保険契約は、団体保険の補償範囲の拡張契約であるか、個別の保険契約であるかに関わらず、当該権利放棄について明記し、参加契約書にも記載する。

3. その他の保険

参加者が他のリスクに対する追加の保険に加入する際には、開催者は当該参加者を支援することができる。

4. 本条に定める条件に加え、日本の法令に基づき適用される保険の義務を含め、保険に関する全ての条件は、第34条の特別規則第8号で明確に定める。

第28条 警備

第34条の特別規則第10号に定める条件に従い、開催者は、治安及び安全を維持し、法令違反を防止し、規則を執行するために、全般的な警備体制を設ける。

陳列区域政府代表は、上記特別規則に定める 条件に基づき、各陳列区域で特別な監視体制を 設けることができる。

第29条 カタログ

- 1. 各参加者は、本博覧会の広報として適した出版物、制作物、情報に関して、開催者に協力する。当該内容については、関係する陳列区域政府代表の承認を受けなければならない。
- 2. 各陳列区域政府代表は、自らの費用負担で、自身の陳列区域に展示する物品の公式カタログを印刷し、出版することができる。

第30条 会場への入場

- 1. 入場の条件は、第34条の特別規則第13号 に定める。
- 2. 本博覧会の入場料は、博覧会政府代表(博覧会政府代表の同意があれば、開催者)が決定する。
 - BIEの承認を得ることなく、本博覧会の会場内で、その他の入場料を徴収することはできない。
- 3. 期限ないの招待状又は期間限定の招待状、出展者又は一般営業参加者用の入場証、従業員用の入場証は、特別規則第13号に定める条件に従い発行する。

第5章 知的財産権

第31条 一般規定

第34条の特別規則第11号に、特許権及び 著作権の保護に関する以下の事項について定める。

- ・日本による以下の条約の遵守
 - 1886年9月9日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
 - 1952年9月6日の著作権に関するジュネー ブ条約
 - 1883年3月20日の工業所有権の保護に 関するパリ条約
- 日本において適用される法令
- 本博覧会に関して講ずる特別措置
- ・全ての特許権の保護及び偽造防止に関する 措置

警備スタッフは、いかなる者に対しても、出展者の書面による許可がない限り、本博覧会の展示品を営利目的で模写、複写、計測、撮影、鋳造等をさせないように指導を受ける。

第32条 本博覧会の写真又はその他の画像

各公式参加者のパビリオンの画像を複製及び 販売するには、関係する陳列区域政府代表の承 認を得なければならない。ただし、開催者は、本博 覧会の写真又はその他の画像の複製及び販売を 許可する権利を有する。参加者は、当該複製又 は販売に異議を唱えることはできない。

第6章 褒賞

第33条 褒賞

条約第23条及び第24条に従い、展示物の価値の判定及び順位付けは、一つ又は複数の国際的な審査員団に委ねる。審査員団の運営規則は、第34条の特別規則第14号に定める。

参加国の陳列区域の出展者がコンペに参加しないことを決定した場合には、陳列区域政府代表 は博覧会政府代表に同決定を通知する。

第7章 特別規則

第34条 特別規則の一覧及び工程

開催国政府は、特別規則の草稿をBIEに提出 し承認を得る。特別規則は、特に以下の事項に 関するものとする。

- 1. 本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法
- 2. 国、国際機関及び民間出展者の参加条件
- 3. 陳列区域政府代表団の運営委員会に関する 規則
- 4. 建設、改修及び防火に関する規則
- 5.全ての種類の機械、装置、設備の設置及び運 用に関する規則
- 6. 外国の公式陳列区域のスタッフのための宿泊 施設
- 7. 通関、輸送及び特定の料金に関する規則
- 8. 保険
- 9. 公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件
- 10. 一般サービスに関する規則
 - 保健及び衛生
 - ・警備及び監視
 - ・水、ガス、電気、暖房、空調等の供給
 - 通信
- 11. 知的財産権の保護

当該規則には、各陳列区域政府代表が本 博覧会の名称、ロゴ、その他の要素を非営 利目的で自由に使用できることを明記しなけ ればならない。

- 12. 陳列区域政府代表及びそのスタッフの特権 及び便宜
- 13. 入場に関する規則
- 14. 褒賞の授与に関する条件(もしあれば)

上記1から10までの規則は、本博覧会の開会日の少なくとも3年前までに提出する。上記11から14までの規則は、本博覧会の開会日の少なくとも18か月前までに提出する。

陳列区域政府代表団の運営委員会が設置された後速やかに、運営委員会に特別規則を通知する。 運営委員会は特別規則について検討し、その見解をBIEに通知する。

開催者が本博覧会の要件を定めるその他の全ての規則及び指示は、BIE総会の審査後に初めて効力を生じる。

特別規則の承認のために一定の期間を設けるが、 開催者は、参加による財政的影響を評価するため に必要となる費用又は規定に関するガイドラインを 早期に準備しなければならない。

第5編 一般営業参加者の特別条件

第35条

一般規則における「一般営業参加者」とは、本 博覧会の会場内で商業活動を実施する権利を開 催者から付与されている者とする。

一般営業参加者は、本博覧会の会場内で実施 する商業活動の条件を定める営業参加契約書を 開催者との間で締結する。

上記規定は、公式参加者のみが対象となる以下の規定を除き、一般営業参加者にも適用される。

- •第6、7、9、10条
- 第4編第1章
- •第14条
- 第4編第3章(第24条を除く)
- 第4編第4章(第27条の2.の2)のC)を 除く)及び第6章
- 第34条の特別規則第1、3、6、7、9、10、 12、14号

他の参加条件は参加契約書に定める。他の参加条件は条約第17、18及び19条の規定に従う。

第36条

本博覧会に公式に参加する国の個人及び法人は、自国の陳列区域政府代表の同意を得ることを 条件に、一般営業参加者として認められる。陳列 区域政府代表は、承認に関する特別な条件を設 けることができる。

第6編 博覧会が中止された場合の 補償

第37条

登録された博覧会の開催を中止した場合には、 開催者は、参加を受諾した国に対して、本博覧会 への参加により直接生じた妥当性のある費用を補 償しなければならない。

ただし、執行委員会の勧告に基づき、総会が自然災害とみなすような事態に起因する「不可抗力」 により中止された場合には、補償は支払われない。

補償額は、開催国、開催者及びその他の全ての関係者が提出する文書及び証拠を付した請求 を調査する執行委員会の提案に基づき、総会が 決定するものとし、その決定は最終決定となる。

第38条

開催者はまた、入場料収入の一定比率に相当する損失として、運営・予算委員会の提案を受けて総会が定める金額をBIEに補償する。

ただし、執行委員会の勧告に基づき、総会が自然災害とみなすような事態に起因する「不可抗力」 により中止された場合には、補償は支払われない。

第39条

開催者は、第37条及び第38条に定める義務の履行を誓約し、当該義務は本博覧会の登録を申請した国が保証する。

当該補償上限額は、BIEを一方の当事者とし、 開催者及び開催国を他方の当事者とする合意に より定める。

当該誓約は、登録に必要な文書の一部となる。

。。 参加契約書

2025年日本国際博覧会の参加契約書 (公式参加者)

日本国政府からの招請に応え、2025年日本 国際博覧会への参加意思を表明した陳列区域 政府代表の_____により代表される _____(以下「参加者」という。)を一方 の当事者とし、

_____により代表される公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会(以下「開催者」 という。)を他方の当事者として、 両当事者は以下のとおり合意した。

第1編 総則

第1条

本参加契約書は、参加者が2025年日本国際 博覧会(以下「本博覧会」という。)に参加するた めの条件を定めることをその目的とする。

博覧会国際事務局 (Bureau International des Expositions、以下「BIE」という。) により既に承認され、又は今後承認される本博覧会の一般規則及び特別規則は、本参加契約書の不可分の一部とみなされ、かつ、両当事者に対して拘束力を有する。

両当事者は、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」 (以下「条約」という。)及びBIEが承認した規則、特に一般規則第5条で定義する博覧会政府代表の権限を認める。

条約の適用範囲外の事案について、参加者は 日本において適用される全ての法令も遵守する。

第2編 参加者の展示

第2条

開催者は、参加者が自由に使用できるスペースを提供し、参加者は、本参加契約書に附属資料Iとして附属する計画において指定する以下の事項について受諾する。

- 無償で提供される …… 平方メートルの展示区画 又は
- 1 平方メートル当たり …… 円で賃貸される …… 平方メートルの展示スペース 又は
- ・途上国支援プログラムの対象国に対して無償で提供される…… 平方メートルの展示スペーススペースは以下のとおり参加者に提供される。
- ・建築用区画は、2023年4月13日から引き 渡される。
- ・開催者は、2024年7月13日までにパビリオン建造物を建築する。
- 展示物の国内への持込みは、2024年11月 13日から許可される。

参加者は、一般規則及び特別規則第1号に定めるとおり、本博覧会のテーマに関連する展示を行うことに合意する。

参加者は、開催者が承認し、本参加契約書に 附属資料IIとして附属し、本参加契約書の不可分 の一部を成すテーマ説明書に掲げる展示を設ける。

参加者は、一般規則及び特別規則に従い、参加者が使用できるスペース内の装飾、維持、管理及び清掃を行う責務を負う。

第3条

開催者は、一般規則第34条の特別規則第10号に従い、同特別規則に定める料金及び条件で、ガス、電気、通信、給排水、ごみの撤去等のサービスを参加者に提供する。

第4条

開催者は、本博覧会の参加者に適用される日本の関連法令並びに大阪・関西地域の地元自治体及び地元当局の指令又は政策に関する全ての必要な情報を参加者に提供する。

参加者は、開催者の求めに応じて、出展のために輸入する物品及び供給品に加え、展示の準備及び実施に従事するスタッフの人数及び資格等に関する情報及び書類を開催者に提出する。

前述及びその他の有益な情報交換は、本博覧 会及び各参加者の成功を促進するための相互協力となる。

第5条

参加者は、自国の陳列区域における出展者の 選出及び配置並びに当該陳列区域における全て のスタッフの選出に全責任を負う。

参加者は、以下に特定する関係者に対して、本 参加契約書、一般規則及び特別規則並びに前 述の規則に基づく合意事項を遵守することを要請 する。

- (1)参加者に割り当てられたスペースにおいて、 参加者が本博覧会の参加に関連する義務 に従事する出展者及びその被雇用者等。
- (2) 参加者に協力してイベント又は商業活動に従事する関係者及びその被雇用者等。
- (3) 参加者に割り当てられたスペースにおいて建 築作業や展示装飾等に従事する関係者及 びその被雇用者等。

上記(1)から(3)に掲げる関係者以外の参加者の被雇用者及び代理人。

開催者は、参加者を通すことなく、上記の関係者と連絡を取らないことを約束する。

第6条

参加者は以下について約束する。

- ・一般規則及び特別規則に定める全ての事項に従い、遅くとも一般規則第17条で開催者が指定する期日までにパビリオンを建築し運営準備を行うために必要となる全ての工事、装飾、塗装、その他の作業を完了する。
- ・本博覧会の全期間に渡り、本博覧会の開催 日及び開催時間中は、自己のスペースを来 場者に公開する。
- ・参加者が自由に使用できる場所において、 開催者が本博覧会の円滑な運営のために必 要となる全ての設備又は附属品を設置、維持、 修理することを認める。
- ・契約により別段の合意がある場合を除き、一般規則第17条に定める期日に従い、参加者に割り当てられたスペースを、当該スペースを受領した際と同じ状態で返還する。

参加者が上記の義務を履行しない場合には、 博覧会政府代表は、一般規則第18条の条件に 基づき、開催者の権利を行使する権限を有する。

参加者が本参加契約書に基づく義務を履行する合理的な見通しがないと開催者が判断する場合にはいつでも、開催者は以下の権利を行使する。

- ・遅くとも該当する期日までにパビリオンを建築 し運営可能な状態とするために必要となる工 事及び作業を実施する(又は第三者による 実施を調達する)。又は、
- ・本参加契約書を終了し、参加者に対して(1) 割り当てたスペースを明け渡し、(2)当該スペースを元の状態に戻す(契約により別段の合意がある場合を除く)ことを要請し、いずれも即時に効力を生じる。

第3編 参加者の商業活動

第7条

参加者は、本参加契約書第2条に基づき使用できる場所において、公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件に関する特別規則第9号に定めるとおり、一般の人々向けに自国の料理を提供するレストランを設置することができる。

開催者は、当該レストランが占有するスペースに関して、いかなる料金も課してはならないが、参加者は、特別規則第9号に定めるレストランの「売上高」に基づく納付金(ロイヤリティ)を開催者に毎月支払う。

参加者は、本参加契約書第2条に基づき使用できる場所において、自己のスタッフ専用のレストラン及び軽食サービス施設を設置することもできる。

当該サービスの運営については、開催者に対する納付金の支払いは生じないが、当該サービスが 占有するスペースは本参加契約書第2条に従い 割り当てられたスペースに含まれる。

レストランの設置に関する諸条件の詳細は、一 般規則第34条の特別規則第9号に定める。

第8条

参加者は、自国又は自組織に関するスライドや 絵葉書を含む写真、音声記録及び映像記録(フィ ルム、カセットテープ、CD、その他の電子媒体)、 書籍、切手を一般の人々に販売することができる。

開催者の事前承認を条件として、参加者は、自 国又は自組織を忠実に表現した一つ又は複数の 種類の製品を販売することもできる。当該製品は 本博覧会の開催中に変更することができる。

参加者は、今後決定する一般規則第34条の 特別規則第9号に定める納付率で、当該販売製 品の「売上高」に基づく納付金を開催者に毎月 支払う。

前項の製品販売に関する諸条件の詳細は、特別規則第9号に定める。

第9条

参加者は、全ての商業活動(飲食サービスを含む)で使用するスペースが、全展示スペースの20%を超えてはならないことに合意する。上記について、附属資料Ⅲに詳述する。

第10条

参加者は、(一般規則第20条に従い) 本博覧 会の閉会後に、展示物及び資材を会場内で販売 することができる。

当該販売は、開催者に対する納付金の支払いを必要としない。ただし、この場合には、参加者は、一般規則第34条の通関、輸送及び特定の料金に関する特別規則第7号に定めるとおり、当該展示物及び資材の一時輸入のメリットに対する権利を失い、課税及び関税規則の対象となる。

第4編 参加者に与えられる便宜

第11条

陳列区域政府代表及び権限を有するその他のスタッフに与えられる便宜は、陳列区域政府代表及びそのスタッフの特権及び便宜に関する特別規則第12号に定める。

第12条

博覧会政府代表及び開催者は、参加者のスタッフの入国及び滞在が支障なく行われることを保証する。

開催者は、(該当する場合)以下の事項について参加者のスタッフを支援する。

- ・宿舎
- ・健康及び保険
- ・参加者のスタッフの家族に与えられる便宜

第13条

博覧会政府代表及び開催者は、関連する政府 機関と調整し、特に以下により、本博覧会の最大 の成功につながるように取り組む。

- ・最も便利な場所において、通関業務のために必要となるオフィスを設置する。
- ・参加者が本博覧会のために使用するあらゆる種類の物品及び製品を円滑に国内に持ち込めるようにする。
- ・必要な場合には、参加者が陳列区域内で販売する商品の輸入割当てを緩和する。これにはレストランで販売する商品も含まれる。
- ・参加者に代わり、特定の料金で通関手続を 行うために、開催者が承認した代理店のリストを通知する。

参加者は、いかなる場合も、上記リストの業者を 利用する義務を負わない。

第14条

開催者は、求めに応じて、輸送・荷物取扱い・ 梱包業者、製品・物品の納入業者及び全ての種 類の請負業者のリストを参加者に提供する。当該 業者は、開催者が承認し、公正な条件で参加者と 取引を行うことを約束した業者とする。

参加者は、いかなる場合も、上記リストの業者を 利用する義務を負わない。

博覧会政府代表及び開催者は、参加者にとって最も有利な条件を得るために、輸送業者及びその組織と調整を行う。

第15条

参加者と開催者との間で紛争が生じた場合には、両当事者は、紛争が条約の解釈又はBIEの定める規則に関するものである場合にはBIEの事務所を通じて、その他の場合には陳列区域政府代表団又は当該代表団の運営委員会の事務所を通じて、解決を求めることに合意する。いずれの当事者も、一般規則第10条に定める紛争解決の仕組みを利用することができる。

開催者は、一般規則第18条第2項に従い、 支払期限を迎えた未収金を回収する際に、関係す る参加国の法令により公共財産又は国家遺産の 性質がある場合には、当該参加国に帰属する物 品を押収することはできない。

第5編 発効

第16条

本参加契約書は、両当事者が署名し、博覧会政府代表が副署した時点で効力が生じる。 本参加契約書の署名日が異なる場合には、後の署名日に本参加契約書の効力が生じる。

第17条

本参加契約書に基づく意思の表明及び通知は 書面により行う。

前項に基づく意思の表明及び通知は、以下の 宛先に送付する。

 開催者
 参加者

 氏名:
 氏名:

 役職:
 役職:

 住所:
 住所:

 国:日本
 国:

上記の住所は、他方の当事者への通知により 変更することができる。 契約の証として、本参加契約書を英語又はフランス語で2通作成し、陳列区域政府代表及び開催者の代表が署名し、各当事者が1通を保持する。

陳列区域政府代表

日付:
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
日付:
2025年日本国際博覧会政府代表は、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」、本博覧会の一般規則に定める規定及び大阪・関西地域で効力を有する法令に関して、本参加契約書に基づく開催者の義務及び責任を遂行することを保証する。
2025年日本国際博覧会政府代表
日付:

附属資料I:参加者に割り当てる敷地計画

附属資料Ⅲ: テーマ説明書 附属資料Ⅲ: 商業活動

<u>特別規則</u>第1号

本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法

第1条 目的

本特別規則は、2025年日本国際博覧会(以下「本博覧会」という。)の一般規則第1条と第34条、並びに1994年6月8日の第115回BIE総会及び1995年12月13日の第118回BIE総会によって採択された国際博覧会のテーマの重要性に関する決議に基づき、本博覧会のテーマを定義し、テーマを展開するために、2025年日本国際博覧会協会(以下「開催者」という。)及び日本国による正式な参加招請を受けた外国政府及び国際組織(以下「参加者」という。)が講じる措置を定めることを目的とする。

第2条 総則

本博覧会のテーマに関して、開催者及び参加者は、本博覧会の一般規則及び特別規則に従う。 開催者は、全ての参加者がこのテーマに従った展示を行うことができるよう、参加者を支援し、調整の仕組みを提供する。

第3条 テーマ、サブテーマ

テーマ

未来社会はどうあるべきか、世界中の人々と共に考え、共にデザインしていくことを期待し、本博覧会のテーマとして『いのち輝く未来社会のデザイン』を掲げる。

『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマは、 人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それ ぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとと もに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、 世界が共創していくことを推し進めるものである。

言い換えれば、本博覧会は、格差や対立の拡大といった新たな社会課題や、AIやバイオテクノロジー等の科学技術の発展、その結果としての長寿命化といった変化に直面する中で、参加者一人一人に対し、自らにとって「幸福な生き方とは何か」を正面から問う万博になる。

近年、人々の価値観や生き方がますます多様化するとともに、技術革新によって誰もがこれまで想像しえなかった量の情報にアクセスし、やりとりを行うことが可能になった。このような進展は、本博覧会が世界の叡智とベストプラクティスを大阪・関西地域に集約するのに役立ち、多様な価値観が複雑に絡み合った諸課題の解決策をもたらすはずである。



Expo for SDGs+beyond

このテーマは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標として国連に採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組と合致するものである。

本博覧会が開催される2025年は、SDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けた世界各国による取組の進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となる。

同時に、2025年時点において、中長期的な視野を持って「未来社会」を考える際には、2030年のSDGs達成にとどまらず、SDGs+beyondに向けたビジョンや目標が示されることも期待される。

サブテーマ

人類を含め様々な「いのち」がこれからも持続していくためには、我々はそれらを守り、力を与え、次の世代へとつないでいかなければならない。

本博覧会のテーマである「いのち」について考える軸として、我々は、「Saving Lives (いのちを救う)」、「Empowering Lives (いのちに力を与える)」、「Connecting Lives (いのちをつなぐ)」という3つのサブテーマを設定する。

なお、日本では「生きとし生けるもの」のみならず 「路傍の石」でさえも「いのち」が宿ると捉える文 化が古くから存在する。

こうした背景からテーマである「いのち」の対象を人間だけではなく、我々を取り巻く多様な生物や自然、さらにはより広く捉えることも歓迎する。

「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」という3つの視点は、全てのSDGsに貢献できる可能性を持っている。このため、参加者は自分たちの取組がどの視点から、どのSDGsに関係するものか、自由に選択することができる。

第4条 テーマの展開、コンセプト

テーマの展開

1. Saving Lives (いのちを救う)

これは、一人一人の「いのち」を守る、救うこと に焦点を当てるものである。

具体的な展示としては、例えば、公衆衛生の改善による感染症対策、防災・減災の取組による安全の確保、自然との共生による環境の保護等が挙げられる。

2. Empowering Lives (いのちに力を与える)

これは、一人一人の「生活」を豊かにする、可能性を広げることに焦点を当てるものである。

具体的な展示としては、例えば、ICT(情報通信技術)を活用した質の高い遠隔教育の提供、スポーツや食を通じた健康寿命の延伸、AIやロボティクスの活用による人間の可能性の拡張等が挙げられる。

3. Connecting Lives (いのちをつなぐ)

これは、一人一人がつながり、コミュニティを形成する、社会を豊かにすることに焦点を当てるものである。

具体的な展示としては、例えば、パートナーシップ・ 共創の力、ICTによるコミュニケーションの進化、 データ社会の在り方等が挙げられる。 テーマ展開の理解促進のため、サブテーマの2つの切り口について説明する。

1つ目の切り口は、「私(I)」という一人一人の個人を起点(主語)にした切り口である。「私」がどうするのか、何をするのか、何をすべきかを問う切り口である。

2つ目の切り口は、「私(I)」という個人以外の全てを起点(主語)にした切り口である。「グループ、コミュニティ、企業、政府、国、経済・社会・環境システム等」がどうするのか、何をするのか、何をすべきかを問う切り口である。

この2つの主語の目的語となる「何を」「何に」の対象は、必ずしも人間のみではなく、万物(動物、植物などの自然環境、地球環境や、社会・経済のしくみや技術等も含む)が対象となる。

SUSTAINABLE GALS





































サブテーマ及び2つの切り口に対応した潜在的なトピック

			潜在的なトピック	
サブテーマ	目的	個人の取組、自分自身の意識 改革、習慣、啓発による気づ き	グループ、コミュニティ、企業、政府、国、経済・社会・ 環境システムなどによる取組	SDGs
Saving Lives (いのちを 救う)	「いのち」を守る、 救う	生活の中の健康、健康寿命の延伸、心(精神)の健康、季節と衣食住、食と生活	ライフサイエンス (最先端医療技術等の医療の発達)、労働環境の改善、貧困問題の解決、児童死亡率の低減、人権問題の解決(身赤買、児童婚)、健康と福祉、防災・減災、自然との共生・環境の保護、農業と食料生産、公衆衛生の改善、水源確保・水を届ける、再生エネルギー・新エネルギー、マイクロファイナンス、動物愛護	
Empower- ing Lives (いのちに 力を与える)	「生活」を豊か にする、可能性 を広げる	自己実現、自己表現、季節を感じ る生活、ファッション、道徳・マナー、 笑い、観光・探検・旅行、文化・文 学・芸術・哲学・音楽、スポーツ、 学び・遊び、瞑想・禅・マインドフル ネス・祈り、AI・ロボット	遠隔教育の提供、人間の可能性の拡張、ボランティア活動、 市民参加、寄付・募金、多様なライフ・ワークスタイル、産 素高度化(AI活田等)、エンジェル投資、起業家精神、フ ロンティアへの挑戦(海洋・宇宙・深海・地底等)、食の 未来(新たな食材、昆虫食等)	2
Connecting Lives (いのちを つなぐ)	一人一人がつながり、コミュニティを形成する、社会 を豊かにする	デジタル活用、地球環境を意識した行動、気候変動への適応、信仰、 出会い、多様さや異文化理解の促進	ネット・コミュニティ、オンライン・プラットフォーム、パートナーシップ・共創の力、新たなファイナンス (クラウド・ファンディング等)、未来の産業、サーキュラーエコノミ・、ソーシャルインクルージョン、伝統技術、ビッグデータの活用、スーパーシティ、スマートシティ、産官学のパートナーシップ	3 3 3 3 4 4 1 2 3 4 1

コンセプト

本博覧会は、その会場を「People's Living Lab (未来社会の実験場)」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけることで、多様なプレーヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための巨大な装置としていく。

このため、企画段階から民間企業等のアイデアを 募るとともに、国内外を問わず、多様なプレーヤー の積極的な参加を求めていくとともに、その実証プロセスを外部にも示していく。

また、本博覧会では、会期前から万博に関わるネットワークを広げていくことを通じて、会場内外からこの壮大な実験に参加して未来社会のデザインを共創することを目指す。

ICTを活用し、会場には来場できない人々であっても擬似的に参加体験をできるようにすること、参加者が一方的にソリューションを提示するのではなく、来場者も発信するような双方向のコミュニケーションを可能とすること等を通じて、全ての人々と共に創り上げる万博としていく。

第5条 参加者の責務

『いのち輝く未来社会のデザイン』というテーマに沿った展示を提供する必要がある。このため、参加者は、「いのち」について各国が展示するトピックスを設定する際の視座として、これらの3つのLivesから1つ以上を選択することとする。

SDGs+beyondという本博覧会の狙いに照らして、参加者による展示はSDGs (+beyond)に向けた取組を推進するものであること。このため、参加者は、SDGsの掲げる17の目標のうちいずれの達成に取り組むものか、1つ以上選択することとする。

なお、これらは必ずしも特定のサブテーマ、目標に絞り込むことを求めるものではなく、参加者が3つのサブテーマにまたがる、あるいはSDGsの17の目標全てに貢献する展示を行うことも歓迎される。

本博覧会を未来社会の実験場とするため、新たな技術、システム等様々なイノベーションを誘発するための工夫をこらすこと。

未来社会の「共創」に向けて、来場者が各参加者の展示に触れることにより、参加者と来場者の間や来場者同士の間での議論が促され、双方に新しい視点や考え方を提供するものであること。

日本国内の来場者だけでなく、世界各国からの 来場者にとって魅力的なものであるとともに、オリ ジナルかつ高品質な展示を提供すること。

第6条 開催者による支援

テーマ展開に係るあらゆる問題に関し、意見交換の場と同様、広範囲かつ明確なガイドラインを提供する。テーマ別のガイドラインについては、参加者のコンテンツ開発の時期に間に合わせるべく、登録申請完了後早急に提供する。

開催者は参加者に対し、第7条以降に記載されている、テーマに準拠するための調整の仕組みにおける、テーマ説明書の準備から承認までの間の支援を行う。

開催者が提供するサポート

- ・テーマ展開、展示場所における解説や表現に係る参加者向けガイドライン(企画案の例や可能性を含む)を提供する。とりわけテーマの統一性を保つべく、テーマ及びサブテーマに関する範囲(運営に加え、展示品、イベント、その他アクティビティについて、どのようなトピックであれば許容されるか)について詳細に記したテーマガイドラインを提供する。
- ・開催者は、参加者がテーマを展開するに当たって考えられる様々なアプローチ方法を見つけるためのワークショップの開催や検討会の開催をすることにより、全ての参加者に積極的に関与していく。
- ・展示物完成までの主要な各段階において求められる、コンテンツ開発や展示作成のサポートを全参加者に対して行う。詳細については改めて各参加者に伝達する。



第7条 テーマに準拠するための調整の仕組み

1.参加条件について規定している特別規則第2 号に従い、展示スペースの割当申請書の提出 に際し、参加者はテーマ説明書を含めなければ ならない。テーマ説明書は本規則第3条及び 第4条の規定を満たすものでなければならず、 具体的な表現の中でテーマ及びサブテーマに ついて言及される素材を含んでいること。

特別規則第2号における規定にかかわらず、 開催者はテーマ説明書の承認後に展示場所 の割当てについての検討を行う。

一般規則第1条に定める目的達成のため、 開催者は第6条で言及されている助言的なサ ービスを提供する。

開催者は博覧会政府代表を通じ、テーマ説明書のコピーをBIEに転送する。

2. 建設、改修及び防火に関する特別規則第4号に詳細な定めのある事前承認のための申請の重要な部分として、参加者は表現について詳細に記述した展示計画書を提出すること。展示計画書にはテーマ説明書における概要に従い、詳細な計画を記載すること。開催者は提出されたものの検証を行う。

検証は次の観点から実施する。

- ・展示計画はテーマ説明書の趣旨に沿ったも のとなっているか
- 各テーマでそれぞれ求められる基準を満たしているか

検証の結果、申請が却下となるとき、開催者は詳細な説明を行うとともに、改善策を提示する。開催者は参加者が再検討するために十分な時間が確保できるよう合理的な期間内に却下決定を行う。開催者は第6条に定める助言的なサービスを通じて継続的な支援を引き続き行う。参加者はテーマ遵守基準を遵守するため表現内容の修正を行う。開催者と参加者との間で合意に至らなかったときは開催者とが参加者は合意形成に向けてあらゆる努力を行い、必要に応じてBIEによる支援を求める。その際に作成される文書は日本語、英語及びフランス語で作成する。3言語を等しく正文とする。

- 3. 一般規則第10条の規定に関わらず、開催者と参加者との間で、第1項及び第2項に定めるテーマに関しての合意に至らなかった場合には、BIEに相談の上、博覧会政府代表の裁量において解決を図る。
- 4. 公式カタログ作成のため、参加者は一般規則 第29条の規定を遵守するとともに、少なくとも 開幕の120日前に展示に係る最終確定情報 を開催者に提供する。博覧会公式カタログは、 印刷物と電子書式の両方で提供しなければな らない。

第8条 開催者が講じる措置

- 1. 開催者は、第3条及び第4条の規定を勘案して、 複数個の展示分野を設定したテーマパビリオン を設置する。テーマパビリオンの詳細については、 適切な時期に配布する。
- 2. 開催者はテーマに関連した会議、セミナー、シンポジウムの開催を企画する。また、参加者に対してイベントの周知を行う。

また、参加者は、自己が主催する類似のイベントにおいて本博覧会のテーマを取り上げることが求められる。

3. 参加者は自らイベントを開催するに当たっては 6か月前までに最終プログラムを開催者に提出 する。

特別規則第2号

国、国際機関、民間出展者の参加条件

第1章 一般規定

第1条 目的

本特別規則は、本博覧会の一般規則第3編と第4編に従い、2025年日本国際博覧会(以下「本博覧会」という。)への参加条件を定めることを目的とする。

第2条 公式参加者の定義

- 1. 公式参加者とは、日本国政府による本博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府と国際機関をいう。
- 2. 国際機関とは、科学、経済、文化及び他の分野における国際協力の推進を目的とする政府間機関をいう。

第3条 非公式参加者の定義

非公式参加者とは、博覧会政府代表により公式参加者の陳列区域外で参加することが認められた者をいう。

第4条 法令規則の遵守

参加者は、本博覧会の一般規則、特別規則及び日本の関連法令を遵守する。

第5条 展示物

- 1.全ての展示は、本博覧会のテーマの定義並び に開催者及び参加者によるテーマの実施方法 に関する特別規則第1号に準拠したものとし、 かつ、開催者によって承認されなければならない。
- 2. 展示される全ての品目と展示資料は、本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法に関する特別規則第1号、建設、改修及び防火に関する特別規則第4号及び全ての種類の機械、装置、設備の設置及び運用に関する特別規則第5号に準拠したものとし、開催者によって承認されなければならない。
- 3. いかなる場合も、人、動物若しくは環境に危険かつ有害とみなされる物品、又は爆発物、火器及び毒物等の公共の秩序を害する物品を本博覧会会場に持ち込んではならない。

第11章 公式参加者

第6条 参加契約書

- 1. 本博覧会への参加を希望する公式参加者は、 開催者と参加契約書を締結しなければならない。 参加契約書は、当該国の陳列区域政府代表 と開催者代表が署名し、博覧会政府代表が略 式署名したものでなければならない。
- 2. 公式参加者が商業活動等を行うことを希望するときは、本博覧会一般規則第19条及び20条の定めに従うとともに、公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件に関する特別規則第9号に準拠しなければならない。かかる活動の詳細は参加契約の附属資料に定められる。
- 3. 参加契約書は、建設、改修及び防火に関する 特別規則第4号に定める計画と書類が添付さ れなければならない。

第7条 展示スペースの提供

開催者は、以下のタイプの展示スペースを公式 参加者に提供しなければならない。

- ・公式参加者によって設計及び建設が行われる、 開催者から無償で提供される区画。
- ・開催者によって建築され、公式参加者に賃貸される展示スペース。このタイプのスペースについては、BIE加盟国に対して15%の割引が適用される。途上国支援の対象国については、このスペースは無償で提供される。

第8条 展示スペースの割当て

- 1.公式参加者は、展示スペースの割当申請書を開催者に提出しなければならない。この情報には、本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法に関する特別規則第1号の第7条に述べるテーマ説明書を含めなければならない。
- 2. 開催者は、展示スペースの割当申請書の受領後90日以内に申請結果を書面で参加者に通知する。開催者が、参加者による出展計画が本博覧会のテーマに合致していないか、又はその他の理由で受け入れられないと判断したとき、その理由を参加者に書面で通知するとともに、必要な変更について、陳列区域政府代表と合意する。
- 3. 開催者は、展示スペースの割当てに際し、当該割当申請書と、本博覧会への公式参加招請の受諾日を考慮する。展示スペースの割当ては、参加契約書の署名によって正式確定される。したがって、展示スペースの割当では、参加契約書が両当事者によって署名されるまでは暫定的なものとする。

4. 開催者は、本博覧会の運営の成功と本博覧会会場の調和を確実にするために、参加契約書に署名されるまでは、いかなる賠償責任を負うこともなく、本博覧会の会場計画と展示スペースの割当てを変更する権利を有する。

第9条 展示スペースの利用開始日、完成期 限及び原状回復期限

- 1. 実際の建築作業は2024年7月13日まで、内部の改装と最終仕上げ作業は2025年1月13日まで、展示品の設置は2025年3月13日までに完了しなければならない。
- 2. かかる予定を守るために、建築用区画は2023 年4月13日から、開催者が建築する展示スペースは2024年7月13日までに参加者に引き渡されるものとし、展示品の搬入は2024年11月13日より許可されるものとする。
- 3. 参加者が建築する展示スペースは、特別の取 決めを開催者と当該参加者との間で締結して いる場合、本博覧会終了後も保存することが できる。
- 4. 参加者に割り当てられた区画は、別段の取決めを開催者と事前に締結していない限り、遅くとも2026年4月13日までに何もない原状に回復し立ち退き返還しなければならない。
- 5. 開催者が建築する展示スペースは、2026年 1月13日までに建物を原状に回復し明け渡さ なければならない。

第10条 サービスの提供

- 1. 開催者は、本博覧会の開催期間中、現地の物価に合った料金によるサービスの提供を確保しなければならない。公式参加者は、自己の建築物敷地内又は展示スペース内における設備設置費用と以下のサービスの利用料金を負担する。
 - 電気、ガス
 - 通信
 - 給排水
 - ゴミの回収と処理
 - ・展示スペース内のゴミの撤去
 - ・展示スペースの警備
 - •冷水(地域熱供給)

開催者が適切とみなすその他のサービスは、 BIEと同意し、博覧会政府代表により承認され た後に、公式参加者に提供される。

- 2. 公式参加者は、設備の設置及び本条の第1段落に述べたサービスの利用に関して、建設、改修及び防火に関する特別規則第4号及び一般サービスに関する特別規則第10号並びに日本の関連法令を遵守しなければならない。
- 3. 開催者は、参考のために、以下に記載するサービスを提供する会社のリストを公式参加者に 提供する。
 - 展示スペースの維持管理と清掃
 - ・警備装置の設置
 - ・防火装置の設置
 - 保安警備
 - 建築と設備の設計施工
 - 敷地整備と造園
 - 展示装飾
 - ・ガイド
 - ・公式参加者が必要とし、開催者が適切とみなすその他のサービス

第11条 無償で提供されるサービス

開催者は本博覧会の開催期間中、以下のサービスを無償で提供する。

- 応急救護サービス
- ・公開エリアと緑地エリアの清掃と維持管理。 ただし、参加契約書によって参加者に既に割 り当てられているエリアを除く。
- 会場の方向標識
- 来場者のためのインフォメーションサービス
- ・会場の保安警備サービス
- 迷子センター
- 遺失物取扱所
- ・会場の照明
- 火災安全措置
- 手洗い及び飲料水

第12条 博覧会シンボルの使用

陳列区域政府代表は、開催者と参加契約書を締結し、博覧会政府代表の許可を得た後、本博覧会に直接関連する非商業的な目的に限り、本博覧会のシンボルを使用することができる。

この使用権は譲渡できない。

第13条 開発途上国への支援

以下は、参加の優遇条件の適用資格を定める 基準とみなされる。

1)後発開発途上国(LDCs) 後発開発途上国(LDCs)は、国連開発計画 委員会(CDP)が認定した基準に基づき、国

連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国。

2) 低所得国 (LICs)、低中所得国 (LMICs) 低所得国 (LICs) は、2016年の1人当たり GNIが1,005米ドル以下の国、低中所得国 (LMICs) は、2016年の1人当たりGNIが1,006米ドル以上、3,995米ドル以下の国。 これらの定義はOECD/DACがODA受取国リストで採用している世界銀行の分類によるものである。

3) 小島嶼開発途上国(SIDS)

小島嶼開発途上国(SIDS)は、地球温暖化による海面上昇等の被害を受けやすく、島国固有の問題(少人口、遠隔性、自然災害等)による脆弱性のために、持続可能な開発が困難だとされる、小さな島で構成される開発途上国。

4) 内陸開発途上国 (LLDC) 内陸開発途上国 (LLDC) は、国土が海から 隔絶され、地勢的に開発に不利な途上国。 その他、本博覧会のテーマを十全に達成する観 点から支援対象とされる国。

第Ⅲ章 非公式参加者

第14条 参加申請書

- 1. 本博覧会に出展者としての参加を希望する非公式参加者は、参加申請書に必要な情報を添えて開催者に直接提出しなければならない。開催者は、本博覧会への参加希望者の意思を当該参加希望者の政府に知らせなければならない。参加要請は、当該陳列区域政府代表か、又はそうでなければ当該政府によって承認された時点でのみ検討される。
- 2. 本条第1項に言及した参加申請書には、本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法に関する特別規則第1号の第7条に説明するテーマ説明書を含めなければならない。
- 3. 開催者は、非公式参加者に対し、しかるべき期間内に申請結果を伝達する。

第15条 責任者の任命

- 1. 非公式参加者は、自己の参加に関連する全て の事項に関して自らを代表する責任者を任命し なければならない。
- 2. 責任者は、関連する参加の準備と運営に対して責任を負い、かつ、本特別規則第4条に述べる法令の遵守を確保するために、自己の権限の下、全ての要員を監督しなければならない。

第16条 参加契約書

- 1.全ての非公式参加者は、開催者との間で参加 契約を結ばなければならない。非公式参加者 の参加契約書は、非公式参加者の責任者と 開催者によって署名されなければならない。
- 2. 非公式参加者の参加契約書は、サービス供給 に関する規定を含め、非公式参加者の参加条 件を定めなければならない。
- 3. 非公式参加者に提供される権利と便宜は、いかなる場合も、公式参加者に提供される権利と便宜よりも有利なものであってはならない。

第17条 展示スペースの割当て

- 1. 展示スペースは、公式参加者と非公式参加者 の区域が明確に区別できるように割り当てられ なければならない。
- 2. 非公式参加者は、開催者が決定した展示スペースを提供される。これらのスペースの賃貸料は、非公式参加者と開催者の合意によって決定される。

開催中止の場合の補償額を規定及 び保証する文書

日本国政府は、2025年日本国際博覧会(以下「本博覧会」という。)の開催を中止した場合には、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」第10条第2項に従い、開催者が一般規則第37条及び第38条に定める義務を履行することを保証するために必要な措置を講ずる。

8.5.1 参加国に対する補償

一般規則第37条に基づき、本博覧会の開催を中止した場合には、開催者は、参加を受諾した国に対して、本博覧会への参加により直接生じた妥当性のある費用を補償する。なお、本博覧会の開会日が近づくにつれ、参加国に生じる費用が増加するため、補償上限額も増加することとなる。

ただし、執行委員会の勧告に基づき、総会が自然災害とみなすような事態に起因する「不可抗力」 により中止された場合には、補償は支払われない。

補償上限総額は以下のとおり算出し、各段階において表の9列目の金額を超えないものとする。

- 1.1列目は、登録承認から本博覧会開催までの期間を4つの段階に区分している。
 - (1)第1段階:登録承認から2022年4月 12日まで
 - (2)第2段階:2022年4月13日から2023 年4月12日まで
 - (3) 第3段階: 2023年4月13日から2024 年4月12日まで
 - (4)第4段階:2024年4月13日から2025年4月12日まで

- 2.2列目は、参加国を3つの分類に区分している。
 - (1) カテゴリーA: 参加者がパビリオンを建築 する国
 - (2) カテゴリーB: 開催者が建築するパビリオン又は展示スペースを賃貸する国
 - (3) カテゴリー C: 途上国支援プログラムの対象国

2列目は、第6章附属資料のデータに基づき、 各カテゴリーでの1か国当たりの本博覧会開 催前の平均参加コストを示している。

- (1) カテゴリーA: 13.16百万米ドル
- (2)カテゴリーB:3.14百万米ドル
- (3) カテゴリー C: 0.08 百万米ドル
- 3.3列目は、各段階での参加国数を示している。

(1)第1段階:38か国

(2)第2段階:75か国

(3)第3段階:113か国

(4)第4段階:150か国

- 4.4列目は、各段階での小計額を示している。
- 5.5列目は、各段階での合計額を示している。
- 6.6列目は、各段階での参加国への補償率を示している。

(1)第1段階:10%

(2)第2段階:25%

(3)第3段階:40%

(4)第4段階:75%

- 7.7列目は、各段階での参加国への補償総額を示している。
- 8.8列目は、以下8.5.2に記載しているように BIEへの補償額を示している。
- 9.9列目は、各段階での補償上限額を示している。

8.5.2 BIEに対する補償

一般規則第6条及び第38条に基づき、本博覧会の開催を中止した場合には、開催者は、入場料収入の一定比率に相当する損失として、運営・予算委員会の提案を受けて総会が定める金額をBIEに補償する。本博覧会の入場券売上げの想定額は約582百万米ドル(消費税及び地方消費税を除く総収入)であり、その2%となる11.6百万米ドルがBIEに支払われる。

ただし、執行委員会の勧告に基づき、総会が自然災害とみなすような事態に起因する「不可抗力」 により中止された場合には、補償は支払われない。

参加国及びBIEに対する補償

単位: 百万米ドル

日付	1か国当たり の合意費用 (万博開催前)		参加国		小計	合計	補償率	参加国に 対する補償	BIEに 対する補償	補償上限額
登録承認から	Α	13.16	Α	13	171.08	188.38	10 %	18.838	11.6	30.438
2022年4月12日まで	В	3.14	В	5	15.7					
	С	0.08	С	20	1.6					
2022年4月13日から 2023年4月12日まで	Α	13.16	Α	25	329	363.6	25 %	90.9	11.6	102.5
	В	3.14	В	10	31.4					
	С	0.08	С	40	3.2					
2023年4月13日から	Α	13.16	Α	38	500.08	551.98	40 %	220.792	11.6	232.392
2024年4月12日まで	В	3.14	В	15	47.1					
	С	0.08	С	60	4.8					
2024年4月13日から	Α	13.16	А	50	658	727.2	75 %	545.4	11.6	557
2025年4月12日まで	В	3.14	В	20	62.8					
	С	0.08	С	80	6.4					

- *カテゴリーA:参加者がパビリオンを建築する国(50か国が参加者建築パビリオンを選択することを想定)
- *カテゴリーB: 開催者が建築するパビリオン又は展示スペースを賃貸する国(20か国が開催者建築パビリオンを選択することを想定)
- *カテゴリーC:途上国支援プログラムの対象国
- * 本表では、途上国支援プログラムの対象国を80か国と想定。10か国がモジュール出展を選択し、70か国が共同館出展を選択することを想定。

8.6 参加コスト

2025年日本国際博覧会(以下「本博覧会」という。)の参加に係るコスト(第6章附属資料参照)について正確な内訳を参加者に提供するために、開催者は、大阪・関西地域の消費支出水準に応じた様々なコストを含む参加ガイドを作成する。本参加ガイドは以下の指針から構成される。

・パビリオン関連コスト: 建築、設備の据付け、 外装の装飾及び副次的な装飾、プロジェクト マネジメント、デザイン並びに建築の監督が 含まれる。これらは、パビリオンが使用可能と なる前に、開催者が道路、電気、給排水、通信及びガスを利用可能とし、地形を平らで自然な状態にすることを踏まえたものである。

- ・展示準備コスト:展示のためのデザイン及び プランニング、ソフトウェアの開発及びビデオ の制作、内部構造の設営及び取壊し並びに 展示設備(スクリーン、映写機、補強構造物、 テレビ等)の購入が含まれる。
- ・運営コスト: パビリオンの管理のための具体的なコストが含まれる。給料、宿泊及び食事、 光熱、水道、保険、保守、移動及び輸送、オフィス家具及びオフィス設備並びに本博覧会期間中の様々な活動費用等である。

参加ガイドには、参加国が本博覧会に参加する ために必要な全ての関連情報も含まれる。

附属資料

- 8-1. 内閣総理大臣 書簡
- 8-2. 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 書簡

カコ

的

n

遺

社 0 問 L 様 < 出 11 大 会 皆 VI K 日 来 て VI 1 阪 3 لح な る VI 直 本 府 自 発 ま ま V 商 す 信 ~ を ٤ 負 売 寸 ベ そ 含 す L 11 き 共 を L る 尊 時 to T 0 関 12 T 関 VI I 5 西 期 大 لح ま 西 Ĭ 精 地 12 阪 を す。 地 1 神 域 あ n な 域 決 ズ 0 n カン 含 そこ 意 A は 発 大 ま 6 む を L 祥 す 阪 0) 関 で、 ま 排 長 地 は 生 西 < L L (H 命 地 す。 政 た 日 2 売 本 0 域 つ、 治 本 9 1 あ は 私 手 は ŋ そ 経 あ は、 だ 方、 が 大 済 る け 長 こう 1 阪 C 期 生 E き 文 0 は 的 き 化 地 未 L な 方 地 1 来 た < 0 持 域 中 玉 社 周 続 ラ 社 囲 心 際 会 買 的 1 会 地 博 0 を 利 UN フ To 姿 思 覧 手 益 ス 企 あ 会 を VI B を 4 業 問 ŋ を P 満 重 1 及 再 5 る 足 視 ル び L Ŧī. CK 場 利 寸 K ع 個 2 誘 他 る 0 人 致 L 精 社 精 11 2 世 T 神 会 神 界 T 5 VI が 貢 が 文 玉 世 さ 0 息 根 献 化 界 際 b た づ to 付

6 な る 産 約 研 地 を + 究 含 域 丰 機 C 8 す。 口 関 X 歷 史 1 企 ま 業 1 た 的 ル 等 建 0 が 博 造 近 集 覧 物 会 距 積 離 L 0 伝 に テ T 統 芸 あ VI 1 る る 7 能 た 地 K 8 域 関 和 0 連 食 6 既 す な Lo 存 あ 3 0 5 健 様 都 ま 康 Z 市 す な 機 ラ 文 能 会 化 1 が 場 7 的 容 ++ 0 遺 夢 易 1 産 12 洲 I を 利 は 1 擁 用 す ス 大 口 分 0 る 能 阪 野 魅 6 0 力 0 す 都 世 あ L 界 8

登 私 は 録 博 1 (1 覧 会) に、 開 几 催 玉 月 + に 公 式 日 K 付 立. け 候 閣 補 議 す I るこ 解 K لح よ を、 0 て、 玉 日 際 博 本 覧 が 会 0 条 約 Ŧi. K 則 年 19 玉 際 博 博 覧 覧 会 会

玉 際 事 務 局 K 届 け 出 る Ł を 謹 N 0 お 知 6 世 L ま す

我 × 0 博 覧 会 は VI 0 ち 輝 < 未 来 社 会 0 デ ザ 1 > 英 語 Designing Future Society

Our Lives' 仏 語 Concevoir la Société du Futur, Imaginer notre Vie de Demain) をテー マとし

うものです。

VI

Ŧi.

月

Ξ

日

から十

月

三日

ま

C

0

六

カン

月

間

関

西

地

域

0

大

阪

府

夢

洲

に

お

11

T

開

催する

よう 2 経 37 間 11 T 日 を 7 本 U 0 で 根 は لح た 類 初 ŋ 本 齊 的 は 0 ひ 威 九 K 豊 玉 ٤ 間 か 際 t n グ 博 0 な VI 0 口 生 直 覧 年 幸 Ì 活 会 K L 福 15 うる 同 を を な ル 享 開 U 生 化 人 受 催 大 き つする I 阪 方 情 知 15 ٤ 報 よう 能 大 お 化 p 成 VI そ 等 12 バ 功 T n 0 1 な を を 世 オ 0 収 人 支 界 テ た B 類 え 的 ク た 0 る 現 方、 経 進 1 社 象 歩 I 験 会 ٤ 3 災 が さ 1 害 あ 調 経 5 等 n 和 済 K 0 食 ま 2 は 飛 糧 す 2 ス 生 躍 不 Vi テ 命 的 足 以 う 4 降 テ 発 0 人 展 病 約 1 未 生 # に 気 7 来 直 0 世 を 像 あ 暴 掲 面 紀 げ を L ŋ 力 を

(ビッド・ドシエ (2017年9月25日に日本国政府がBIEに提出) P.6-9から引用)

同 条約第十条第二 項に いう、 当該法 人による義務の 履行を保証するため、 必 要な

措 置 を 講じてま V 1 ます。

貴 殿 12 敬 意を 表 するとともに、 貴 殿 0 IJ 1 ・ダーシ ップの 下

成二十九年 -四月十 日

平

れ、

選

挙

が

透 明 性

0

ある形

で、

円

滑

に

実施されることを期待

L T

おります。

誘

致 競 争 が 公 正 1

行

わ

日 本国 内 閣 総 地理大臣

博覧会国際事務局 事務局長 ビセンテ・ゴンザレス・ロセルタレス 殿

た、 場 ま 0 0 鉄 道 延 伸 B 道 路 拡 幅 な Li 0 整 備 が 計 画 さ n T 11 る ほ 力 夢 洲 が 人 I

0 あ る ٢ カン 5 海 L T ク 七 ス 0 導 入 \$ 容 易 C

日 本 政 府 12 お き ま L 7 は 昨 年 + 二月 に、 本 博 覧 会 0 誘 致 検 討 K 係 る 関 係 府 省

庁

連 絡 会 議 を 立 5 上 げ 政 府 丸 7 な 2 て 取 9 組 N C お ŋ ま す 本 年 月 + 七 H に は

そ 経 0 済 会 界 長 及 に び 関 H 西 本 地 経 域 済 0 界 自 を 治 代 体 表 が す 中 3 心と 榊 原 な 定 2 征 て、 日 本 本 経 博 済 覧 寸 会 体 0) 連 誘 合 致 会 委 会 員 長 会 から が 就 設 任 立 L さ オ れ

3 + 15 1 0) 誘 致 体 制 が 整 2 た ところ 6 す。

ル

昨 セ + 年 日 1 本 IJ は G テ 7 1 犯 伊 0 罪 勢 率 確 志 が 保 摩 15 極 サ は 8 111 常 T 7 12 低 1 万 < を 全 無 を 世 事 期 界 終 L 0 T え 中 6 お る 治 ŋ な ま ٤, 安 す。 が 最 玉 6 際 良 的 VI 大 五. 玉 規 年 0 模 玉 1 0 際 N で 博 す。 覧 1 会 12 12 加 お お え け VI T T 3

\$ 皆 さ ま が 安 心 L T 御 参 加 VI た だ け る ょ 5 あ 5 ゆ る 措 置 を لح 0 T ま VI n ま す

法 人 H が 本 設 が 立 さ れ る Ŧī. 年 5 玉 が 際 想 博 定 覧 さ 会 開 れ T 催 11 玉 ま 12 す 選 0 ば 日 れ 本 た 政 暁 府 12 は、 は E 同 際 博 博 覧 会 覧 会 を 条 開 約 催 締 す 約 る 玉 た 5 8 0

December 11, 2019

Mr. Vicente Gonzalez Loscertales Secretary General Bureau International des Expositions 34, Avenue d'lena, 75116, Paris, France

Dear Secretary General,

The Japan Association for the 2025 World Exposition hereby guarantees the fulfilment of the obligations, as set forth in Article 37 and Article 38 of the General Regulations, in the event of the cancellation of organising the Expo 2025 Osaka, Kansai, Japan for reasons other than force majeure.

Respectfully yours,

Ishige Hiroyuki Secretary General

加起的到

Japan Association for the 2025 World Exposition

2019年12月11日

ビセンテ・ゴンザレス・ロセルタレス事務局長殿 博覧会国際事務局(BIE) 34, Avenue d'Iena, 75116, パリ, フランス

親愛なる事務局長殿、

2025年日本国際博覧会の開催が不可抗力以外の理由により中止になる場合には、2025年日本国際博覧会協 会は一般規則第37条及び第38条に定める義務の履行を保証する。

敬具

石毛 博行 事務総長

2025年日本国際博覧会協会

(日本語仮訳)

